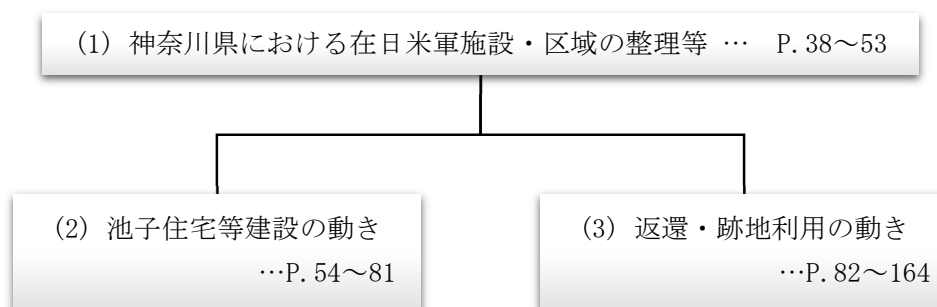


資 料 編

【 資 料 編 】

構 成 図

1 池子住宅等建設と返還合意6施設について



2 「池子住宅等建設と返還合意6施設」以外の動向

3 主な米軍施設返還後の跡地利用状況（昭和36年以降）

4 条約・協定等

目 次

1 池子住宅等建設と返還合意6施設について

(1) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等 ……………	38
①神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議開始について (平成15年2月6日防衛施設庁)	
②神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の開催について (平成15年2月21日防衛施設庁)	
③神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について (平成15年7月22日防衛施設庁)	
④市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明 (平成16年8月4日横浜市)	
⑤神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会の会議概要 (平成16年9月2日防衛施設庁)	
⑥市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について (平成16年9月22日横浜市)	
⑦神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について(回答) (平成16年10月5日横浜市)	
⑧施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議について (平成16年10月18日防衛施設庁)	
⑨神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第4回施設調整部会の概要 (平成22年7月21日防衛省)	
⑩神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会の概要 (平成22年8月26日防衛省)	
⑪日米合同委員会合意事案概要 (平成22年9月30日防衛省)	
⑫神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第6回施設調整部会の概要 (平成23年9月29日防衛省)	
⑬日米合同委員会合意事案概要 (平成23年11月7日防衛省)	
⑭神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の協議内容 (平成26年3月25日防衛省)	
⑮日米合同委員会合意事案概要 (平成26年4月17日防衛省)	
⑯日米合同委員会合意事案概要 (平成30年11月14日防衛省)	

(2) 池子住宅等建設の動き	54
①横浜市住宅建設対策プロジェクト設置要綱	
②池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について （平成18年8月17日防衛施設庁）	
③金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望 （平成18年9月21日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会）	
④池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請） （平成18年10月2日横浜市）	
⑤池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について （平成19年6月13日防衛施設庁）	
⑥金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望 （平成19年7月25日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会）	
⑦池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請） （平成19年8月16日横浜市）	
⑧池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請） （平成22年8月2日横浜市）	
⑨池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について （平成23年7月20日防衛省）	
⑩金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望 （平成23年11月10日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会）	
⑪池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請） （平成23年11月30日横浜市）	
⑫池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について （平成26年6月4日防衛省）	
⑬金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望 （平成26年12月26日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会）	
⑭池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等の基本配置計画案の 再説明について （平成27年1月9日横浜市）	
⑮金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望 （平成27年7月29日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会）	
⑯池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅建設について （平成27年9月18日横浜市）	
⑰金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会からの要望 （令和元年6月24日米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会）	
⑱池子住宅地区及び海軍補助施設に関する要請 （令和元年8月21日横浜市）	
⑲防衛省南関東防衛局からの回答 （令和2年2月17日防衛省）	
(3) 返還・跡地利用の動き	82
①横浜市返還施設跡地利用プロジェクト設置要綱	
②上位計画	
ア 「米軍施設返還跡地利用指針」	（平成18年6月7日策定）
イ 「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」	（平成23年3月改定）
ウ 「横浜市中期計画 2022-2025」（抜粋）	（令和4年12月23日確定）
エ 「横浜市水と緑の基本計画」	（平成28年6月17日改定）

- ③各施設の状況
- ア 旧小柴貯油施設
(施設図、概要と経過、返還に関する文書、基本計画、土壌汚染調査結果、
その他文書)
 - イ 旧富岡倉庫地区
(施設図、概要と経過、返還に関する文書、基本計画、土壌汚染調査結果)
 - ウ 旧深谷通信所
(施設図、概要と経過、返還に関する文書、基本計画、土壌汚染調査結果)
 - エ 旧上瀬谷通信施設
(施設図、概要と経過、返還に関する文書、基本計画、その他文書)
 - オ 根岸住宅地区
(施設図、概要と経過、返還に関する文書、基本計画、土壌汚染調査結果、
その他文書)

2 「池子住宅等建設と返還合意6施設」以外の動向

- (1) FAC3144鶴見貯油施設に建設した施設の提供について 165
- (2) 横浜ノース・ドックの一部土地等の返還に関する日米合同委員会合意事案概要… 166
- (3) 横浜ノース・ドックの一部土地等の返還について 167
- (4) 横浜ノース・ドックの土地及び工作物の一部返還に関する日米合同委員会合意事
案概要 168

3 主な米軍施設返還後の跡地利用状況（昭和36年以降） 169

4 条約・協定等

- (1) 日米安全保障条約 172
- (2) 日米地位協定 174
- (3) 日米合同委員会組織図 185
- (4) 返還国有財産の処分 186
- (5) 消防相互援助協約 199
- (6) 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書 201
- (7) 神奈川県基地関係縣市連絡協議会規約 203
- (8) 厚木基地騒音対策協議会規約 204
- (9) 厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会設置要綱 205
- (10) 航空事故等連絡協議会規約 206

- 1 池子住宅等建設と返還合意6施設について
- 2 「池子住宅等建設と返還合意6施設」以外の動向
- 3 主な米軍施設返還後の跡地利用状況(昭和 36 年以降)

1 池子住宅等建設と返還合意6施設について

(1) 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等

① 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議開始について

(平成15年2月6日防衛施設庁)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等 に関する日米間の協議の開始について

平成15年2月6日
防衛施設庁

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等について、日米合同委員会の下部機関である施設特別委員会の下に設置されている施設調整部会で協議を行うことを日米間で決定したのでお知らせします。

② 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の開催について

(平成15年2月21日防衛施設庁)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等 に関する施設調整部会の開催について

平成15年2月21日
防衛施設庁

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第1回会合が下記のとおり開催されましたのでお知らせします。

記

1 年月日：平成15年2月21日（金）

2 場 所：防衛施設庁

3 出席者：

日本側：防衛施設庁総務部総括施設調査官、施設部施設企画課長 他
外務省北米局日米地位協定室長 他

米 側：在日米軍司令部第4部長、第5部長 他
在京米大使館政治部安全保障課一等書記官

4 会議概要：

今回の会合においては、出席者の紹介等を行うとともに、神奈川県内の在日米軍施設・区域のうち、在日米海軍施設・区域に焦点をあてていくこととし、日本側からは、これら施設・区域に係る地元事情や国会での議論等を説明した。

以 上

③ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について

(平成15年7月22日防衛施設庁)

施横第3878号(YFP)

平成15年7月22日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長

**神奈川県における在日米軍施設・区域
の整理等に関する協議内容について**

日頃、防衛施設行政につきましては、多大なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議については、平成15年2月6日、日米合同委員会の下部機関である施設特別委員会の下に設置されている施設調整部会で協議を行うことを日米間で決定したところであります。

平成15年7月18日、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第2回会合が別添のとおり開催され、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において、在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致したところであります。

つきましては、日米安全保障体制の目的達成のため必要な当該住宅整備について、貴職の格別のご理解とご協力を賜りますとともに、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等について、早期に結論を得たく、貴職のご意見をいただきたくよろしくお願ひします。

以上

添付書類：「神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の開催について」

**神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等
に関する施設調整部会の開催について**

平成15年7月18日

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第2回会合が下記のとおり開催されましたのでお知らせします。

記

- 1 年月日：平成15年7月18日（金）
- 2 場 所：防衛施設庁
- 3 出席者：
日本側：防衛施設庁総務部総括施設調査官、施設部施設企画課長
外務省北米局日米地位協定室長 他
米 側：在日米軍司令部第4部長
在京米大使館政治部安全保障課一等書記官 他
- 4 会議概要： 別紙のとおり

別 紙

**神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等
に関する第2回施設調整部会の会議概要**

- 1 本年2月21日の第1回会合において、日本側から、神奈川県内の在日米海軍施設・区域に係る地元事情や国会における議論等について説明があったが、今回の会合においては、先ず米国側から、米国側の諸事情について、次のような発言があった。
 - (1) 根岸住宅地区については、同地区に所在する住宅（約400戸）のほとんど全てが昭和20年代前半に建設されたものであり、老朽化が著しい状況にあるため、早急に建て替える必要があるが、代替地が確保されることにより、当該施設を移設することが可能であると考えている。
 - (2) また、神奈川県における在日米海軍の住宅不足は従来より深刻な状況にあり、米国としては、同県内の施設・区域において、当面、約400戸程度の住宅及びその支援施設を建設することが重要な課題になっている。

- (3) これらの根岸住宅地区の建て替え分及び米海軍住宅の不足分についてはできるだけ早期に建設することが必要と考えている。
- (4) 住宅及びその支援施設を建設するという意味においては、上瀬谷通信施設、深谷通信所等も、その候補地となり得るものであるが、米国としては、できるだけ横須賀海軍施設に近接する地域で住宅及びその支援施設を建設することを要望したいと考えている。
- 2 米国としては、これら合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えている。
- 3 これに対し、日本側からは、地元の累次にわたる返還要望等も踏まえ、根岸住宅地区、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還して欲しい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求めるとの考えを示した。
- 4 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、以下の理由から、地元自治体の理解を得て、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域において、①根岸住宅地区に所在する住宅及びその支援施設並びに②前述した神奈川県内で不足している在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致したところである。
- (1) 住宅地区を集約することにより、管理上等の観点から効率的であること。
- (2) 横須賀海軍施設への通勤にあたって利便性が確保できること。
- 5 最後に、日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況等については次回会合で説明する旨発言した。

④ 市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明

(平成16年8月4日横浜市)

市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明

1 接收地返還に向けた取り組み

横浜市は、第二次世界大戦後進駐した連合軍により、市の中心部や港湾施設などが広範囲にわたり接收され、横浜の再建・復興は著しく遅れることとなりました。

それ以来、横浜市では市民共通の念願、市政の重要課題として市内米軍施設の早期全面返還に向けた取り組みを進め、その結果、今日まで多くの返還を実現してまいりました。

しかしながら、市内には今なお8か所、約528haという他の大都市には例を見ない米軍施設が存在し、これらは都市づくりを進める上での大きな障害となっています。

2 国からの申し入れ

こうした中で、市内米軍施設に関連する大きな動きとして、昨年2月から、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米両政府間の協議が、日米合同委員会の下に置かれた施設調整部会において開始されました。

同部会の第1回会合においては、県内の在日米海軍施設・区域に焦点をあてていくこととされ、第2回会合の後、昨年7月22日付で国は、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における、800戸程度の住宅及びその支援施設の建設を含む日米間の協議内容について、市に対し意見照会をしてきたところです。

この日米協議においては、池子における住宅等の建設がなされれば、根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所及び上瀬谷通信施設（一部）については、施設・区域の返還について考慮することが可能となるとされていますが、その規模は、現在の市内米軍施設の合計面積約528haの約48%と推定され、これが実現すると、返還という一面だけを見るならば、本市における過去最大の返還となります。

3 施設返還の大原則

米軍施設の返還は、日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、無条件で行うことが大原則であり、住宅等の建設とは切り離し、この大原則を踏まえて、返還の環境が整ったものから、逐次、返還すべきであります。

また施設返還については、国が施設の置かれている状況を常に把握し、施設返還の拡大に最大限の努力をすべきであります。

横浜市としては、このような考え方に立ち、長年にわたり、市民、市会と一体となって、国に対し強く要望してきたところです。

しかしながら、国からの申し入れは、こうした、従来からの米軍施設に対する本市の考え方から、大きく隔たりがあるものであります。

4 国の頑なな姿勢

このため、二度にわたっての文書照会をはじめとして、防衛施設庁に実務的な照会を行うなど、国に対し、折衝を重ねてまいりました。私自身も、昨年12月に防衛施設庁長官と、さらにこの7月に国務大臣・防衛庁長官と会談し、直接、住宅等の建設と切り離して施設返還を行うべきであるという、市の考えを強く主張しましたが、国の態度は大変頑ななものであると認識せざるを得ませんでした。

文書照会への回答や防衛施設庁長官との会談において、国は、「住宅等の建設と施設の返還については一連の案件であり、一括して処理すべきものである」とし、また、「住宅等の建設については、国の事務として、日米安全保障体制の目的達成のため、できるだけ早期に実施する必要がある」としております。

さらに、防衛庁長官との会談において、私から、市としての施設返還に関する基本的考え方や建設と返還を一括とされることによる地元、横浜市民の苦悩を伝えましたが、長官は「住宅等の建設は国の固有事務である」、また「地元の返還要望に応える、現実的で最善の対応策である」とし、住宅等の建設への固い意思を改めて示しました。

このように、国の米軍住宅建設の意思は、大変一方的であり、また極めて固いと認識せざるを得ません。さらに、極めて遺憾なことは、国が条件とは決して言わないものの固執する、「住宅等の建設と施設返還は一連、一括である」との主張が、条件以外の何ものでもないものとして、市に突きつけられている事実です。

5 市会並びに市民の皆様へ

この問題に関しては、昨年7月の国からの申し入れ以降、横浜市会においては、本会議のほか、都市経営総務財政委員会、基地返還促進特別委員会など、様々な場でご議論をいただき、幅広いご意見を頂戴しました。このように、議会と行政とがともに、市民のための最善の解決策を求めて、議論を深めることができ、そのことは、私が判断をする上での力強い原動力になったと深く感謝しております。

また、住宅等の建設を行うとされている池子住宅地区の地元である金沢区では、「池子(横浜市分)接収地返還促進金沢区民協議会」において、各種の地域団体と行政が一体となり、30年以上、当該の池子地区の返還を求めてきたところです。同協議会の正副会長を通じて、地元としての苦渋に満ちた心情、地域の混乱を心配するお気持ちを伺いました。

市民の皆様からは、貴重なご意見が寄せられました。いただいたご意見は、多岐にわたり、国の申し入れに対するお考えを伺うことができました。355万市民の多くの方々においては、それぞれの立場を慮り、冷静沈着に受け止めて、いたずらに対立したり、紛糾したりする事態が生じていないことは、何より幸いです。こうした市民の皆様のがたい対応が、私のこの問題への対処の基礎となっております。

6 横浜市の新たな提案

国の主張するところの第一は、防衛・外交は国の基本的な事務であり、横浜市の諾否にかかわらず、国は住宅等の建設が可能であるという考え方です。

こうした国の考え方は、早期全面返還を望む市民の感情を逆撫でするものであり、誠に遺憾であり、とりわけ、金沢区の方々の無念に思いを馳せざるを得ません。

しかしながら、国が、この住宅等の建設については、日米安全保障体制の目的達成のための必要性がある、日米の政府間で認識の一致をみた事柄である、ということをお大義名分に、国の固有事務

として住宅等建設の事実を進行させてしまう、という懸念も否定できません。また、施設返還の議論がないがしろにされ、放置され続けることも、極めて残念ながら、ありうるものと考えます。

市として誠に苦慮するところではありますが、議論を先延ばしにすることにより、そうした事態に陥ることは、決して許されないことでもあります。

また、国の主張の第二は、先に述べたとおり、「住宅等の建設と施設の返還については一連の案件であり、一括して処理すべきものである」とし、住宅等建設を施設返還の事実上の条件としていることです。

これに対し、本市は、住宅等の建設は、施設の返還と切り離れた議論とすることが原則であると当初から考え、そのように繰り返し主張して現在に至りましたが、誠に遺憾ながら、国は、そうした考え方を頑なに変えようとせず、隔たりは埋まりません。

国の主張については到底承服できるものではありませんので、市民にとって、金沢区民にとって、現実的な対応の中での最善の解決策として、国に対し、施設返還について一点、住宅等建設について一点、横浜市として、新たな提案を行うものであります。

まず、第一点目の施設の返還についてであります。もとより日米安全保障条約及び日米地位協定の目的のために必要でなくなったときは、いつでも返還しなくてはならないものであります。

昨年7月の施設調整部会の第2回会合で議論がなされた根岸住宅地区、富岡倉庫地区、深谷通信所、上瀬谷通信施設(一部)についての返還に加えて、金沢区民のため、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、さらに、同部会においては議論がなされていない小柴貯油施設について、返還を追加すること、また、上瀬谷通信施設については、一部に限定することなく全部の返還を実現することを求めます。

次に第二点目の住宅等の建設の申し入れについてであります。本市からの照会に対する昨年12月18日付の回答で、国は「緑地の保全・自然環境の保全に配慮することが重要と考えている」としてありますが、本市としても緑地の保全を進めているところでもあります。

そこで、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における緑を可能な限り残し、自然環境の保全に十分配慮するとともに、都市開発に係る法制度等と整合を図るものとする、これらの観点から、800戸程度とされる住宅建設戸数については見直しを図り、800戸にこだわることなく、できうる限りの削減を行うことを求めます。

国においては、この横浜市としての新たな提案に対し、真摯に検討し、誠意ある考え方を示されることを強く要請いたします。

7 終わりに

昨年7月に、市内米軍施設についての本案件が国から提案され、1年が経過しました。この間、国から「施設の返還は住宅等の建設と一連、一括のもの」、即ち、事実上の条件として突きつけられた、この国からの提案に対し、市民、市会、市行政は、それぞれの立場で取り組み、苦悩をともにしてきました。

18区全体を考え、総合的に判断すべき立場の者として、市民にとって、金沢区民にとっての、現時点における具体的な最善の解決策に向け、熟慮に熟慮を重ねた結果、今こうしてここに、市として国に対し新たな提案をするという、決断に至ったものであります。

最後に、ここまで、市民の立場から、横浜市会議員の立場から、貴重なご意見を様々にお寄せくださり、苦悩をともにくださった多くの方々に、深く感謝を申しあげるとともに、さらなるご支援を賜りますよう、心からお願いいたします。

平成16年8月4日

横浜市 市長 中田 宏

⑤ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会の会議概要
(平成16年9月2日防衛施設庁)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等
に関する第3回施設調整部会の会議概要

- 1 昨年7月18日の第2回会合においては、米国側から、米国側の諸事情についての説明が行われるとともに、次のような議論が行われた。
 - (1) 米国側から、合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えているとの発言があった。
 - (2) これに対し、日本側から、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還してほしい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求める必要があるとの考え方を示した。
 - (3) 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、地元自治体の理解を得て、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域において、これらの住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致した。
 - (4) 日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況を説明する旨発言した。
- 2 今回の会合においては、まず日本側から、第2回会合の協議内容に係る関係自治体との調整状況として、下記のとおり関係自治体の考え方を説明した。
 - (1) 横浜市長は、返還される施設・区域及び返還される面積の増並びに緑の保全と住宅建設戸数の削減等について新たな提案を行うとの声明を発表し、この提案について国が調整し、その結果をみて、米軍住宅等の建設にかかる具体的協議を開始する用意があるとの考えを表明。（返還される施設・区域及び返還される面積の増：上瀬谷通信施設の全部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、小柴貯油施設の返還）
 - (2) 神奈川県は、横浜市の提案について真摯に検討するよう国に働きかけていくとともに逗子市の理解が得られるよう努力することも国に求めている考え。
 - (3) 逗子市は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子市域と横浜市域とは一体であり、過去の住宅建設に係る国と逗子市との調整経緯を踏まえれば、たとえ横浜市域といえども住宅を建設することは約束違反であり反対するとの考え。
- 3 さらに日本側から、横浜市長声明を別紙のとおり紹介し、日本側としては、本件協議で対象となっている施設・区域が所在する横浜市の新たな提案を重く受け止めており、地元の理解を得るためには同市の新たな提案に対する十分な配慮が必要である旨、また逗子市に対しても引き続き理解を求めていく考えである旨発言した。
- 4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。
 - (1) 施設・区域の返還に関し：
 - ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
 - ① 上瀬谷通信施設（一部）
 - ② 深谷通信所
 - ③ 富岡倉庫地区
 - ④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分（約1.2ヘクタール）
 - イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。
 - ウ 上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。

エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要がなくなった時点で返還されることとなる。

当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

(2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に関し：

ア 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。

イ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設については、住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。

5 今後は、今回の協議内容について関係自治体に説明し理解が得られるよう努めるとともに、特に横浜市の理解を得て、住宅及びその支援施設の具体的な建設計画の策定に着手することとする。

なお、今回の施設調整部会での協議内容については、日米合同委員会に報告することとし、その後は、日米合同委員会及びその下部機関で所要の調整・手続が進められることとなる。

⑥ 市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について (平成16年9月22日横浜市)

市内米軍施設に係る第3回施設調整部会の協議結果に対する本市の考え方について

先月4日、「市内米軍施設に係る国からの申し入れに対する声明」を発表し、昨年7月の国からの申し入れに対し、市としての新たな提案をいたしました。その後、石破防衛庁長官、さらには小泉首相にお会いしましたが、長官は最大限の努力をする、首相は地元の意向を尊重する、と対応されました。9月2日に、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第3回施設調整部会が開催されるとともに、その協議結果が本市に伝えられたところです。

その内容は、施設・区域の返還に関しては、上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区の全部、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地、小柴貯油施設の一部の返還について、日米間で認識の一致をみたということです。さらに、住宅及びその支援施設の建設に関しては、建設に伴う改変面積の抑制、新規建設戸数を4分の1削減し、住宅建設戸数を700戸程度に縮減することについて、同様に一致したということです。

この協議結果については、基地返還促進特別委員会、都市経営総務財政委員会をはじめとして、市民を代表される市会にご説明するとともに、9月17日開催の市会本会議の一般質問の中で、各党派等のご意見をいただきました。また、住宅等の建設を行うとされている地元、池子(横浜市分)接收地返還促進金沢区民協議会に対し、同様にご説明し、ご意見を伺ったところです。9月15日に開催された同協議会において、各委員が意見を表明されましたが、そのご意見は、様々にあり、それらのご意見はしっかりと受け止めさせていただきました。さらに、この間、市民の方々からも、貴重なご意見が寄せられたところです。

これらのご意見を踏まえながら、私としては、次のような点から、国が市の新たな提案を重く受け止め、その結果を出したものと判断いたしました。

まず、施設返還について、

- ①本市が日米協議において議論がなされていない小柴貯油施設の返還を求めたことに対し、その一部を返還するとしたことにより、将来の全部返還に道筋をつけることになること。
- ②当該住宅等建設を行おうとする池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地が返還になること。
- ③最も面積が広く、市内米軍施設の面積のおよそ半分近くを占める上瀬谷通信施設について、全部返還になること。
- ④以上の結果により、市内米軍施設の面積の7割を超える返還になること。

次に、住宅等建設について、

- ①緑を守るなどの自然環境の保全に配慮し、建設に伴う改変面積を半分以下に抑制することになること。

②日米間で譲歩の余地のない調整をした結果であるとしていた住宅建設戸数について、新規建設戸数の4分の1を削減することになること。

以上の点を踏まえ、第3回施設調整部会の協議結果を受け、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域での住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に入ることを明らかにいたします。今後は、この決断のもたらす結果を、金沢区民にとって、市民にとって、さらには横浜の発展にとって、実り豊かなものとしていくため、施策を展開していく決意であります。

最後に、今後の国との具体的協議に当たっては、住宅等建設に伴う周辺地域への影響、施設返還に係る課題などについて、鋭意調整し、金沢区民、横浜市民、横浜市の意向を最大限反映すべく取り組んで参る所存であります。

市民、市会の皆様におかれては、どうかご理解とご支援を賜りますよう、お願いするものであります。

平成16年9月22日

横浜市 市長 中田 宏

⑦ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について（回答）
(平成16年10月5日横浜市)

総 渉 第 73 号
平成16年10月5日

横浜防衛施設局長 栢田 一彦 様

横浜市 市長 中田 宏

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議内容について（回答）

中秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議に関し、昨年7月22日に貴職からの申し入れがあつて以来、本市としては、国に対する文書照会、防衛庁長官及び防衛施設庁長官との会談等を行う一方、横浜市会における議論、池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会や市民から寄せられた意見などを踏まえ、慎重に検討してまいりました。

その結果、去る8月4日に、市長声明を發表し、市の新たな提案をいたしました。これに対して、9月2日に日米合同委員会の下の施設調整部会の第3回会合が開かれ、協議結果が本市に伝えられたところです。

この協議結果については、市会や金沢区民協議会などからの意見をいただいたところですが、国が本市の新たな提案を重く受け止め、その結果を出したものと判断いたしました。

つきましては、この第3回施設調整部会の協議結果を受け、米軍住宅等の建設、施設の返還に係る具体的協議に応じてまいりたいと考えます。また、今後の協議にあつては、本市の8月4日付声明を踏まえるとともに、住宅建設に伴う周辺地域への影響、施設返還に係る課題について真摯に検討し、地元の意向を最大限反映されるよう、あらかじめ要請いたします。

⑧ 施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議について
(平成 16 年 10 月 18 日防衛施設庁)

合同委員会合意事案概要

件名	施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する協議について
承認年月日	平. 16. 10. 18
合意対象所在地	神奈川県横浜市
<p><事案内容> 本年 9 月 2 日に開催された神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会において行われた勧告は、合同委員会において承認された。</p>	

<参考>平成16年度の返還方針の合意内容

施設名	返還対象面積	返還の区分		返還の考え方
上瀬谷通信施設	242 ha	全部	一部 190ha程度	現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
			残余部分 (住宅及び支援施設が所在する地区等) 50ha程度	現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。
深谷通信所	77 ha	全部		現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
富岡倉庫地区	3 ha	全部		現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
池子住宅地区及び海軍補助施設	1 ha	飛び地		現在の使用が終了した時点で、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。
根岸住宅地区	43 ha	全部		「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で、返還される。
小柴貯油施設	10 ha	一部(※)		他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。 当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

(注) 表の記載内容は、第3回施設調整部会(平成16年9月2日)の会議概要及び防衛施設庁の説明に基づき、本市がまとめたもので、数値は概数です。

※ 小柴貯油施設については、平成17年12月14日に陸地部分全域(約52.6ha)と制限水域の一部(約4.6ha)が返還されました。

⑨ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第4回施設調整部会の概要
(平成22年7月21日防衛省)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第4回施設調整部会の概要

- 1 平成16年9月2日の第3回会合において、日米間の認識が一致した概要は以下のとおりである旨の確認を行った。
 - (1) 施設・区域の返還に関して、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、下記の施設・区域については、米軍にとって必要性がなくなるため、返還に向けた手続が開始される。
 - ① 上瀬谷通信施設（一部）
 - ② 深谷通信所
 - ③ 富岡倉庫地区
 - ④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域の飛び地部分（約1.2ヘクタール）また、根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続が開始される。

さらに、小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。
 - (2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設に関して、当該建設に伴う改変面積については、同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮するとともに、住宅建設戸数700戸程度とした上で、住宅及びその支援施設を建設する。
- 2 また、その後の経緯として、①家族住宅及びその支援施設の建設場所の所在自治体である神奈川県及び横浜市の理解を得て、住宅及びその支援施設の具体的な建設計画の策定作業を実施してきたこと、また、②これまでに、小柴貯油施設の陸上部分全部と水域の一部が平成17年12月14日に返還され、富岡倉庫地区の全部が平成21年5月25日に返還されたことについて確認を行った。
- 3 その上で、今回の会合において、日本側から、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設（トンネルの整備を含む）の促進を図るために必要と思われる以下の内容について、米側に対し要請を行った。
 - (1) 平成16年10月の日米合同委員会合意から5年以上経過していることを踏まえ、現時点における横須賀地区の家族住宅の不足数の検証及び「池子住宅地区及び海軍補助施設」における住宅建設戸数の再検討。
 - (2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設西側の運動施設地区及びキャンプ場地区）の返還に係る日米間での協議の開始。
- 4 これを受け、日米双方で議論した結果、日本側からの要請については、各々、今後鋭意検討・協議していくことで日米間の認識が一致したところである。
- 5 最後に、日本側から、今時協議の状況を関係部局及び関係自治体に伝達する旨発言した。
(編集者注：別添省略)

⑩ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会の概要

(平成22年8月26日防衛省)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第5回施設調整部会の概要

- 1 本年7月21日の第4回会合においては、日本側から、平成16年9月の第3回会合以降の経緯について説明がなされるとともに、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設（トンネルの整備を含む）の促進を図るために必要と思われる内容について、米側に対し要請を行い、日米双方で議論した結果、日本側からの要請については、各々、今後鋭意検討・協議していくことで日米間の認識が一致したところである。
- 2 今回の会合においては、第4回会合において日本側からなされた要請について、米側から検討結果の報告がなされ、日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。
 - (1) 横須賀地区の家族住宅の不足数について
現時点において、海軍の基準に基づき、横須賀海軍施設のために必要となる家族住宅の戸数は約700戸である。
 - (2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅建設戸数について
平成16年当時は、不足数約400戸に、根岸住宅地区の移設分約400戸を加え、合わせて約800戸が必要なところ、地元自治体からの要望を踏まえて約100戸を削減し、約700戸の建設を日米間で合意したところである。しかしながら、以下の理由から、当面の措置として、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅建設戸数は、根岸住宅地区の移設分として約400戸程度の家族住宅等を建設する。
 - ① 平成17年以降、施設・区域外に居住する者に対して良好な住宅を提供するため、米海軍自らが借り上げ住宅の制度（RPP）を活用し、約300戸の住宅借り上げを行ってきたこと
 - ② 根岸住宅地区の家族住宅の老朽化がより深刻なものとなってきたこと
 - ③ 米海軍としては、米軍人及びその家族にはできるだけ良質な住環境を提供したいという考えがあること
 - ④ 平成16年当時、日米間で合意した横浜市内の施設・区域を早急に返還して欲しいとの日本側の要望を踏まえ、当面必要な家族住宅の建設の早期終了を図ること
 - ⑤ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における住宅建設戸数はできるだけ減らして欲しいとの地元自治体の要望を踏まえ、日本側から同様の要請があったこと家族住宅等の規模、配置等については、今後速やかに日米間で調整する。
なお、平成16年に建設を合意した700戸程度との差、約300戸については、将来において、その時点での需要を考慮し、日米間で協議の上建設することとし、その建設場所については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域が一つの選択肢としてあり得るが、将来改めて日米間で協議する。
 - (3) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設西側の運動施設地区及びキャンプ場地区）の返還について
当該土地の返還については、引き続き、日米間で協議することとし、返還が実現するよう努力する。
一方、当該土地の返還には相当の期間を要することから、返還までの間、今後、米側から提示される共同使用（地位協定2-4-aが適用される施設・区域）にあたっての要件及び時期について日米間で協議の上、合意され、それらが満足された場合には、当該土地を逗子市と共同使用することとする。
- 3 今後は、今回の協議内容について、関係自治体に説明した上で、日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告することとし、日米合同委員会の承認が得られた後には、施設調整部会等の場で、所要の協議・調整が進められることとなる。

(編集者注：別添省略)

日米合同委員会合意事案概要

件名	施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する提案について
承認年月日	平. 22. 9. 30.
施設・区域名称	—
合意対象所在地	神奈川県横浜市、逗子市
合意対象面積等	土地： —
	水域等： —
	建物： —
	工作物： —
	附帯施設： —
【事案内容】	
<p>本件は、本年 8 月 26 日に開催された神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 5 回施設調整部会において行われた協議内容について、日米合同委員会の承認を得たものである。</p> <p>添付資料：神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 5 回施設調整部会の概要 (編集者注：添付資料省略)</p>	

⑫ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 6 回施設調整部会の概要

(平成 23 年 9 月 29 日防衛省)

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第 6 回施設調整部会の概要

- 平成 22 年 8 月 26 日の第 5 回会合以降、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項や「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子市域の一部土地（当該施設・区域西側の運動施設地区及びキャンプ場地区：約 40 ha）の返還についての協議及び返還までの間の共同使用についての協議を日米間で鋭意、実施してきたところである。
- 今回の会合においては、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における家族住宅及びその支援施設の基本配置計画案（別紙）について、現在、地元関係自治体に対する説明を行っているところであり、今後、確認される要件及び地元関係自治体の意見を十分踏まえつつ、日米間で最終的な当該基本配置計画を作成することについて確認した。

さらに、家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項として、横浜市からの要望である緑・自然環境の保全等を踏まえ、次のとおり日米間で認識が一致したところである。

 - 家族住宅は、鉄筋コンクリート造 3 階建て連棟式共同住宅等（385 戸）として整備する。
 - 支援施設の総延べ床面積（建築基準法による延べ床面積）は、27,455 m²以下とする。
 - 各建物の高さは 20 m 以下とし、建ぺい率は 30% 以下、容積率は 80% 以下とする。
- また、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の一部土地（当該施設・区域西側の運動施設地区及びキャンプ場地区：約 40 ha）の返還についての協議及び返還までの間の共同使用についての協議は、返還手続に係る一定の方向性、あるいは共同使用に係る要件及び時期について日米間で協議した結果、次のとおり日米間で認識が一致したところである。
 - 当該土地の返還については、引き続き、日米間で協議することとし、できるだけ早期に返還が実現するよう努力する。返還に向けた手続については、日米間で調整の上、適切な時期に開始される。
 - 返還に向けた手続が完了するまでの間、当該土地は逗子市と共同使用（日米地位協定第 2 条 4(a) が適用される施設・区域）するが、共同使用に当たっては、以下の基本的な要件を満たすことが条件であり、要件の細部は、別途日米間で協議する。
 - 既存管理事務所、正面ゲート、管理棟（スポーツジム）、スクールバス駐車場その他日米間で合意される施設の移設整備

- ・ 共同使用される区域とその他の地区を隔てるフェンスの設置
 - ・ 共同使用されない地区に所在する倉庫及び資材置場への車両出入り用ゲートの設置
- (3) 共同使用の開始前に、米側、南関東防衛局、逗子市の代表者との間で、当該共同使用に係る使用協定を締結することが必要となる。
- 4 今後は、今回の協議内容について、地元関係自治体に説明した上で日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告することとし、同委員会の承認が得られた後は、施設調整部会及び施設整備・移設部会の場で所要の協議・調整が進められることとなる。

(編集者注：別添省略)

⑬ 日米合同委員会合意事案概要

(平成 23 年 11 月 7 日防衛省)

日米合同委員会合意事案概要	
件名	施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する提案について
承認年月日	平. 23. 11. 7.
施設・区域名称	FAC3087池子住宅地区及び海軍補助施設
合意対象所在地	神奈川県横浜市、逗子市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－
	附帯施設：－
【事案内容】	<p>本件は、本年9月29日に開催された神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第6回施設調整部会において行われた協議内容について、日米合同委員会の承認を得たものである。</p> <p>添付資料：神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第6回施設調整部会の概要 (編集者注：添付資料省略)</p>

⑭ 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の協議内容
(平成26年3月25日防衛省)

(お知らせ)

神奈川県における在日米軍施設・区域の返還等について

26. 3. 25
防 衛 省

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会において、別添内容のとおり日米間で認識が一致しましたのでお知らせします。

(編集者注：神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会は、平成26年3月24日開催)

別添

神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の協議内容

- 平成16年に返還方針について合意済みの深谷通信所及び上瀬谷通信施設の具体的な返還時期、並びに平成23年1月の日米合同委員会で合意された「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍家族住宅及びその支援施設の所要等に係る基本的な事項について、日米双方で協議を行い、次のとおり認識が一致した。
 - 深谷通信所については、本年6月末までの返還を目途に、速やかに返還に向けた手続を開始する。
 - 上瀬谷通信施設については、平成27年6月末までの返還を目途に、近い将来返還に向けた手続を開始する。
 - 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域に整備する米軍家族住宅については、現計画の鉄筋コンクリート造3階建て連棟式共同住宅等385戸を同2階建て連棟式共同住宅等171戸に変更する。
- 上記の内容については、今後、地元関係自治体に説明した上で、日米合同委員会の承認を得るため、同委員会に報告される。同委員会の承認が得られた後は、施設調整部会及び施設整備・移設部会の場で所要の協議・調整が進められることとなる。

⑮ 日米合同委員会合意事案概要

(平成26年4月17日防衛省)

日米合同委員会合意事案概要	
件名	施設調整部会での神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する提案について
承認年月日	平. 26. 4. 17.
施設・区域名称	FAC3097深谷通信所ほか
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－
	附帯施設：－
<p>【事案内容】</p> <p>本件は、本年3月24日に神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会において日米間で認識が一致した内容について、日米合同委員会の承認を得たものである。</p> <p>添付資料：神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の協議内容 (編集者注：添付資料省略)</p>	

(お知らせ)

30. 11. 14
防 衛 省

神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について

本日の日米合同委員会において、以下のとおり承認を得たので、お知らせします。

1. これまでの日米合同委員会合意の見直し
 - ・神奈川県内の米軍施設・区域については、平成16年の日米合同委員会合意に基づき、上瀬谷通信施設や深谷通信所などの返還が実現しました。
 - ・一方、当初の合意から10年以上が経過し、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しており、横須賀海軍施設における米艦船の運用が増大するなど、米海軍の態勢及び能力に変化が生じています。
 - ・このような状況を踏まえ、米海軍の施設所要を満たすため、これまでの日米合同委員会合意を見直す必要が生じました。
2. 施設整備
 - ・日米間で協議した結果、今後、日本政府は、以下の施設整備を行うこととしました。
 - ①米艦船乗組員用の宿舎が不足している状況を踏まえ、横須賀海軍施設に独身下士官宿舎を整備。
 - ②米艦船への弾薬の積み下ろし作業の円滑、安全かつ効果的な運用を確保するため、浦郷倉庫地区に栈橋を整備。
 - ③生活環境の向上のため、池子住宅地区及び海軍補助施設（逗子市域）に生活支援施設、運動施設、修繕用作業所及び消防署を、鶴見貯油施設に消防署を整備。
3. 根岸住宅地区の共同使用及び返還
 - ・根岸住宅地区の返還については、土地所有者の方々に当該土地を早期に引き渡し、跡地が利用できるようにするための原状回復作業を速やかに実施するため、同地区の共同使用について、日米間で協議を開始します。
 - ・具体的な返還時期は、上記作業の進捗に応じ、日米間で協議します。
4. 家族住宅等建設の取り止め
 - ・池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の建設は、双方の合意により取り止めます。

以上

(2) 池子住宅等建設の動き

① 横浜市住宅建設対策プロジェクト設置要綱

横浜市住宅建設対策プロジェクト設置要綱（抜粋）

制 定：平成16年10月4日

最終改正：平成30年4月1日

(目的)

第1条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に伴う環境、周辺等への影響及び建設に関する調整等について、的確な対応を図るため、横浜市住宅建設対策プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトは、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域内における米軍住宅及びその支援施設の建設に関し、次に掲げる事項の検討等を行うものとする。

- (1) 環境への影響に関すること。
- (2) 周辺への影響に関すること。
- (3) 建設に係る調整に関すること。
- (4) 周辺住民の福祉の増進に関する環境整備に関すること。
- (5) その他必要と認められた事項に関すること。

2 前項各号の事項について、関係局長は必要な助言をすることができる。

(組織等)

第3条 プロジェクトは、政策局基地担当理事及び別表に定めるプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトにプロジェクトリーダーを置き、政策局基地担当理事をもって充てる。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクトメンバーのうちからプロジェクトサブリーダーを指名する。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの事務を掌理し、プロジェクトの会議の議長となる。
- 5 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

別 表(第3条第1項関係)

金沢区副区長	政策局政策部政策担当部長
財政局管財部長	環境創造局政策調整部長
環境創造局みどりアップ推進部長	環境創造局下水道管路部長
建築局企画部長	建築局建築指導部長
建築局宅地審査部長	都市整備局企画部長
都市整備局地域まちづくり部長	道路局計画調整部長
道路局道路部長	道路局河川部長
水道局施設部長	

② 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について
 （平成18年8月17日防衛施設庁）

施横建第29号(YCP)
 平成18年 8月17日

横浜市都市経営局基地担当理事 殿

横浜防衛施設局建設部長

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

防衛施設行政につきましては、日頃から御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
 この度、当局におきましては、標記に係る基本配置計画案について、別添のとおり作成しましたので、貴見を回示願います。

以上

添付書類：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

別添

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内
 施設・区域面積：約36.7ha（横浜市域）
 改変面積：約17.8ha
 整備する建物等：家族住宅700戸及びその支援施設

家族住宅

高層住宅	5棟	644戸	
18階建て	(142戸)		1棟
17階建て	(133戸)		2棟
15階建て	(118戸)		2棟

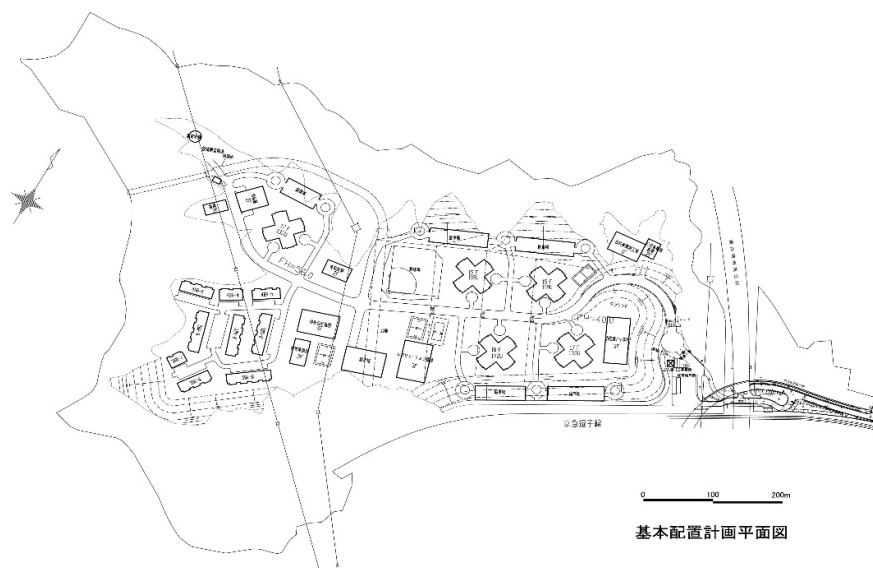
低層住宅 9棟 56戸

支援施設

中央公共施設（物品販売所・食堂等）、管理事務所、幼稚園/小学校、
 レクリエーション施設（室内運動場・診療所等）、消防署、倉庫、
 駐車場、育児所等

基本配置計画平面図：別図のとおり

別図



③ 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

(平成18年9月21日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会)

平成18年9月21日

横浜市長 中田 宏 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 家族住宅等の基本配置計画案について（要望）

はじめに

当協議会は、平成16年12月、米軍施設建設及び返還跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的に、設立いたしました。

さる平成18年8月17日、当協議会に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の基本配置計画案」が示されたことを受けて、地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

今回要望書を提出する主旨

先般、横浜防衛施設局より示されました配置計画案のみでは、検討材料としては乏しく、現段階で全ての要望をまとめることは困難です。この問題はスタートしたばかりであり、今後周辺住民をはじめ区民から様々な意見が出されるものと認識しております。

しかし、当協議会としては、今回の配置計画案、そして、今後具体的に示される様々な計画に対して、地元の意見をとりまとめながら、その都度意見表明をしていく必要があるという観点から、今回は配置計画案に対して最低限要望していくべきと判断した項目についてまとめております。

横浜市においては、池子米軍住宅を受け入れざるを得ない苦渋の選択をしている金沢区民の意見・要望を深く受け止め、横浜防衛施設局との調整をすすめていただきたく、お願いいたします。

また、池子地区への住宅建設計画が進む一方で、金沢区内に残された富岡倉庫地区など米軍施設が早期に返還されるよう、国に強く働きかけていただくとともに、旧小柴貯油施設の跡地利用にあたっては、国の協力について特段の働きかけをお願いします。

要望項目

①緑の保全について

今回の配置計画案では、横浜市との事前協議を受けて、改変面積を全体の1/2に抑えています。しかし、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、今後行われる環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すことを求めます。また、やむを得ず改変される部分についても、敷地内の緑化等を行い、緑の再生を図るよう努めていただきたい。

②道路・交通問題

今回の配置計画案では、土砂の搬出は表土程度という説明でしたが、それに要する工事車両は決して少ないものではなく、さらに建築資機材の搬出入、工事従事者の車両、そして、住宅建設後の生活車両等、周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路の使用を前提とした工事着手は、周辺住民の理解が得られるものではありません。

したがって、周辺住民の生活に十分配慮し、都市計画道路横浜逗子線の整備等を含めて必要な対策を講じていただきたい。

③建物の高さ

今回の配置計画案では、建物の上部が稜線を越えて、周辺の住宅から見える高さとなっておりますが、当地区周辺の区界は自然の稜線に囲まれた地形となっており、当協議会としては、自然の稜線から建物の上部が見えることは景観上ふさわしくないと考えています。したがって、建物の上部が稜線を越えることのないよう、地盤高及び建物の配置や高さ等につい

て一層の工夫を図っていただきたい。

④住民への計画周知

今回は、配置計画案のみが示されましたが、住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった時点で、早期に当協議会に説明し、その意見を尊重するよう要望します。

更に、周辺住民に対して適時、適切に情報を提供するよう要望します。

⑤飛び地の早期返還と跡利用への全面的な協力

飛び地については早期に返還していただきたい。また、飛び地返還後、周辺住民と米軍住宅居住者との交流が円滑にすすむよう、跡地利用等について、全面的に協力していただきたい。

④ 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

（平成18年10月2日横浜市）

都 経 基 第 2 4 9 号

平成18年10月2日

横浜防衛施設局長 高見澤 将 林 様

横浜市長 中 田 宏

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

仲秋の候 貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、8月17日付け施横建第29号（YCP）で基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

住宅等建設に伴う本市の基本的な考えにつきましては、平成17年3月に、本市住宅建設対策プロジェクトが公表した「第一次報告」に示しているところであり、貴局においても、これを尊重し基本構想等住宅等建設計画の立案を行っていることと存じます。

ところで、今回提示された基本配置計画案は、建物等の配置計画を基本に、造成計画、高層棟の階数及び周辺からの眺望のごく一端に過ぎず、住宅等建設の詳細な内容が明らかになっているわけではありません。

したがって、提示資料のみをもって基本配置計画案について評価し、意見を述べることは困難な状況にありますが、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、住宅建設対策プロジェクトで現時点での要請事項を次のとおりまとめましたので、国として最大限尊重した措置を講ずるよう要請します。

また、平成16年10月に返還方針が合意された市内米軍施設のうち、旧小柴貯油施設については、平成17年12月に返還が実現しましたが、富岡倉庫地区など残りの施設については、依然として返還されておりません。つきましては、これらの施設の早期返還実現に向け、米国との協議を進めるとともに、返還された旧小柴貯油施設の有効利用に向け、国として一層の御尽力を賜るよう併せて要請します。

要請事項

注) 要請事項については、防衛施設庁からの回答と併せて80ページ以降に掲載した。

⑤ 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について
 （平成19年6月13日防衛施設庁）

施横第3276号（YCP）
 平成19年6月13日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

参照：平. 18. 10. 2. 付都経基第249号

「池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）」

日頃から、防衛施設行政につきまして、ご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、参照文書による要請を踏まえて、基本配置計画を見直しましたので、同要請に対する回答を含め、別添のとおり関係資料を送付いたします。

以上

添付書類：1 別紙1・別紙2

2 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等建設事業の基本構想（編集者注：省略）

別紙1

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画

- 1 事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内
- 2 区域面積：約36.7ha
- 3 改変面積：約17.8ha
- 4 整備する建物等：家族住宅700戸及びその支援施設

(1) 家族住宅

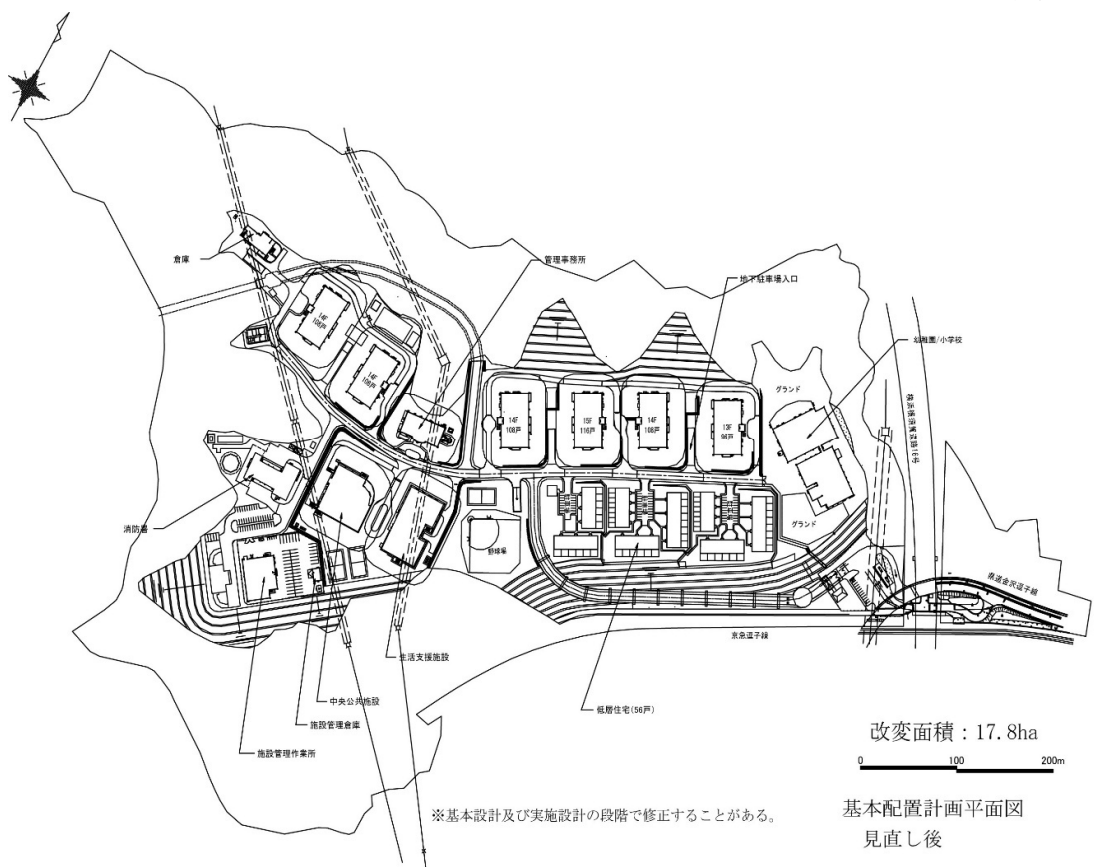
見直し後		当初案（平成18年8月時点）	
高層住宅	6棟 644戸	高層住宅	5棟 644戸
15階建て（116戸）	1棟	18階建て（142戸）	1棟
14階建て（108戸）	4棟	17階建て（133戸）	2棟
13階建て（96戸）	1棟	15階建て（118戸）	2棟
低層住宅	8棟 56戸	低層住宅	9棟 56戸

(2) 支援施設

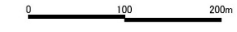
中央公共施設（物品販売所・食堂等）、
 生活支援施設（室内運動場・診療所等）、
 管理事務所、
 幼稚園／小学校、
 消防署、倉庫、駐車場等

- 5 基本配置計画平面図：見直し後は付図1、当初案は付図2のとおり

付図1

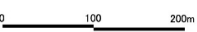
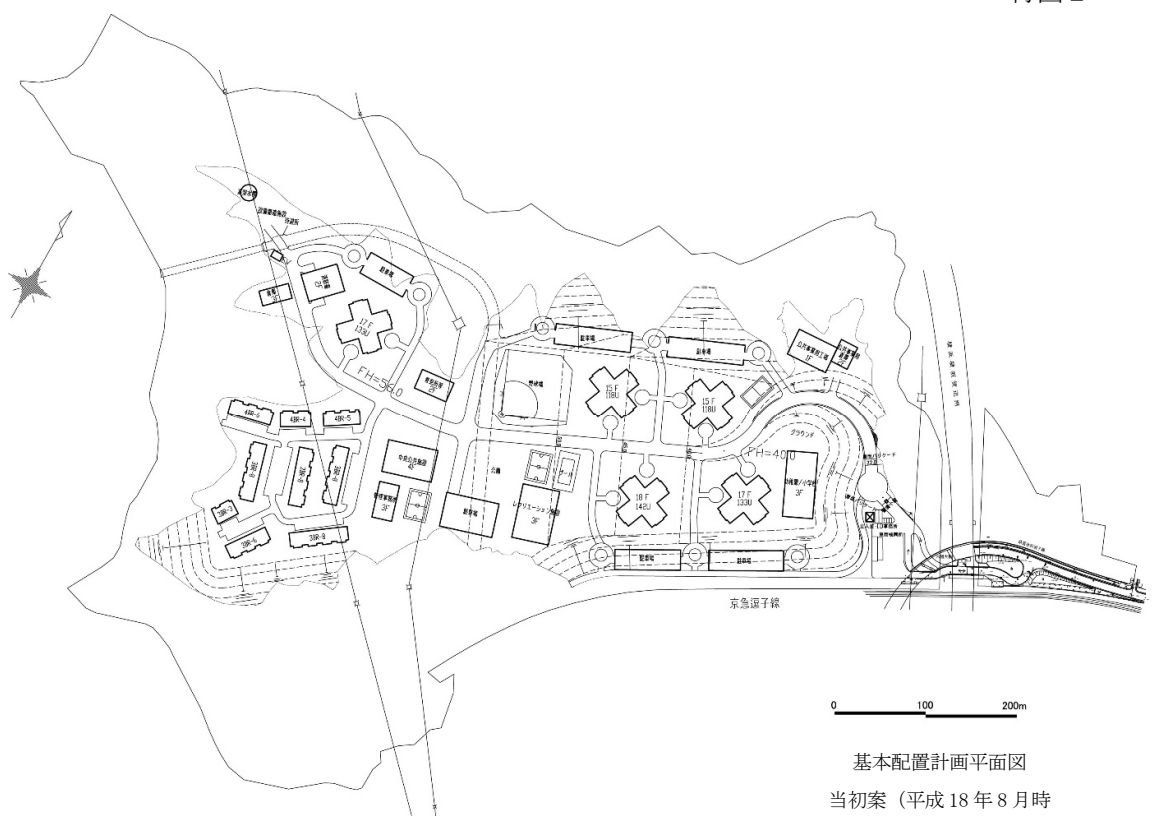


改変面積：17.8ha



基本配置計画平面図
見直し後

付図2



基本配置計画平面図
当初案（平成18年8月時）

横浜市長から横浜防衛施設局長宛て要請 (平成18年10月2日)	横浜防衛施設局長から横浜市長宛て回答 (平成19年6月13日)
1 緑地の保全、自然環境の保全	
(1) 改変面積が 17.8 ヘクタールであるとした根拠を示すこと。なお、鉄塔を移設する計画となっているが、この場合、移設に伴う進入路築造等に伴う造成も、改変面積に含まれるため、造成エリアを精査した上、「改変面積を横浜市域の面積の2分の1以内とする」とした、日米政府間の合意を遵守すること。	平成18年8月17日付け施横建第29号(YCP)でお示した米軍家族住宅等の基本配置計画案(以下「当初計画案」という。)及び今般見直した基本配置計画における改変面積は、「横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。」とされた平成16年10月18日の日米合同委員会の合意(以下「日米合同委員会合意」という。)に従ったものである。 これらの改変面積は、敷地造成において極力残土の搬出を抑えられるよう考慮しつつ、高さを抑えた建物等の配置が可能な敷地として、それぞれ約17.8ヘクタールとなったものである。 鉄塔の移設については、進入路築造等に伴う造成を要しない工法を採ることとしている。
(2) 非改変地については、緑地の保全を将来にわたり担保するための具体的方策を講ずること。	米軍家族住宅等の提供後においても、日米合同委員会合意を踏まえつつ、非改変地の緑地の保全に努めてまいりたい。
(3) 改変地についても、極力植樹等の緑化対策を行い、緑の創造・再生を図ること。	改変地については、可能な限り植樹するなど、適切な緑化対策を講じてまいりたい。
2 環境への配慮	
(1) 環境影響評価の実施に当たっては、動植物、水質、土壌等の自然環境のみならず、地域社会(交通混雑、交通安全)や景観等についても、環境影響の回避・低減を図ること。	地域社会の交通混雑及び交通安全、景観等については、本件建設事業に係る環境影響評価手続において、環境影響評価項目に含めることとしている。
(2) 改変地において失われる生物生息環境については、その価値を極力損なわないよう、必要な措置を講ずること。 (3) 樹木は、可能な限り移植等による活用を図ること。 (4) 表土は、植物の生育を確保するため、可能な限り植栽帯等への活用を図ること。	環境に配慮した具体的方策については、環境影響評価手続において策定することとしており、環境に配慮した方策を講じてまいりたい。
(5) 旧軍や弾薬庫としての使用履歴を明らかにし、適切な措置を講ずること。	使用履歴の調査等を適切に実施してまいりたい。
(6) 必要に応じ文化財調査を実施し、結果に応じて適切な保存を図ること。	横浜市教育委員会と調整し、必要な措置を講じてまいりたい。
3 災害の防止	
(1) 土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること (2) 雨水調整池を設置すること。	雨水調整池の設置を含め、適切な災害防止措置を講じてまいりたい。

4 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

- (1) 周辺の住宅地から、高層棟の建物上部が保全された尾根の稜線越しに容易に視認されることのないよう、造成地盤高や建築物の配置等についての見直しを行い、高層棟の高さ（階数）をできる限り低減すること。
- (2) 近接する住宅地に対しては、建築物の高さ等の見直しにより、圧迫感を低減するとともに、緑化による周辺との調和などに配慮すること。
- (3) 建築物のデザインや外壁の色彩を工夫すること。また、建築物周囲の植樹や屋上緑化等について、検討すること。

今般見直した基本配置計画は、当初計画案における高層棟の配置・階数等を見直し、高層棟の高さをできる限り低減するとともに、近接する住宅への圧迫感が低減されるよう配慮したものである。

また、建築物のデザインや外壁の仕様、建築物周辺の緑化等については、周辺との調和に配慮しつつ、今後、基本設計及び実施設計において検討することとしている。

5 工事中及び供用後の交通対策

- (1) 工事の実施に当たっては、周辺道路が、狭あいである状況や、閑静な住宅地内を通過している状況を踏まえ、周辺地域への影響を十分に配慮し、適切な対応を図ること。
- (2) 工事の実施に当たっては、工事用車両のみならず、工事従事者が使用する車両も含め、周辺交通環境への負荷に関する具体的な検討結果を明らかにし、周辺の一般道への負荷を極力軽減するための代替措置の検討を行うなど、交通対策について、十分な配慮を行うこと。
- (3) 特に、六浦駅前、狭あいであるのみならず、歩行者・自転車が輻輳している状況にあることから、工事用車両等が通行する場合には、道路の拡幅など十分な危険回避措置を講ずること。

周辺道路における工事関係車両の通行に際しては、交通誘導員を配置する等の措置を講ずるなど、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境等に配慮した方策を検討してまいりたい。

- (4) 将来、都市計画道路横浜逗子線について、新たに事業化する場合には、特別助成措置の導入を含め、国として最大限協力すること。

御要請の事業に係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づき適切に対応してまいりたい。

- (5) 供用後の通勤等の手段、利用ルートなど周辺交通環境への負荷を軽減するための具体的な検討結果を明らかにし、交通対策等について、十分に配慮すること。

米軍家族住宅等の提供後における交通対策等については、環境影響評価手続の中で、周辺交通環境に配慮した方策を検討してまいりたい。

6 施設供用後に向けた対応

- (1) 国と本市及び地域とで供用後の対応についての取り交わしを行った場合には、国の責任で、米軍と十分な調整を行うこと。
- (2) 周辺住民と米軍家族との親善交流や施設開放が図られるよう、米軍に働きかけること。
- (3) 現状の広域避難場所としての機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。
- (4) 道路交通法など日常生活に関わる国内法について理解を深めるため、講習会等の実施を検討すること。

御要請については、親善交流や施設開放などの具体的な内容等を確認・検討の上、米軍と鋭意調整してまいりたい。

なお、米軍においては、交通安全教育等がすでに実施されているところである。

7 法令・条例等の遵守	
(1) 都市計画法をはじめ、関係法令・条例等を遵守し、地区内の自然環境や周辺地域に配慮した計画とするよう検討を行うこと。 (2) 地域住民が日常的に利用することができる一定規模以上の公園を設置すること。 (3) 事業区域内に存在する道水路の処理を適正に行うこと。	関係法令等を遵守しつつ、自然環境や周辺地域に配慮した計画を検討してまいりたい。
8 地域住民への説明	
(1) 今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行うこと。 (2) 現在、横浜防衛施設局のホームページで、基本配置計画案を公表しているように、今後も、市民への情報提供を積極的に行うこと。	本件建設事業については、基本構想、基本設計、環境影響評価手続及び実施設計の進捗に応じて、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等に対し適時適切に説明してまいりたい。 また、今後とも、当局のホームページ等を活用して情報を提供してまいりたい。
9 地域のまちづくりの推進	
六浦駅周辺地区は、「金沢区まちづくり方針」で、まちづくり検討地区に位置付けられているが、地域まちづくりを推進していくには、道路交通アクセスや地区の安全性等への配慮が必要な地区であることから、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」の積極的活用を図るなど、国として協力を行うこと。	御要請のまちづくりに係る具体的な内容等を確認・検討の上、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき適切に対応してまいりたい。
10 飛び地の返還と跡地利用	
(1) 飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。 (2) 飛び地は、住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるべきであり、国として整備を行うなど、跡地利用の具体的方策を本市に提案すること。	いわゆる飛び地については、その早期返還に向け、米軍と鋭意協議してまいりたい。 また、跡地利用については、周辺住民の意向を踏まえた貴市からの具体的な要望等をお聴きしつつ、できる限り協力してまいりたい。
11 その他	
今後、建設計画や工事方法等に関する国の検討の進ちょくに依りて、周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項が生じた場合には、これを十分に尊重し、国として誠実な対応を行うこと。	周辺住民の意向等を踏まえた新たな要請事項については、十分尊重してまいりたい。
(編集者注) 別紙2については、平成18年10月2日の本市要請に対する回答であり、本市の要請と防衛施設庁からの回答を対比させる形に編集している。	

⑥ 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

(平成19年7月25日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会)

平成19年7月25日

横浜市長 中田 宏 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 家族住宅等の基本構想について（要望）

はじめに

今回の要望書は、平成19年6月25日、当協議会に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における家族住宅等の基本構想」が示されたことを受けて、現時点における地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

なお、本要望書では、池子住宅地区についての要望をまとめていますが、本来、先行して跡地利用に向けた検討が進められるべき「旧小柴貯油施設」について、国は土壤汚染調査さえ、未だ着手していません。「旧小柴貯油施設」の跡地利用検討を進めるため、早期に土壤汚染調査を実施することを要望するとともに、金沢区民の要望も踏まえた跡地利用の検討をあわせてお願いします。

また、金沢区内に残された富岡倉庫地区など米軍施設が早期に返還されるよう、国に強く働きかけていただくようあわせてお願いします。

要望書を提出する主旨

先般、横浜防衛施設局より示されました基本構想は、当協議会からの要望を踏まえた横浜市からの要請を反映しているということに関しては、協議会としては一定の評価をしております。

しかし、横浜市からの要請に対する回答の内容を見ると、要請に対し前向きに努力する姿勢は感じられますが、その方策について、具体的に示されていません。協議会としては、今回の基本構想の説明を受けて、引き続き要望していくべきと判断した項目について、取り急ぎ、以下のとおりまとめております。

今後も、要請に対する方策について、環境影響評価手続き等、具体的に検討が進んだ段階で、当協議会に適時適切に説明していただくとともに、その意見を尊重して下さるよう、引き続き横浜防衛施設局との調整をお願いいたします。

要望項目

①緑の保全について

前回要望したとおり、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すことを求めます。

また、改変される部分についても、緑化対策に努めるよう求めます。

②道路・交通問題について

前回要望したとおり、施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解が得られるものではありません。

したがって、都市計画道路横浜逗子線の整備、横浜横須賀道路の活用等を含めて、周辺地域への影響を最小限にするよう、必要な対策を講じていただきたい。

③建築計画について

今回提示された基本構想では、建物の上部が稜線を越えないように、また周辺住宅地の居住者に圧迫感を与えることのないよう、建物の配置や高さ等について一定の工夫は見受けられました。今後の設計にあたっては、建物のデザインや外壁の色彩など、周辺環境・景観との調和に配慮したものとさせていただくとともに、環境に十分配慮し、建設残土等についても極力少なくなるよう施工計画の十分な検討をお願いしたい。

④住民への計画周知について

環境影響評価手続き等の進捗に応じて、住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、建設残土等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった時点で、早期に当協議会に説明し、その意見を尊重し、誠実に対応するよう要望します。

更に、周辺住民に対しても適時、適切に情報を提供し、その意見について尊重するよう要望します。

⑤飛び地の早期返還と跡利用への全面的な協力について

飛び地については早期に返還していただくことを引き続き要望します。また、飛び地返還後、米軍住宅居住者との親善交流や住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるよう、日米の交流に資する施設の整備等について、全面的に協力していただきたい。

⑦ 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

（平成 19 年 8 月 16 日横浜市）

都 経 基 第 209 号

平成 19 年 8 月 16 日

横浜防衛施設局長 高見澤 将林 様

横浜市長 中田 宏

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 19 年 6 月 13 日付け施横第 3276 号（YCP）において基本構想及び本市の要請（平成 18 年 10 月 2 日都経基第 249 号）に対する回答が示されたところです。この中において、本市の要請に沿って前向きに取り組み、改善された部分については一定の評価をしておりますが、今後具体化していくとしている項目もあります。

そこで、再度要請事項を整理しましたので、基本・実施設計の際に最大限尊重していただき、措置を講じていただきますようお願いいたします。なお、前回の本市の要請（平成 18 年 10 月 2 日都経基第 249 号）についても、引き続き尊重していただき、具体化されるよう要請します。

また、平成 16 年 10 月に日米政府間で合意した、市内 5 施設・区域の返還等について遵守するよう要請します。施設・区域の返還については、旧小柴貯油施設の返還が平成 17 年 12 月に実現されましたが、富岡倉庫地区や深谷通信所など残りの施設については、依然として返還されておられません。これらの施設の早期返還実現に向け、米国との協議を進めるとともに、返還された旧小柴貯油施設の有効利用に向けた土壌調査の早期実施など、国として一層の御尽力を賜りますよう併せて要請します。

要請事項

1 緑地の保全、自然環境の保全

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努め、できる限り緑化を行うこと。

2 環境への配慮

環境に配慮した具体的な方策は、環境影響評価手続において策定するとされているが、環境影響評価の検討や基本・実施設計に当たっては、横浜市環境管理計画環境配慮指針を踏まえ、環境へ配慮した計画となるよう努めること。

3 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

高層棟の高さについては、景観に配慮し、基本・実施設計においても、引き続き造成地盤高や建物構造等について検討し、更なる高さの低減に努めること。また、建築物のデザインや外壁の色彩については、周辺との調和に配慮するとともに、建築物周囲の植樹や屋上緑化等についても検討すること。

4 工事中及び供用後の交通対策

周辺交通環境等に配慮した方策については、環境影響評価手続の中で検討するとされているが、周辺交通環境への負荷に対する具体的な検討結果についても明らかにすること。また、周辺一般道への負荷を極力軽減するため、横浜逗子線の拡幅など具体的な代替措置を講ずること。特に六浦駅前については、先の要請にあるとおり、十分な危険回避措置を講ずること。

5 施設供用後に向けた対応

広域避難場所の機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。

6 地域住民への説明

今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数や事業費等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行い、その意見を尊重すること。

7 飛び地の返還

飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、飛び地は、住宅等の建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等や日米の交流に資する利用が図られるべきであり、国として施設整備を行うなど、跡地利用の具体的方策について本市と協議すること。

⑧ 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

（平成22年8月2日横浜市）

防衛大臣 北澤 俊美 様

都 経 基 第 120 号
平成22年8月2日

横浜市長 林 文子

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、去る7月21日、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する第4回施設調整部会が開催され、その会議概要が本市に伝えられました。

今回、開催された部会では、平成16年10月の日米合同委員会合意から5年以上経過していることを踏まえ、現時点における横須賀地区の家族住宅の不足数の検証及び「池子住宅地区及び海軍補助施設」における住宅建設戸数の再検討について、日本側から米側に対し提案が行われ、今後、鋭意検討・協議していくことで日米間の認識が一致したとのことです。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅建設戸数については、平成15年7月に国から申し入れを受けて以降、地元金沢区民をはじめとする市民の方々や市会から頂いた様々なご意見を踏まえて、池子の緑・自然環境の保全や地域住民の負担軽減の観点などから、住宅建設戸数をでき得る限り削減するよう強く申し入れを行い、その結果として当初約800戸必要とされたものが約700戸に削減された経過があります。

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等の建設が提起されてから今日に至るまでの本市の判断が、地元金沢区民の思いも含めて大変重いものであったことをご理解いただき、今後、日米間において協議を進められるに際しては、次の要請事項について特段のご配慮を頂くよう、お願いいたします。

要請事項

1 住宅建設戸数

住宅建設戸数の再検討に当たっては、国として更なる削減が可能となるように最大限努力すること。

2 返還合意施設の返還促進

平成16年の日米合同委員会で返還が合意されたものの、未だ実現していない施設の返還を速やかに実現すること。

⑨ 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について
（平成 23 年 7 月 20 日防衛省）

南防第 4 5 4 6 号
平成 23 年 7 月 20 日

横浜市長 殿

南関東防衛局長

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について

日頃から、防衛行政につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、当局におきましては、平成 22 年 9 月 30 日の日米合同委員会の合意に基づく基本配置計画案を、別添のとおり作成しましたので、貴見を回示方願います。

なお、平成 19 年 8 月 16 日付け貴市からの要請については、今回の基本配置計画案に対する貴見等を踏まえ、今後、適切な時期に回答します。

添付書類：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

別添

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内（トンネルの一部逗子市域）

施設・区域面積：約 36.7ha（横浜市域）

改変面積：約 17.8ha

整備する建物等：家族住宅 385 戸及びその支援施設等

家族住宅 3 階建て住宅 51 棟 385 戸

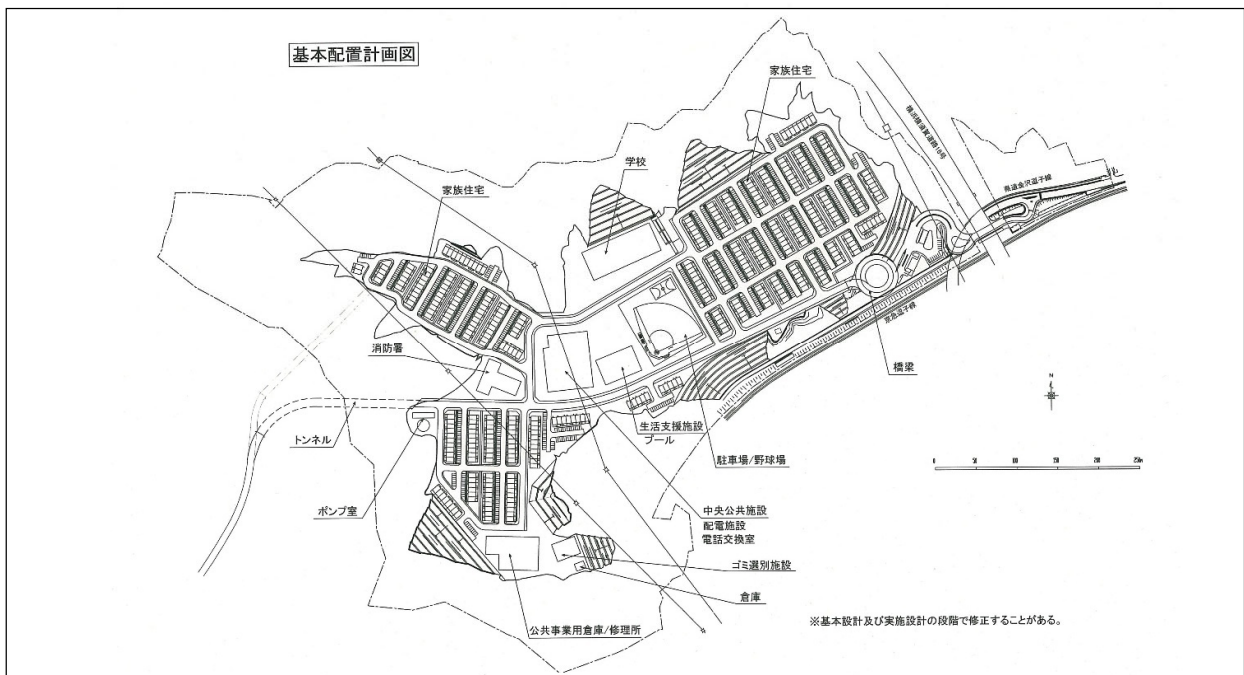
支援施設 中央公共施設（診療所・物品販売所・食堂・図書室・配電施設・電話交換室等）
生活支援施設（ユースセンター・屋内運動施設・2.5m プール等）
学校（幼稚園/小学校）

公共事業用倉庫/修理所

消防署、ゴミ選別施設、倉庫、ポンプ室等

その他 横浜市域と逗子市域を結ぶトンネル

基本配置計画図：別図のとおり



⑩ 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

(平成 23 年 11 月 10 日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会)

平成 23 年 11 月 10 日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における 米軍家族住宅等の基本配置計画案について（要望）

はじめに

今回の要望書は、平成 23 年 8 月 5 日、当協議会に対し「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案」が示されたことを受けて、現時点における地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

本要望書では、池子住宅地区についての要望をまとめていますが、すでに返還された旧小柴貯油施設については、土壌汚染などにより跡地利用が遅々として進展しない状況が続いていますので、適切に対処した上で、金沢区民の要望も踏まえた跡地利用を早期に具体化されるようお願いします。

要望書を提出する趣旨

当協議会では、これまで平成 18 年の基本配置計画案及び平成 19 年の基本構想が国から示された際に、池子の緑の保全や建築物の配置・高さ等について真剣に議論を交わし、地元の意見を横浜市を通じて国に伝えてきました。

その後、国からは前回の要望に対する回答も含めて具体的な説明がないまま 3 年以上が経過し、昨年になって突然、日米政府間で協議が再開され、平成 16 年当時どうしても必要であるとしていた 700 戸の住宅建設戸数が約 400 戸に縮減されました。

周辺住民をはじめとする金沢区民の住宅建設に対する様々な意見に配慮しつつ、地元の意見を取りまとめた当協議会としては、このような国の対応は地元への誠意が感じられません。住宅の建設により直接、影響を受けるのは地元金沢区民であり、国には地元の理解と協力を得るためにも一層努力していただく必要があります。

横浜市としても、住宅建設が提起されてからこれまでの金沢区民の苦渋の思いをあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

このような思いのもとに、今回の基本配置計画案に関し、現時点での要望を述べるものです。

1 緑の保全・改変面積の更なる縮減について

前回要望したとおり、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すとともに、改変部分についても、緑化対策に努めていただきたいと思います。

住宅建設戸数が縮減されたことから、自然環境の保全に配慮して、改変面積について更なる縮減を図っていただきたいと思います。

なお、改変区域については、前回までと同様に市域の 1 / 2 として計画されていることから、残りの約 300 戸を追加で建設することは現実的に困難であると考えますが、これ以上の追加建設は行わないよう強く申し入れます。

2 道路・交通問題について

施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解が得られるものではありません。

したがって、都市計画道路横浜逗子線の整備等を含めて、周辺地域への影響を最小限にするよう、必要な対策を講じていただきたいと思います。

特に、六浦駅前の道路は狭あいであり、工事車両や米軍住宅居住者の生活車両等の通行が増えると、更に危険が増大すると考えられます。

この道路・交通問題については、周辺住民への影響を考える上では、最も大きな課題であり、具体的な対応策について示していただきたいと思います。

3 建築計画について

今回提示された基本配置計画案では、建物高さを20m以下にするなど、建築計画の抜本的な見直しにより、周辺への圧迫感は減少したものと考えられます。

今後の設計にあたっては、建物のデザインや外壁の色彩など、周辺環境・景観との調和に配慮したものとさせていただくとともに、環境に十分配慮し、建設残土等についても施設区域外への搬出を極力なくすよう、施工計画について十分検討していただきたい。

4 住民への計画周知について

進捗に応じて、住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、建設残土等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等が明確になった時点で、早期に当協議会に説明した上で、周辺住民に対しても適時、適切に情報を提供し、その意見を尊重するよう求めます。

なお、周辺住民への説明にあたっては、法令・条例等に基づく範囲にとどまることなく地元の要望に応じて柔軟に行うこととし、その時期についてもできるだけ早期に示していただきたい。

5 飛び地の早期返還と跡利用への全面的な協力について

飛び地については、返還の見通しを明らかにし、早期に返還していただくことを引き続き要望します。

また、飛び地返還後、米軍住宅居住者との親善交流や住宅等建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等に資する利用が図られるよう、日米の交流に資する施設の整備等について、全面的に協力していただきたい。

⑪ 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

（平成23年11月30日横浜市）

政基第243号

平成23年11月30日

南関東防衛局長

山本 達夫 様

横浜市長 林 文子

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきまして、平成23年7月20日付け南防第4546号において基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

今回提示された基本配置計画案については、住宅建設戸数が700戸から385戸に縮減されたことにより、建築物の配置や高さ等については大幅に見直されているものの、改変面積は変更されておりません。この基本配置計画案が自然環境や周辺住民に与える影響等について、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、本市として改めて現時点での要請事項を整理しました。これまでに行ってきた要請と併せて、基本設計等の際に最大限尊重していただき、具体的な措置を講じるようお願いいたします。

池子米軍家族住宅の建設に関しては、平成22年7月、日米間で住宅建設戸数の再検討を行うことになったことから、同年8月、本市は更なる削減を国に要請しました。検討の結果、住宅建設戸数は当面の措置として約400戸程度に見直されたものの、残る約300戸の建設場所については、依然として横浜市域が一つの選択肢としてあり得るとされていますので、本市としてはこれ以上横浜市内に住宅を建設されないよう改めて要請いたします。

また、施設返還については、市民共通の念願、市政の重要課題であることから、平成16年10月に日米間で返還合意した深谷通信所や上瀬谷通信施設など市内4施設・区域の返還を速やかに実現するよう日米間で協議を進めるとともに、返還後の跡地利用を進める上での様々な課題についても国の責任として解決に向け、適切に対応されるようお願いいたします。

要請事項

1 緑地の保全、自然環境の保全

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努めること。

また、改変面積については、日米合同委員会の合意事項である横浜市域の面積の半分以下に抑制されているものの、当面の措置とはいえ住宅建設戸数が大幅に縮減したことから、自然環境の保全に配慮し、更なる改変面積の縮小に向けて一層の工夫を図ること。

2 環境への配慮

計画の具体化に当たっては、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」、「生物多様性横浜行動計画」等に基づく生物多様性への配慮を含め、横浜市環境配慮指針に示されている生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮すること。

3 風致の維持

建築物のデザインや外壁の色彩については、周辺との調和に配慮するとともに、建築物周囲の緑化や屋上緑化等についても検討すること。

4 工事中及び供用後の交通対策

周辺交通環境への負荷について具体的な検討を行い、新設するトンネルも含めた工事中及び供用後の交通計画を明らかにすること。

工事の実施に当たっては、工事関係車両による周辺交通環境への負荷に関する具体的な検討結果を明らかにし、周辺の一般道への負荷を極力軽減するため、横浜逗子線の整備など代替措置の検討を行い、交通対策について十分な配慮を行うこと。

特に、六浦駅前の道路については狭あいでは歩行者や車両が輻輳しており、工事関係車両や供用後の生活車両等が通行する場合には、道路の拡幅など十分な危険回避措置を具体的に示すこと。

5 地域住民への説明

今後、基本設計や環境影響評価手続等を進める中で、住宅施設等の建築工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、供用後の生活車両の想定台数等が明らかになった時点で、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し説明を行い、その意見を尊重すること。

また、周辺住民に対しては、事業主体である国が段階に応じて適時、適切に説明を行い、その意見を尊重すること。

6 飛び地の返還と跡地利用

飛び地の返還見通しを明らかにし、早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、飛び地は、住宅等の建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉の増進等や日米の交流に資する利用が図られるべきであり、国として施設整備を行うなど、跡地利用の具体的方策について本市と協議すること。

7 その他

平成18年10月及び平成19年8月に行った要請事項のうち、上記に掲げた事項以外の「災害の防止」、「施設供用後に向けた対応」、「法令・条例等の遵守」、「地域のまちづくりの推進」についても引き続き尊重していただき、具体化に向けた対応についてそれぞれ回答するよう重ねて要請します。

⑫ 池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設について
（平成26年6月4日防衛省）

南防第 3393 号
平成26年6月4日

横浜市長 殿

南関東防衛局長

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
米軍家族住宅等の建設について

日頃から、防衛行政につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当局におきまして、平成26年4月17日の日米合同委員会の合意に基づく基本配置計画案を、別添のとおり作成しましたので、貴見を回示方願います。

今回の基本配置計画案は、平成19年8月16日付及び平成23年11月30日付貴市からの要請内容を可能な限り考慮したうえで作成しています。今後、今回の基本配置計画案についての貴見等が示されましたら、できる限り早期に回答します。

添付書類：池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案

別添

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
米軍家族住宅等の基本配置計画案

事業対象地：神奈川県横浜市金沢区六浦町内（トンネルの一部逗子市域）

施設・区域面積：約36.7ha（横浜市域）

改変面積：約17.8ha

整備する建物等：家族住宅171戸及びその支援施設等

家族住宅 2階建て住宅 35棟 171戸

支援施設 中央公共施設（診療所・物品販売所・食堂・図書室・配電施設・電話交換室等）

生活支援施設（ユースセンター・屋内運動施設・25mプール等）

学校（幼稚園/小学校）

公共事業用倉庫/修理所

消防署、ゴミ選別施設、倉庫、ポンプ室等

その他 横浜市域と逗子市域を結ぶトンネル

基本配置計画図：別図のとおり

⑬ 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

(平成 26 年 12 月 26 日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会)

平成 26 年 12 月 26 日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

**池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
家族住宅等の基本配置計画案の再説明について（要望）**

当協議会は、これまで平成 18、19、23 年度の 3 回の基本配置計画案が国から示された際には、池子の緑の保全や国に求める地元への配慮事項について真剣に議論を交わし、横浜市を通じて地元の意見を国に伝えてきました。

しかし、19、23 年度の要望に対する回答も含めて、その後、国からは具体的な説明がないまま、今年 6 月に国から「基本配置計画案の変更について」という説明を受けました。内容は、米軍からの要請で住宅戸数を 385 から 171 戸に変更するとのことでしたが、改変面積縮減の要望が反映されていません。さらに重要な要望項目である道路・交通問題や飛び地返還・跡地利用の要望項目について、具体的な対応策のご説明がありませんでしたので、国に現時点でできる最大限の考え方を説明いただくよう申し入れてきました。

先般、12 月 9 日に、国から当協議会に「地元要望への対応方針」という説明を受けましたが、計画の進捗の中で今後検討するといった明確でない内容や、補助制度の紹介等の主体性に欠けた内容に留まり、地元尊重の意思を確認することができませんでした。

緑の保全、道路・交通問題、飛び地返還・跡地利用は、協議会の長年の議論の上に、国に最低限要望していくと判断した項目であり、実効性のある対応策を提示していただかなければ、計画全体への意見や要望をまとめることは困難とせざるをえません。

国には、今なお米軍施設を区内に抱え、平成 15 年度の施設調整部会から 4 回にわたる日米合意のやり直しで問題が長期化し、地元として大きな負担感の中で、計画に対してその都度真摯に要望してきた経過を再度ご認識いただきたいと思えます。その上で、今後も解決に至らぬまま、地元が負担を背負い続けることへの懸念を払拭するため、改めて説明するようお願いいたします。

また、横浜市は、金沢区民の苦渋の思いをあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思えます。

⑭ 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等の基本配置計画案の再説明
について

(平成 27 年 1 月 9 日横浜市)

政 基 第 433 号
平成27年1月9日

南関東防衛局長 丸井 博 様

横浜市長 林 文子

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における
家族住宅等の基本配置計画案の再説明について (要請)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 26 年 6 月 4 日付南防第 3393 号において基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

平成 15 年度の日米合同委員会の施設調整部会で、池子地区における住宅等の建設が提起されて以来、本市はその都度、地元要望をふまえ、要請書を提出しています。今日に至るまでの本市の判断は、地元金沢区民の思いを含めて、大変重いものです。平成 26 年 3 月に日米合意が行われた時にも、地元の皆様に対して丁寧に説明するとともに、これまでの要望・要請を最大限尊重していただくよう申し入れています。

6 月、12 月に地元協議会へのご説明がありましたが、長年の要望が反映されていなかったことは遺憾であり、国には地元の理解と協力を得るため、一層努力していただく必要があると考えますので、地元要望の中でも特に、次の事項を実現させるための措置を具体的にご検討いただき、改めてご説明をお願いします。

- 1 緑の保全と改変面積の更なる縮減について
- 2 都市計画道路横浜逗子線の整備について
- 3 飛び地の施設整備・管理について

⑮ 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

(平成 27 年 7 月 29 日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会)

平成 27 年 7 月 29 日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

**池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
米軍家族住宅等の基本配置計画案について（要望）**

はじめに

今回の要望書は、平成 26 年 6 月 4 日、当協議会に対し、「池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の基本配置計画案の変更について」が示され、12 月 9 日に「地元要望への対応方針」、平成 27 年 4 月 23 日及び 7 月 16 日に「地元要望への対応方針（補足）」として再説明が行われたことを受けて、現時点における地元の意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

横浜市においては、国が手続き等を進める前に地元要望に対する回答を求めるとともに、その後も節目ごとに地元へ情報提供するよう求めてください。

要望書を提出する趣旨

我々は、平成 15 年に横浜市に池子地区での住宅建設計画が持ち込まれてから協議会を立ち上げ、地域の非常に重い課題として、池子の緑の保全や建築物の配置・高さ等について真剣に議論を交わし、地元の意見を横浜市を通じて国に伝えてきました。

しかし、その後、国の基本配置計画案は何度も変更され、前回の要望に対する回答も含めて具体的な説明がないまま、平成 26 年 6 月に基本配置計画の変更案が示されました。

周辺住民をはじめとする金沢区民の住宅建設に対する様々な意見に配慮しつつ、地元の意見を取りまとめてきた当協議会としては、このような国の対応は理解に苦しみます。住宅の建設により直接、影響を受けるのは地元金沢区民であり、国には地元の理解と協力を得るためにも一層努力していただく必要があります。

横浜市としても、住宅建設が提起されてからこれまでの金沢区民の苦渋の思いをあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

このような思いのもとに、今回、国から提示された基本配置計画案に関し、現時点での要望を述べるものです。

1 緑の保全・改変面積の更なる縮減について

住宅建設戸数が 23 年度の計画から半減されたことから、自然環境の保全に配慮して、改変面積について更なる縮減を図っていただきたい。また具体的な対応策を早期に示していただきたい。

また、前回要望したとおり、緑は面積だけではなく、その質も重要であり、環境調査の結果を踏まえ、現在の生態系をできる限り残すとともに、改変部分についても、緑化対策に努めていただきたい。

なお、横須賀地区における家族住宅の不足数 700 戸の所要は変わらないとのことですが、改変区域については、前回までと同様に市域の 1/2 として計画されていることから、残りの戸数を横浜市域に追加で建設することのないよう強く申し入れます。

2 道路・交通問題について

施設建設に伴う工事車両及び施設建設後の米軍住宅居住者の生活車両等による周辺交通に対する負荷は、小さいものではないため、既存道路を現状のまま使用することを前提とした建設計画は、周辺住民の理解を得られるものではありません。

特に、六浦駅前の道路は非常に狭いであり、交通量の増加による交通事故の防止や、周辺生活環境への影響を最小限に抑えるため、周辺地域への影響が出る前に、都市計画道路横浜逗子線の整備を行うなど、確実に道路・交通対策を講じていただきたい。

これまで国からの説明において「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の整備手法が示されたが、この問題については、周辺住民への影響を考える上では、最も大きな事項であるため、開発事業者である国の責任として、具体的な対応策を早期に示していただきたい。

3 建築計画について

基本配置計画が変更されましたが、建物の高さを極力抑えるとともに、建物のデザインや外壁の色彩、造成法面の安全性の確保及び圧迫感の軽減など、周辺環境・計画との調和に配慮したものであるといただきたい。また、建設発生土等についても施設区域外への搬出を極力なくすよう、施工計画について十分検討していただきたい。

4 住民への計画周知について

計画の前提である住宅完成までの全体工程を明確に示していただきたい。

住宅施設等の建築工事概要、緑・自然環境の保全策、建設発生土等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数等を明確にし、早期に当協議会に詳細に説明した上で、周辺住民に対しても説明を行い、その意見を尊重するよう求めます。

なお、周辺住民への説明にあたっては、法令・条例等に基づく範囲にとどまることなく地元の要望に応じて柔軟に行うこととし、その時期についてもできるだけ早期に示していただきたい。

5 飛び地の早期返還と早期利用への全面的な協力について

飛び地については、早期に返還していただくことを引き続き要望します。

また、米軍施設の存在により影響を受けている周辺住民が、災害時に利用できる避難場所等を、住宅建設の進捗に関わらず、国の負担で早期に整備していただきたい。

⑩ 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅建設について

(平成27年9月18日横浜市)

政基第275号

平成27年9月18日

南関東防衛局長 丸井 博 様

横浜市長 林 文子

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における
住宅等建設について（要請）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成26年6月4日付南防第3393号（以下、「照会文書」という。）において基本配置計画案が示され、本市の意見を求められているところです。

この計画案は、住宅建設戸数が半減されましたが、改変面積は変更されていません。加えて、地元要望の中でも特に重要な都市計画道路横浜逗子線の整備や、飛び地の施設整備・管理等の要望が反映されていない説明であったため、今年1月9日に本市から再説明の要請書を提出しました。

その後、4月23日及び7月16日に、国からの再説明で、対応方針の説明が行われたことを受けて、照会文書の計画案が自然環境や周辺住民に与える影響等について、金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会等の意見を踏まえ、本市として改めて現時点での要請事項を整理しました。これまでにやってきた要請と併せて、最大限尊重していただき、具体的な措置を講じるようお願いします。

また、計画の進捗状況や、本要請に対する具体的措置の方法・内容・スケジュール等についても、今後遅滞なくご説明ください。

なお、照会文書に明記されていますように、本要請事項への回答はすみやかに行ってください。

池子米軍家族住宅の建設に関しては、横須賀地区の家族住宅の不足数約700戸は変わらず、追加の建設場所については、依然として横浜市が一つの選択肢としてあり得るとされていますので、本市としてはこれ以上横浜市内に住宅を建設されないよう改めて要請します。

また、施設返還については、市民共通の念願、市政の重要課題であることから、平成16年10月に日米間で返還合意し、現在未返還の根岸住宅地区などの返還を速やかに実現するよう日米間で協議を進めるとともに、返還後の跡地利用を進める上での様々な課題についても国の責任として解決に向け、適切に対応されるようお願いします。

要請事項

1 緑の保全、自然環境の保全

今回の計画では、住宅建設戸数が半減したにも関わらず、改変面積の縮減が図られていません。改変面積については、国からの説明において、今後、配置検討や設計等の業務を進めていく中で、日米間で継続して調整・検討していくことが示されました。また、建設予定地は横浜市水と緑の基本計画で緑の七大拠点と位置付けられており、将来にわたって保全すべきエリアであることから、自然環境の保全に配慮し、更なる改変面積の縮小のための具体的な対応策を早期に示すこと。

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努めること。

2 環境への配慮

計画の具体化に当たっては、「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」、「生物多様性横浜行動計画」等に基づく生物多様性への配慮を含め、横浜市環境配慮指針に示されている生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮すること。

3 風致の維持

建物の高さを極力抑えるとともに、建築物のデザインや外壁の色彩、造成法面の圧迫感の軽減などについて、周辺との調和に配慮すること。また、建築物周囲の緑化や屋上緑化等についても検討すること。

4 災害の防止

土砂や雨水の流出等により周辺地域が被災することのないよう、工事中及び供用後の適切な災害防止措置を講ずること。

5 工事中及び供用後の交通対策

施設建設に伴う周辺交通環境については、施設の工事中及び供用後の周辺道路の交通量・交通計画等を明らかにし、負荷軽減の対応策とともに早期に示すこと。

特に都市計画道路横浜逗子線の整備については、住宅建設計画の事業主体である国が、責任をもって対応すべき事項であり、地元の要望事項を真摯に受け止め、確実に実施すること。更に整備の実施にあたっては、これまでの国からの説明において「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」等の整備手法が示されたが、今後、実施時期や実施方法等について、本市と協議すること。

6 地域住民への説明

計画の前提である住宅完成までの具体的な全体工程を明確に示すこと。

また今後、計画の具体化に当たっては、住宅施設等の概要、緑地、自然環境の保全策、施設の工事中及び供用後の周辺道路の交通量・交通計画等が明らかになった時点で、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し説明を行い、その意見を尊重すること。

また、周辺住民に対しては、事業主体である国が段階に応じて適時、適切に説明を行い、その意見を尊重すること。

7 飛び地の返還と早期利用

飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、米軍施設の存在により影響を受けている周辺住民が、災害時に利用できる避難場所等を、住宅建設の進捗に関わらず、国の負担で整備し、早期に市民利用が可能になるよう米軍と調整すること。

8 その他

平成18年10月及び平成19年8月に行った要請事項のうち、上記に掲げた事項以外の「施設供用後に向けた対応」、「法令・条例等の遵守」、「地域のまちづくりの推進」についても引き続き尊重していただき、具体化に向けた対応についてそれぞれ回答するよう重ねて要請します。

⑪ 金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会からの要望

(令和元年6月24日米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会)

令和元年6月24日

横浜市長 林 文子 様

金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

**池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における
住宅等建設の取り止めに際して（要望）**

はじめに

今回の要望書は、平成30年11月20日、当協議会に対し、国から「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」により、池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における住宅等の建設を取り止めると説明されたことを受け、現時点における地元意見を踏まえ、協議会の要望としてまとめたものです。

横浜市においては、私たち金沢区民の思い、これまでの経緯をあらためて深く受け止め、国との調整に取り組んでいただきたいと思います。

要望書を提出する趣旨

私たちは、平成15年に国から横浜市に池子地区での住宅建設計画に関する意見照会が行われたことを契機に、金沢区内の米軍施設の早期全面返還を目指す「池子（横浜市分）接收地返還促進金沢区民協議会」とは別に住宅等建設への対応を集中して検討するためこの協議会を立ち上げ、地域の非常に重い課題として真剣に議論を交わし、横浜市を通じて国に意見を伝えてきました。今回の住宅等の建設取り止めは、建設による弊害がなくなることから、協議会としても歓迎するものではありません。

しかし、この建設取り止めは、正式に申し入れがあった平成16年当時、どうしても必要であるとされていた住宅建設戸数が二度にわたり縮減され、遂に中止に至ったものです。その間の国の対応においては、当協議会の要望に対する回答は具体性を欠き、直近の要望へは回答自体がなく3年以上が経過するといったものでした。

この14年間、住宅等建設を受け入れざるを得ない私たちの苦悩は大変大きいだけではなく、このように、計画案が変更される都度、大きく振り回されることともなりました。国には私たち金沢区民に不要な負担をかけ続けてきたとあらためて認識していただきたいと思います。国からの住宅等の建設取り止めの知らせにあたり、このような思いのもと、地元の総意として現時点における要望を述べるものです。

1 将来的な住宅等の建設について

住宅等の建設が取り止めとなった以上、横浜市域において住宅等建設が再度計画されることのないよう強く求めます。

2 飛び地を含む横浜市域の返還について

住宅等の建設取り止めを踏まえ、飛び地を含む池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の返還を求めます。

特に、飛び地については平成16年の日米合意において、返還方針が既に合意されています。しかし、今回見直された日米合意では、住宅等の建設が取り止められたにもかかわらず、飛び地の返還については触れられておらず、深い失望を禁じ得ません。

住宅等の建設が取り止めとなった以上、飛び地については、速やかに返還されるべきです。横浜市においては、状況の変化を踏まえ、横浜市域の返還について国と調整いただくとともに、飛び地については早期返還が実現するよう国と調整してください。

3 飛び地の早急な利用開始への全面的な協力について

飛び地を含む池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の一部は既に広域避難場所として指定されていますが、フェンスに囲まれ嚴重に施錠されており、万が一の際、実際に使用できるか疑問です。平成30年11月20日の協議会においても、国から具体的な説明はありませんでした。

そこで、特に飛び地については、これまで重ねて要望してきたとおり、発災時には広域避難場所として速やかに使用できるよう、その機能や設備の確保・運用について、国と調整してください。

4 住民への情報提供について

これまでの経緯を踏まえ、国からの回答については、適切な期間内に書面による回答を希望します。加えて、この要望の実現に向けた取組の進捗について、定期的に協議会に説明していただくとともに、必要に応じて、適宜、国に出席を求めてください。

⑩ 池子住宅地区及び海軍補助施設に関する要請

(令和元年8月21日横浜市)

令和元年8月21日

南関東防衛局長 小波 功 様

横浜市長 林 文子

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における 家族住宅等建設の取り止めに際して（要請）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における家族住宅等の建設については、平成30年11月14日の「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」により取り止められることが示されました。このことについては、本市としても歓迎いたしますが、横浜市域の飛び地については16年の日米合意で返還方針が示されていたにも拘わらず何も言及されていません。これでは地元金沢区民の皆様の理解を到底得られるものではなく、本市としても大変遺憾と言わざるを得ません。

これまで地元金沢区民の皆様は、家族住宅等の建設計画に対して、14年もの長きにわたり国との具体的協議に真摯に応じてこられ、大変なご苦勞をされてきました。

今回の取り止めを受け「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会」*から、これまでも要望してきた飛び地を震災時の広域避難場所として安心して使用できるための機能や設備の確保などの地元意見をとりまとめた要望書が本市に提出されました。

この要望書を受け、地元金沢区民の皆様のご思い、これまでの経緯をあらためて深く受け止め、本書をとりまとめましたので、国には真摯に対応されるよう要請いたします。

なお、池子地区は、本市として都市緑地法に定められた「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」である「横浜市水と緑の基本計画」において緑の七大拠点としており、将来に亘って環境を保全すべきエリアと位置付けております。池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域を含む市内米軍施設の早期全面返還を重ねて要請いたします。

要請事項

1 将来的な住宅等建設の取り止め

家族住宅等の建設は取り止めとなりましたが、将来の住宅等建設については示されておりません。

この家族住宅等の建設計画は、過去14年間に亘って地元を翻弄し続けてきました。この建設がひとたび取り止めとなった以上、この地において、住宅等の建設が再び計画されることのないよう強く求めます。

2 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の返還

家族住宅等の建設が取り止めとなったにも拘わらず、既に返還方針が合意されている飛び地を含め、横浜市域の返還については言及されませんでした。

家族住宅等の建設が取り止めとなった以上、既に返還方針が合意されている飛び地の早期返還はもちろん、横浜市域全体の返還が実現されるよう、精力的に日米間で協議を進めてください。

3 飛び地の広域避難場所機能の確保、運用及び早急な利用開始

現に広域避難場所として承認されている部分について、周辺住民が震災時に安全に利用でき

るよう、これまでの経緯を踏まえ、避難場所としての機能を確保していただくとともに、発災時には円滑に入出場できることなど、広域避難場所として実効性のある運用がなされるよう、米側と調整してください。

特に飛び地については、切迫する大規模震災に備え、発災時には速やかに自由な出入りができるように、調整してください。

4 地元住民への説明

この要請への回答については、適切な期間内に書面により回答してください。

また、今後も日米で継続される飛び地の返還に関する協議については、その進捗状況を定期的に書面等により本市へお知らせください。なお、その内容については、必要に応じ、地元住民を代表する金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会に出席し、直接説明するなど誠意ある対応を求めます。

※「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会」は、令和元年6月17日に「金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会」から改名されました。

⑱ 防衛省南関東防衛局からの回答

(令和2年2月17日防衛省)

令和2年2月17日

横浜市長 殿

南関東防衛局長

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における 家族住宅等建設の取り止めに際して（回答）

平素より防衛施設の円滑かつ安定的な使用に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
貴文書（令和元年8月21日）により御要請のありました標記について、下記のとおり回答いたします。

記

1について

現時点において、米側から池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における施設整備の要望はありませんが、今後、米側から当該土地の利用に関する要望があった場合には、その時点での必要性や当該土地の使用状況等を踏まえ、米側と協議してまいります。

2について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分については、早期返還に向け、引き続き米側に働きかけてまいります。

3について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における一部土地の広域避難場所としての使用については、米側から一定の条件の下で承認するとの回答があったところですが、使用に係る具体的な方法等については、貴市から具体的な御要望を伺いながら、今後、米側と調整してまいります。

4について

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地部分の返還に係る米側との協議の内容については、米側との関係もあり、お答えすることは差し控えますが、お伝えできる内容があれば、速やかに貴市に情報提供いたします。

(3) 返還・跡地利用の動き

① 横浜市返還施設跡地利用プロジェクト設置要綱

横浜市返還施設跡地利用プロジェクト設置要綱（抜粋）

制 定：平成16年10月4日

最終改正：令和8年4月1日

（目的）

第1条 市内米軍施設の返還後の跡地（以下「返還跡地」という。）は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として、横浜市返還施設跡地利用プロジェクト（以下「プロジェクト」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 プロジェクトは、次に掲げる事項についての検討等を行うものとする。

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること。
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること。
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること。
- (4) その他必要と認めた事項に関すること。

2 前項各号の事項について、関係局長は必要な助言をすることができる。

（組織等）

第3条 プロジェクトは、都市整備局市街地整備部基地対策担当部長及び別表に定めるプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 プロジェクトにプロジェクトリーダーを置き、都市整備局市街地整備部基地対策担当部長をもって充てる。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクトメンバーのうちからプロジェクトサブリーダーを指名する。
- 4 プロジェクトリーダーは、プロジェクトの事務を掌理し、プロジェクトの会議の議長となる。
- 5 プロジェクトサブリーダーは、プロジェクトリーダーを補佐し、プロジェクトリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

別 表（第3条第1項関係）

中区副区長	南区副区長
磯子区副区長	金沢区副区長
戸塚区副区長	泉区副区長
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素社会移行推進部担当部長	政策経営・国際戦略局経営戦略部長
防災・危機管理統括本部 防災危機管理推進部長	行財政局財政部長
行財政局共創・ファシリティ マネジメント推進室担当部長	総務局総務部担当部長
にぎわいスポーツ文化局 スポーツ振興部長	健康福祉局企画部 斎場墓地等担当部長
下水道河川局マネジメント推進部長	下水道河川局下水道管路部長
下水道河川局河川部長	みどり環境局戦略企画部長
みどり環境局公園緑地部長	建築局企画部長
建築局企画部防災担当部長	都市整備局企画部長
都市整備局地域まちづくり部長	都市整備局市街地整備部長
道路・交通政策局交通政策部長	道路・交通政策局事業推進部長
港湾局政策調整部長	

② 上位計画

ア「米軍施設返還跡地利用指針」(平成18年6月7日策定)

米軍施設返還跡地利用指針(抜粋)

I 返還施設跡地利用の方針

1 英知を集め、接收跡地を未来に活かします (跡地利用の基本姿勢)

跡地利用を計画するにあたっては、接收という厳しい歴史的経緯を経て現在に至っていることを認識しつつ、これからの時代に広くその価値が認められるような大規模空間の利用のあり方を、市民をはじめ関係者の総力を挙げてかたちづくっていきます。

- (1) 接收にかかる歴史的経緯を踏まえます
- (2) 跡地の空間資源としての価値を最大限活用します
- (3) 21世紀を先導する国家的なプロジェクトとして打ち出します

2 新しい都市づくりを先導します (跡地利用の基本方向)

跡地の空間資源を新しい都市づくりに活かすことを目標として、「新たな時代要請の先取り」を前提としつつ、国・首都圏レベルの「広域的な要請への対応」及び市・区・地元レベルの「地域のまちづくりへの活用」の2点を、返還施設全体に共通する跡地利用の基本方向として位置づけます。

- (1) 新たな時代要請を先取りします
- (2) 広域的な要請に応えます
- (3) 地域のまちづくりに活用します

3 跡地利用の理念・イメージを共有します (跡地利用のテーマ)

跡地利用の実現に向けて、関係者の合意と幅広い参加を促進するためには、跡地利用の理念やイメージをわかりやすく表したテーマを掲げることが効果的であり、基本方向にもとづき、一連の跡地利用に共通する全体テーマを設定します。

○ 全体テーマ 「横浜から始める首都圏の環境再生」

横浜から首都圏に至る都市環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくことを全体テーマとして設定します。

4 関係者の協働により推進します (跡地利用の実現に向けて)

一連の返還施設の跡地利用については、全体テーマの下で、関係者の協働による、持続的・段階的な取組を推進する必要があります。また、各関係者の役割を明らかにすることにより、それぞれの責任ある取り組みを期待します。

- (1) 全体テーマの下で各施設の事業を推進します
- (2) 関係者の協働により事業を推進します
- (3) 段階的な取組を継続します
- (4) 持続可能な管理運営に取り組みます

II 施設別利用方針

施設名	施設別テーマ	跡地利用の方向
上瀬谷通信施設	<p>農・緑・防災の大規模な野外活動空間</p> <p>返還施設の中でも最大の面積であり、広大で豊かな緑環境を有しているとともに、広域道路交通の利便性が高いことから、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○広域の防災活動拠点・広域機能の立地 ○「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間 ○持続的で魅力ある都市型農業の振興 ○交通利便性の向上に資する基盤整備
深谷通信所	<p>自然・スポーツ・文化の円形緑陰空間</p> <p>施設の円形形状や全域国有地という条件を活かし、米軍施設返還の象徴的施設として、また、首都圏の環境再生の拠点として、特色あるデザインや、自然・スポーツ・文化など広く利用者をひきつけるテーマを備えた大規模な緑の空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特色あるデザインを持つ大規模な公園・緑地 ○交通利便性の向上に資する基盤整備 ○防災拠点機能の形成
富岡倉庫地区	<p>海と丘をむすぶ産業創造空間</p> <p>交通利便性が高い臨海部に位置しており、海辺の水際線の活用や近接する公園との連携により、海と丘をむすぶ魅力づくりを図るとともに、立地特性を活かして新たな産業振興・経済発展に寄与する空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○産業振興に寄与する拠点 ○地域の魅力向上
根岸住宅地区	<p>ヨコハマの歴史・文化を伝える庭園散策空間</p> <p>横浜都心部に近接し、海に見える丘の芝生に囲まれた米国風住宅地という、独特の景観や雰囲気を持っています。こうした特色や隣接する根岸森林公園の環境を活用しながら、接収の歴史・文化を伝える憩いの空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある現環境の活用 ○根岸森林公園との一体利用 ○周辺市街地の都市機能改善への寄与
旧小柴貯油施設	<p>森と海に抱かれた自然体験空間</p> <p>国道 357 号の軸線上に位置し、海と緑とレクリエーション施設に囲まれています。旧海岸線の変化に富んだ斜面地に樹林が分布しており、貯油タンクの適切な処理とともに、身近に自然が体験できる豊かな緑の空間、広域の住民が交流する空間の形成を目指します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○緑のオープンスペース、市民レクリエーション空間 ○魅力的な景観の保全 ○広域機能の立地

イ 「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」(平成23年3月改定)

横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画(抜粋)

当初策定 平成19年3月
最近改定 平成23年3月

I 全体行動計画

1 返還の実現

米軍施設が、市民生活や都市づくりの支障となっているため、様々な機会を通じて国に対して早期全面返還を要請します。また、返還に伴う諸課題について適切な対応を国に求めます。

2 跡地利用の具体化

米軍施設跡地は、大規模な空間資源として地域・広域のために有効活用を図るべきであり、指針に掲げる「横浜から始める首都圏の環境再生」を全体テーマとする理念の下で進めます。

3 民間土地所有者等との協働

横浜市は、跡地利用を推進していく上で国や民間土地所有者等の理解と協力を得つつ、地元の意見・要望等を聞きながら、関係者との協働により進めます。

4 国への協力要請

接収にかかる歴史的経緯を踏まえ、国には国有地の利用や事業実施において最大限の協力を求めます。

II 施設別行動計画

施設名	行動計画の当面の目標と今後の取組
旧小柴貯油施設	<p>都市公園の整備を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染等対策など国有地処分に係る条件を引き続き国と調整を進めます。 ・ 土壌汚染等対策の実施及びその経過を踏まえ公園整備計画を進めます。 ・ 民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を計画に反映します。 ・ 小柴水域の早期返還を要請します。
旧富岡倉庫地区	<p>市有地と一体的に衛生研究所など跡地利用事業を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有地活用方法など跡地利用基本計画を策定し、国との調整を進めます。 ・ 物揚場の港湾利用を推進します。なお、横浜市中央卸売市場再編・機能強化に係る南部市場の今後の動向を見据えながら検討を進めます。 ・ 野積場での導入機能やプロムナード整備等の土地処分条件を国と調整します。 ・ 地元の意見・要望等を踏まえながら、具体化検討を進めます。
深谷通信所	<p>跡地利用基本計画を地域の意見・要望等を踏まえながら策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍が常駐していないため早急な返還を引き続き要請します。 ・ 応募された提案を参考に、地域の意見・要望等を踏まえ具体化検討を進めます。 ・ 国有地の活用等の跡地利用への協力を国に要請します。 ・ 返還課題(国有地での市民利用停止等)への適切な対応と協力を国に要請します。

施設名	行動計画の当面の目標と今後の取組
上瀬谷通信施設	<p><u>環状4号線の八王子街道交差箇所の早期開通を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米軍住宅及び関連施設が閉鎖されており、早期一括返還を引き続き要請します。 ・ 環状4号線の共同使用承認後、早期開通に向け速やかに事業着手します。 ・ 広域機能の誘導等のあり方を検討します。 ・ 国に国家的プロジェクト導入検討や国有地の有効活用等を要請します。 ・ 民間土地所有者と返還・跡地利用の課題を共有し、土地利用のあり方を議論します。 ・ 民間土地所有者や国の意向、地元の意見・要望等を踏まえ具体化検討を進めます。
根岸住宅地区	<p><u>民間土地所有者等によるまちづくり協議会設立を支援します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間土地所有者等と返還・跡地利用の課題を共有し、まちづくり検討を進めます。 ・ まちづくり会（勉強会）から協議会（合意形成機関）への移行を支援します。 ・ 民間土地所有者等や国の意向、地元の意見・要望等を踏まえ具体化検討を進めます。 ・ 根岸森林公園に隣接する区域は、一体的に都市公園等として整備を目指します。 ・ 土地利用のあり方等、早い時期から民間土地所有者等と検討を進めます。 ・ 土地の原状回復が困難な状況を踏まえ、国に適切な対応と協力を要請します。 ・ 米軍管理地に囲まれた非提供地の生活環境改善に取り組みます。
池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域の飛び地	<p><u>住宅建設対策と併せて、周辺住民の福祉増進に資する利用を検討します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、周辺住民の福祉増進に資する環境整備を進める観点から指針策定を検討します。 ・ 現地に米軍が常駐していないことから、早急な返還を要請します。 ・ 横浜逗子線の整備と米軍施設への進入路との関係などについて国と協議を進めます。 ・ 民間土地所有者の意向、地元の意見・要望等を踏まえながら、隣接地で行われる住宅建設の対策と併せて具体化方策を検討します。 ・ 跡地利用の協力を国に要請します。

戦略5『新たな価値を創造し続ける郊外部のまちづくり』

【戦略的な土地利用の誘導等による都市・地域レベルの価値を創造】

鉄道駅や高速道路インターチェンジの整備効果を最大限に生かす土地利用、米軍施設の跡地利用、大学等の教育・研究施設の機能拡充を促すまちづくりなど、都市のポテンシャルを向上させる視点で、大規模土地の土地利用を戦略的に誘導し、新たな企業立地や拠点整備をはじめとする都市・地域レベルの価値の創造につなげます。

【郊外部における新たな活性化拠点の形成】

旧上瀬谷通信施設の土地利用では、農業振興と都市的土地利用による新たな活性化拠点の形成を目指します。また、大規模な土地利用転換に伴い発生が想定される交通需要に対応するため、新たな交通の導入や周辺道路のネットワーク強化を進めます。

また、2027年の国際園芸博覧会の開催に向けて、「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」と連携し、会場整備や国内外への広報PR・機運醸成を図ります。

政策26 人を惹きつける郊外部のまちづくり

○ 政策の目標

- ・鉄道駅やインターチェンジの整備効果を生かす土地利用の誘導や大学等の機能強化の機会を捉えたまちづくり、国際園芸博覧会の開催を契機とした郊外部の新たな活性化拠点の形成などが進み、都市・地域レベルでの価値が創造されています。

○ 現状と課題

- ・大規模な土地利用転換、鉄道駅やインターチェンジのインフラ整備、米軍施設跡地の活用、大学等の機能強化等の機会を生かし、市域や地域の活性化、広域的な課題の解決などに資する戦略的な土地利用を引き続き進めていく必要があります。

◎ 主な施策

4	戦略的な土地利用の誘導・推進	主管局	政策局、建築局、 都市整備局、道路局
市街地の大規模な土地利用転換、鉄道駅やインターチェンジのインフラ整備、大学等の機能強化などの機会を捉え、緑や農地の保全とのバランスを図りながら、都市計画マスタープラン等の改定とあわせて、市街化調整区域を含めた戦略的な土地利用誘導を進めます。また、市内米軍施設跡地については、地権者等と連携しながら、周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。			
施策 指 標	戦略的な土地利用にむけた検討		
	直近の現状値		目標値
	推進		推進

5	郊外部における新たな活性化拠点の形成	主管局	都市整備局
<p>旧上瀬谷通信施設地区において、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の実現に向け、土地区画整理事業等により農業基盤や道路、公園などの都市基盤施設の整備を推進するとともに、大規模な土地利用の転換に伴う交通需要に対応するため、新たな交通の導入に向けた検討と、周辺道路のネットワーク強化を進めます。</p>			
施策指標	旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業の事業進捗		
	直近の現状値	目標値	
	事業化検討	事業中	

横浜市水と緑の基本計画(抜粋)

第2章 横浜の水と緑の課題と今後の方向性

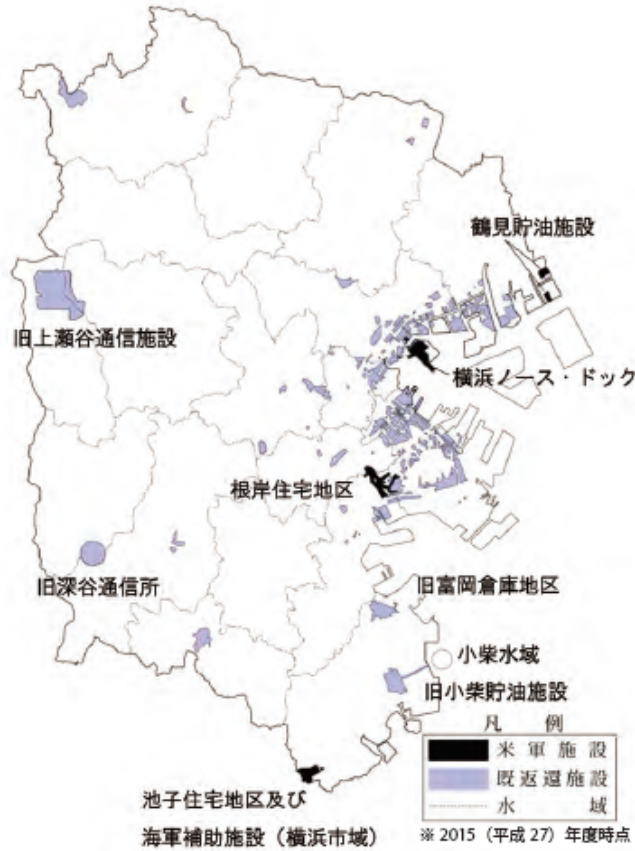
2 変化する社会状況と課題

(2) 都市構造の変化

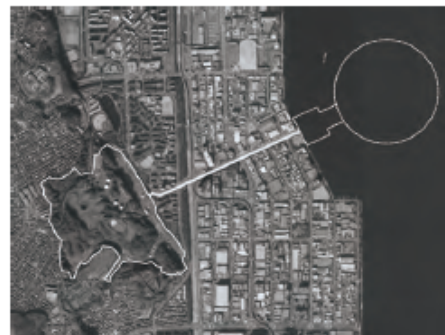
● 市内米軍施設の返還と跡地利用の推進

戦後接收され米軍の施設となっていた場所の一部が返還され、その跡地の利用について、地域の活性化や広域的な課題解決に資するよう検討が始まっています。

■市内の米軍施設位置図



旧深谷通信所(約77ha)



旧小柴貯油施設(約53ha)

第4章 水・緑環境の保全と創造の推進計画

2 拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくり・育てます

(1) 緑の10大拠点の水と緑をまもり・育てます

③ 川井・矢指・上瀬谷地区（約700ha）

取組方針

- ・上川井、上瀬谷農業専用地区の活性化を図ります。
- ・旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置づけ、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。

⑦ 小柴・富岡地区（約600ha）

取組方針

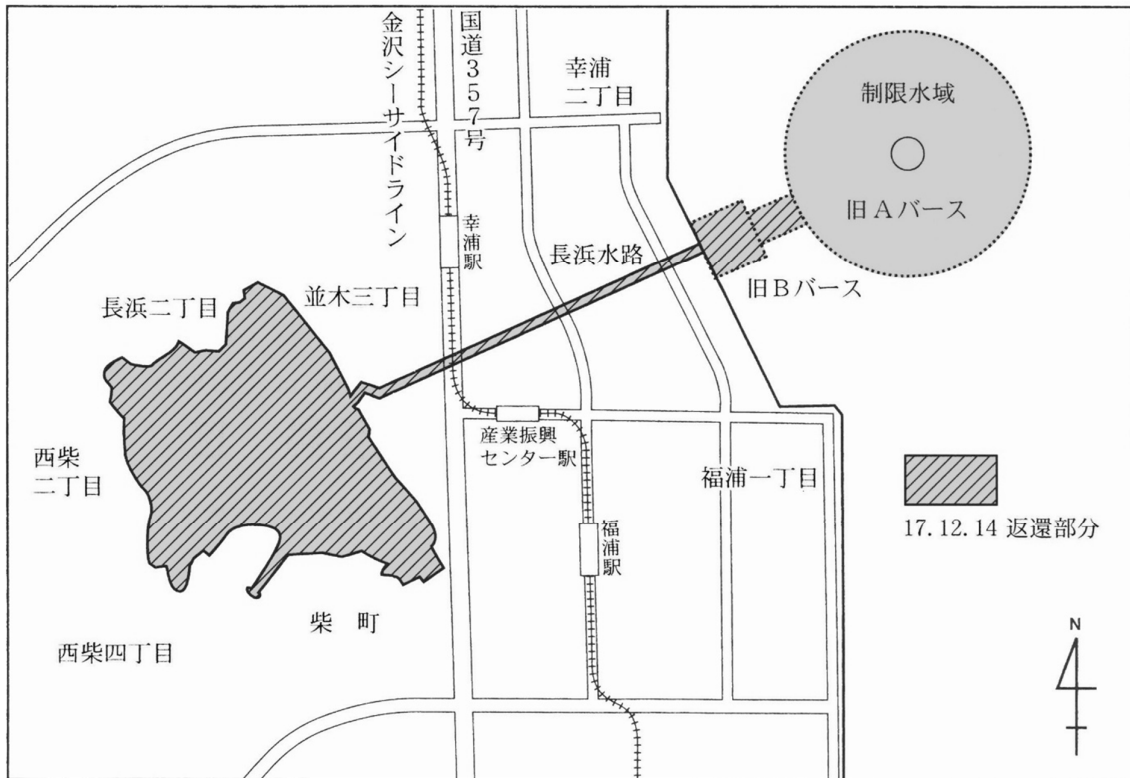
- ・（仮称）小柴貯油施設跡地公園は、自然環境や地形をいかしつつ、緑や環境に係る活動、体験、学習の場などとして整備します。
主な水と緑の拠点（2014（平成26）年度末実績及び事業計画）
〈公園等〉
 - ・（仮称）小柴貯油施設跡地公園（55.6ha：計画区域含む）

⑩ 下和泉・東俣野・深谷周辺地区（約1,400ha）

取組方針

- ・旧深谷通信所は、全市的・広域的な課題への対応を考慮しながら、緑豊かな公園を中心的な施設とし、自然、スポーツ・健康、防災、文化の要素を備えた整備を検討します。

② 各施設の状況
 ア 旧小柴貯油施設
 (7) 施設図



(イ) 概要と経過

接收年月日	昭和23年10月3日
返還年月日	平成17年12月14日
所在地	金沢区柴町、長浜、幸浦二丁目、並木三丁目
面積	<p>土地： 526,205 m² 国有 511,859 m² (97.3%) 市有 14,346 m² (2.7%)</p> <p>建物： 727 m² (国有)</p> <p>水域： 約470,000 m²</p> <p>地域地区等の指定：市街化調整区域、工業専用地域、工業地域、 第1種住居地域、準防火地域、第3種風致地区、 金沢産業団地地区特別工業地区</p>
概要	<p>34基のタンクがあり、航空機燃料が備蓄されていました。</p> <p>また、海上には、Aバース（大型タンカー用）と、Bバース（小型タンカー用）を含む制限水域が設けられ、長浜水路沿いにパイプライン（約1,200m）が敷設されていました。</p>
【経過】	<p>昭23.10.3 旧日本海軍の施設が米軍により接收された。</p> <p>昭48.3.22 日米合同委員会において、金沢地先埋立に伴うパイプライン移設集約等について合意された。</p> <p>昭50.12.4 昭和49年9月に着手したパイプライン移設工事の完了に伴う関係財産の引渡しを国に対して行った。</p> <p>昭52.2.24 日米合同委員会において、地下貯油タンク1基（通称18号タンク）を施設内に移設することが合意された（国は昭54.4 移設工事完了）。</p> <p>昭56.10.13 6号タンクが爆発し、火災が発生したが、市消防局消防隊と米軍消防隊との共同活動で消火された。</p> <p>平16.10.18 日米合同委員会において、一部（約10ha）返還の方針が合意された。</p> <p>平17.10.18 日米合同委員会において、陸地部分全域と制限水域の一部（約4.6ha）の平成17年末を目途とする返還予告及び保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更が合意された。</p> <p>平17.12.2 小柴貯油施設の返還後の管理について国に要請した。</p> <p>平17.12.14 小柴貯油施設の陸地部分全域と制限水域の一部が返還された。</p> <hr/> <p>平20.3.31 小柴貯油施設跡地利用基本計画を策定した。</p> <p>平21.2.13 「開港150周年の森」づくりを行うため、横浜開港150周年記念植樹用地として、土地約1.5haを国から管理受託した。</p> <p>平21.6.11 第1回開港150周年の森植樹祭を開催。（平21.10.17に第2回を開催。） 参加者数 約800人（第1回・第2回の合計） 植樹本数 約11,200本（第1回・第2回の合計）</p> <p>平22.6.28 国（防衛省南関東防衛局）から土壤汚染調査の最終結果について報告書を受理した。</p> <p>平23.2～3 長浜送油管跡地（長浜水路敷）の植栽工事を実施した。</p> <p>平24.2～3 国が土壤汚染対策工事に一部着手したが、湧水のため土壤汚染対策工事を中止した。</p>

- 平24. 7～ 国が地下水のモニタリング調査を開始した。
- 平24. 9. 4 国から国有地の無償貸付による処理についての提案を受理した。
(平24. 8. 31付)
- 平24. 11. 21 本市から国に対して国有地の無償貸付の提案を受け入れる旨の回答を行った。
- 平25. 2. 12 第241回国有財産関東地方審議会が開催され、「旧小柴貯油施設の国有地を横浜市に対し都市公園敷地として無償貸付することについて適当と認める」との答申が出され、国はこれを受け国有財産の処理方針を決定した。
- 平26. 7. 22 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園の基本計画を策定した。
- 平26. 8. 1 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園の環境影響評価手続に着手した。
- 平29. 7. 14 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園を都市計画公園として定めた。
- 平29. 8. 14 (仮称) 小柴貯油施設跡地公園の整備に着手した。
- 平29. 9. 21 国有地の無償貸付契約を締結した。

【お知らせ】

平成 17 年 10 月 18 日
防 衛 施 設 庁

小柴貯油施設の返還などに関する日米合同委員会合意について

本日、小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部に係る返還予告、並びに保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更について、日米合同委員会において合意されましたので、お知らせします。

添付書類：日米合同委員会公表文

参考：これまでの経緯

- 小柴貯油施設（約 53 ヘクタール）の返還については、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議において、
 - ① 他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることになる
 - ② 当該施設・区域の一部（西側部分約 10ha）について、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとるという点で日米間の認識が一致し、平成 16 年 10 月 18 日の日米合同委員会において、この協議結果が合意。
- 爾後、横浜市は、当庁等に対し、累次の機会に小柴貯油施設の早期全面返還を要請してきたことから、当庁としては、かかる要請を踏まえ、米側に対し本施設の早期全面返還を要請していたところ。

小柴貯油施設の返還などに関する日米合同委員会合意について

平成 17 年 10 月 18 日
外務省・防衛施設庁

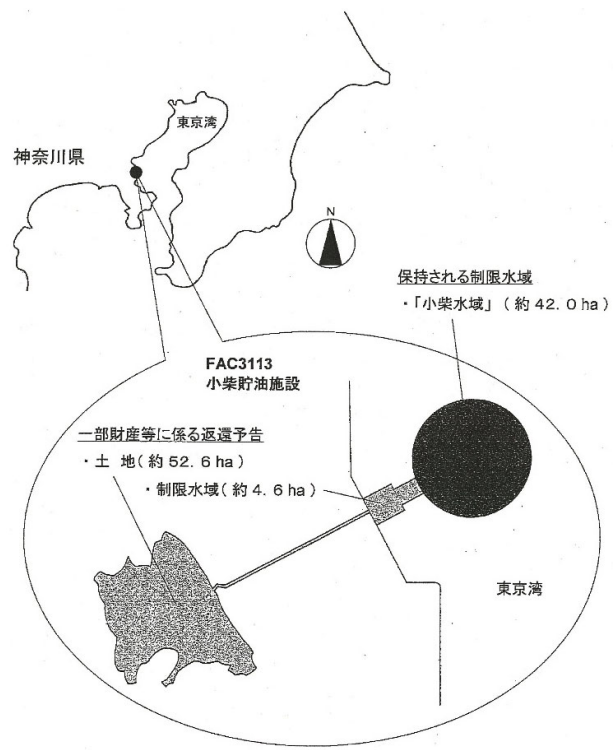
本日、日米合同委員会は、小柴貯油施設の一部財産等に係る返還予告、及び保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更について、概要次のとおり承認した。

- 一部財産等に係る返還予告
 - 土地：陸地部分全域 約 52.6ha
 - 制限水域：四角形部分 約 4.6ha
 - 返還時期：平成 17 年末を目途
- 保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更
 - 保持される制限水域：円形部分 約 4.2ha
 - 変更後の名称：「小柴水域」
 - 変更後の使用条件：
 - a 「小柴水域」は、米国船の停泊及び積み荷の積み卸しのために使用される。
 - b 「小柴水域」が米国船によって使用されていない時は、一般船の通過を認める。ただし、同水域においては、合衆国政府の承認がない限り、ブイ、停泊用の鎖等に損傷を与えるような海底浚渫、掃海、投錨、魚釣り、底引網、及びその他同様の作業を厳重に禁止する。
 - c 合衆国政府は十分な安全措置を講ずるものとする。

以 上

添付書類：別図

FAC3113 小柴貯油施設の一部財産等に係る返還予告などに関する
日米合同委員会合意について



施横第5206号(YFP)
平成17年11月11日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長

FAC3113小柴貯油施設の返還について(通知)

日頃、当局の防衛施設行政につきましては、御理解並びに御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本施設の陸上部分全域及び制限水域の一部が米側から返還されることになりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 返還年月日： | 平成17年12月14日 |
| 2 返還の種類： | 陸上部分全域及び制限水域の一部 |
| 3 返還施設の所在地： | 神奈川県横浜市金沢区 |
| 4 返還財産等の明細： | 土地 約52.6ha |
| | 建物 22棟 |
| | 工作物 一式 |
| | 制限水域 約4.6ha |

添付書類：別図(編集者注：省略)

以上

【お知らせ】

平成17年11月11日
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還について

10月18日の日米合同委員会において、17年末を目途に返還することが合意された小柴貯油施設の陸地部分全域(約52.6ha)及び制限水域の一部(約4.6ha)について、12月14日に米側から返還されることになりましたので、お知らせします。

添付書類：別図(編集者注：省略)

参考：これまでの経緯

- 平成16年10月の日米合同委員会において、横浜市に所在する6箇所の日米軍施設・区域^注の返還と「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域における米軍家族住宅等の建設が合意されたが、その中で、小柴貯油施設については一部(西側部分約10ha)の返還が合意されていたところ。
注) 上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の飛び地、小柴貯油施設(一部)
- その後、本年10月18日の日米合同委員会において、
 - ① 小柴貯油施設の陸地部分全域(約52.6ha)及び制限水域の一部(約4.6ha)について17年末を目途に返還すること
 - ② 保持される制限水域(約42ha)について名称・使用条件を変更することを合意。
- 爾後、かかる合意に基づき、関係機関との間で、具体的な返還日を調整してきたところ。

(オ) 小柴貯油施設の返還について

(平成17年12月14日防衛施設庁)

【お知らせ】

平成17年12月14日
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還について

本日（12月14日）、小柴貯油施設の陸地部分全域（約52.6ha）及び水域の一部（約4.6ha）について、米側から返還（日本側への引渡し）されますので、お知らせいたします。
なお、本件については、12月16日に政府間協定を締結する予定です。

（編集者注：位置図省略）

(カ) 小柴貯油施設跡地利用基本計画（平成 20 年 3 月 31 日策定）

小柴貯油施設跡地利用基本計画（概要）

1 旧小柴貯油施設の概況

- 敷地の約 6 割は斜面緑地であり、タンクが合計 3 4 基残されています。
- 標高の最も高い地点と低い地点との差は約 80m あります。
- 動植物調査の結果、約 1,200 の種が確認され、植生はコナラ群落が中心です。また、文化財保護法や種の保存法に位置付けられている種の営巣等は確認されませんでした。
- 敷地内を流れる水路では、ホタルの生息が確認されました。

2 旧小柴貯油施設の立地環境

- 金沢区は市の中でも公園面積が大きく、旧小柴貯油施設の周辺には、長浜公園や海の公園などの特徴ある公園が立地しています。
- 高速道路出入口や鉄道駅に近く、交通基盤は比較的充実しています。
- 防災機能として、「広域避難場所」や自衛隊・消防・警察の活動拠点となる「広域応援活動拠点」とすることが想定されます。

3 市民要望

- これまでに実施した市民アンケート等では、現在の自然を保全して欲しいとの声が多く寄せられています。
- その他、土壌調査の早期完了、交通対策に対する要望がありました。

4 跡地利用の基本的な考え方

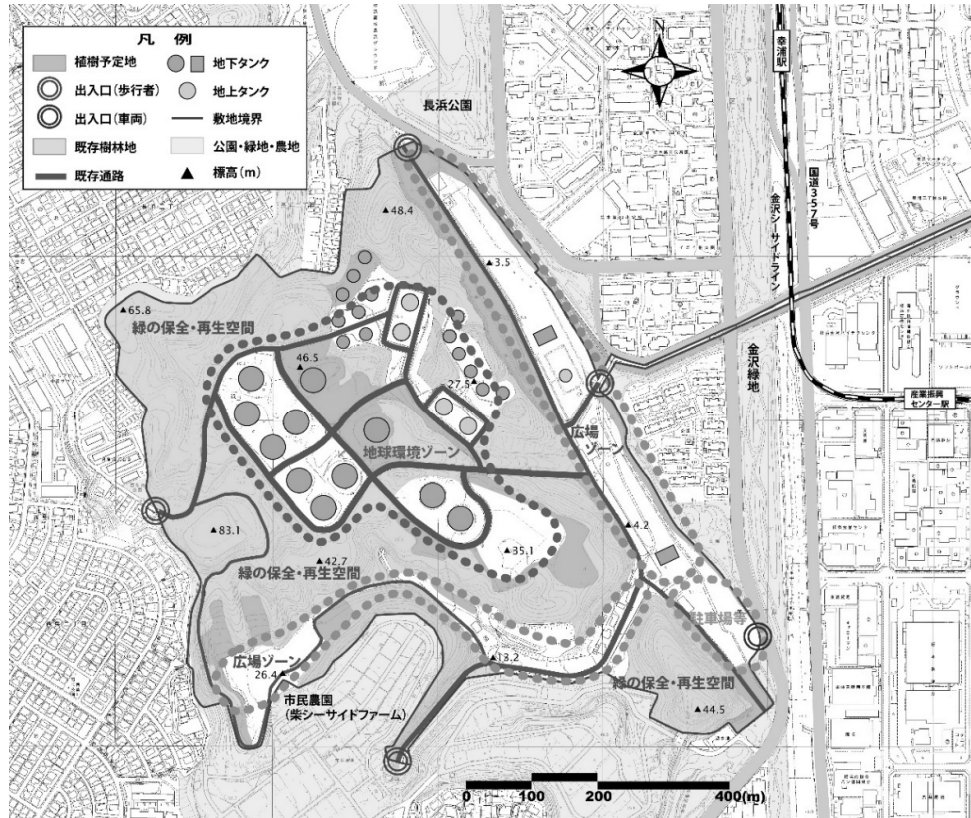
植樹等による緑の回復を図りながら、周辺の公園や緑地等との緑の連続性を強化します。また、森づくりのスタートとして、開港 150 周年を迎える平成 21 年に、市民参加による植樹が実施できるよう、関係機関との調整を進めていきます。早期の利用が出来るよう、整備が完了した箇所から順次オープンしていきます。

- ①市民参加による森づくりを進め、跡地全体を都市公園「開港 150 周年の森」として整備します。
- ②現在の緑を保全すると共に失われた緑を回復します。
- ③環境行動の支援やきっかけづくりに関する機能の導入を検討します。
- ④広場ゾーンは、芝生広場や水辺空間など、現在の環境を活かした多目的な空間づくりを進めます。
- ⑤太陽光などの自然エネルギーを積極的に導入します。

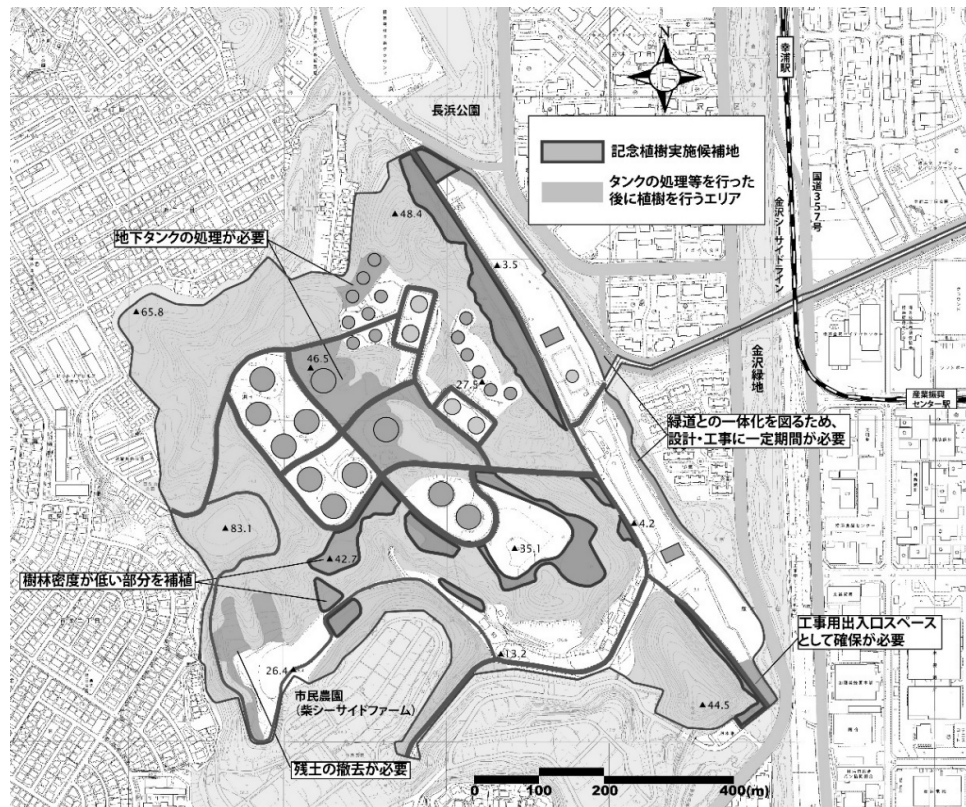
5 整備・供用の考え方

- 供用は大きく 3 期に分けて進めますが、整備については、当初から必要な工事を適宜進めていきます。

ゾーニング図



記念植樹実施候補地



(4) (仮称) 小柴貯油施設跡地公園 基本計画 (平成 26 年 7 月 22 日確定)

公園種別：広域公園／面積：約55.6ha (旧小柴貯油施設と小柴埼緑道の一部などを一体的に整備)

公園計画の基本テーマ 「緑からつくり育む環境体感公園」

森と海に抱かれた自然空間を、市民が憩い、集い、楽しむとともに、みどりアップや生物多様性、地球環境の大切さを、市民が感じ、学び、育てる緑の拠点とします。また、これまでの計画等を踏まえ、「緑」、「環境」、「歴史と景観」の3つのつながりに重点をおいた計画とします。

ゾーニング

現在の地形等をもとに大きく4つのエリアに分けてゾーニングを設定し、エリアごとに整備を進めます。

	エリア	エリアの考え方	ゾーニング
第1期	緑の広場空間創造エリア (約13.0ha)	平坦な地形を生かした広場を中心とした空間とし、緑花も含めた新たな緑の創造を図ります。また、管理センターや駐車場など管理施設を設置します。	草地広場ゾーン
			センター広場ゾーン
			多目的レクリエーション広場ゾーン
			駐車場ゾーン
			小柴埼緑道の一体整備
第2期	里山空間再生エリア (約19.5ha)	柴シーサイドファームに隣接し、ホテルなどが生息する細長い谷戸地形です、生物の生息環境の再生や市民協働による樹林地の保全などを行いながら、農体験もできる里地里山空間の再生を目指します。	谷戸空間再生ゾーン
			里山農体験ゾーン
	自然環境保全エリア (約7.5ha)	旧来の樹林地などの自然環境の保全を基本とします。	展望広場ゾーン
第3期	活動・体験・学習エリア (約15.6ha)	地下タンクなどの処理を行いながら、緑の再生を図るとともに、緑や環境にかかる様々な活動や体験、学習の場を目指します。	緑化・環境体験・学習ゾーン
			タンク広場ゾーン

主な課題への対応方針

貯油タンクの処理

敷地内には大型、小型の地下タンクや地上タンクなどがあり、調査によって安全性を確認しながら次の方向性で具体的な方法を検討します。

- ・大型地下タンク：躯体は撤去せず、他の公園緑地工事等で発生した土で埋め戻して広場等の利用を基本とし、一部を歴史的遺構として保全活用
- ・小型地下タンク：躯体は撤去せず、太陽光発電の設置や敷地内の発生土の処理等に活用
- ・地上タンク：一部をモニュメントや壁面緑化等の見本園、拠点施設として活用し、残りは撤去

土壌汚染対策

- ・国の調査により、タンクや地下トンネル、パイプラインの周辺を中心に鉛等の土壌汚染が確認されており、モニタリング調査を実施しています。
- ・土壌汚染対策法等に基づいて、盛土や土の入れ替え、立入禁止などの対策を行い、入れ替えた土は敷地内の地下タンクを活用して処理します。
- ・地下水については、モニタリング調査による監視体制を継続します。

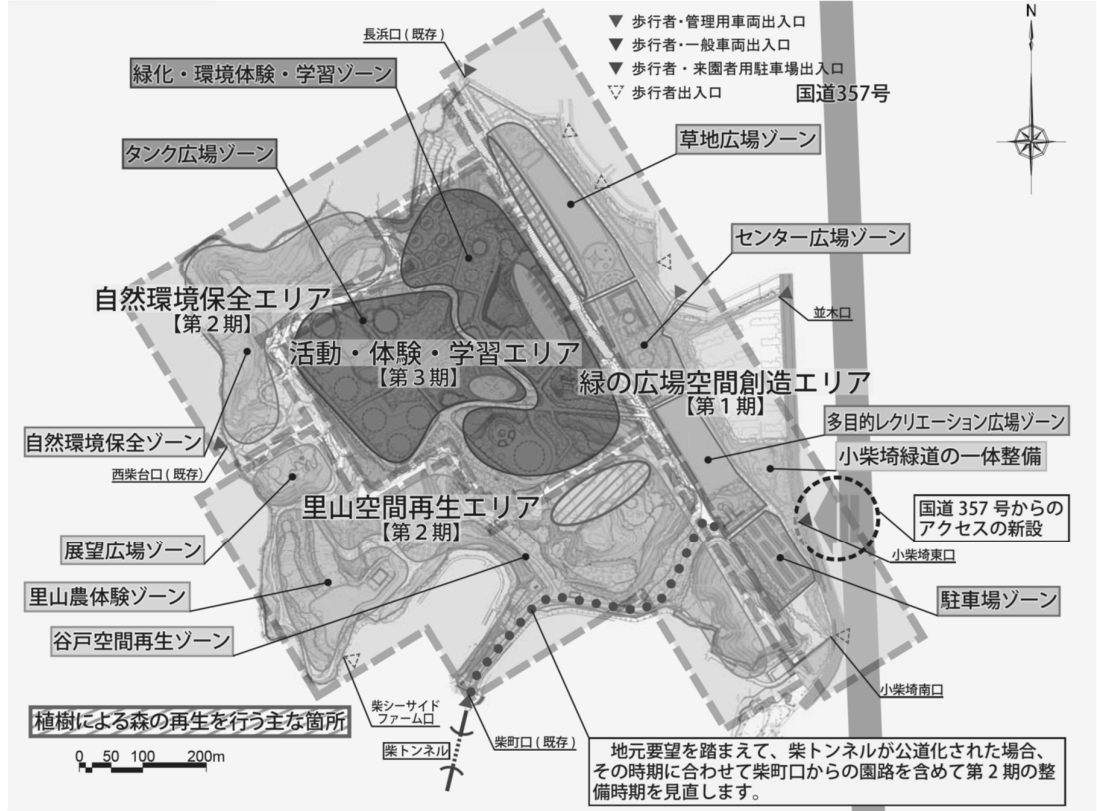
防災への配慮

- ・広域避難場所を想定して、災害時に活用が可能な広場を確保します。
- ・かまどベンチや非常用トイレなどを設けるほか、管理センターなどの建物や照明、太陽光発電などの施設が災害時にも活用できるよう工夫します。

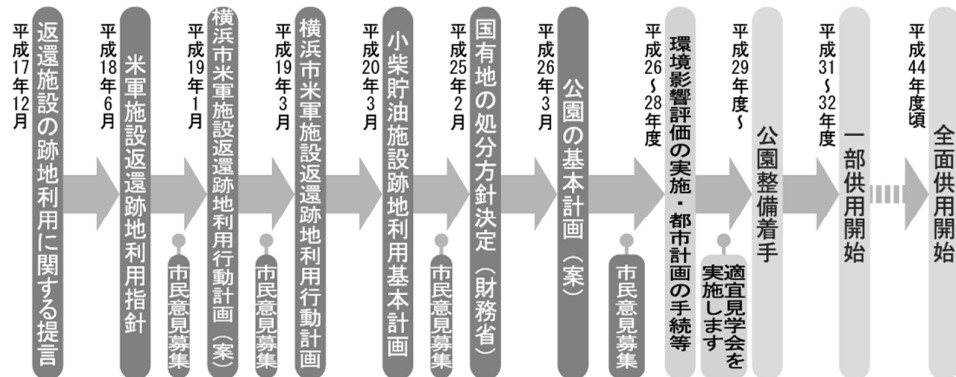
動線計画

- ・一般車両動線として、国道357号から駐車場へと至るアクセスを新設することとし、具体的な位置は、今後、関係機関等と協議していきます。
- ・歩行者動線は、既存ゲートを活用するほか、柴シーサイドファーム口などの出入口や、小柴埼緑道と一体利用できる園路を設置します。
- ・園路については、通常時の公園利用だけでなく、災害時の利活用や工事期間中の利用者の安全確保等を想定した規模や構造等を検討していきます。

ゾーニング図

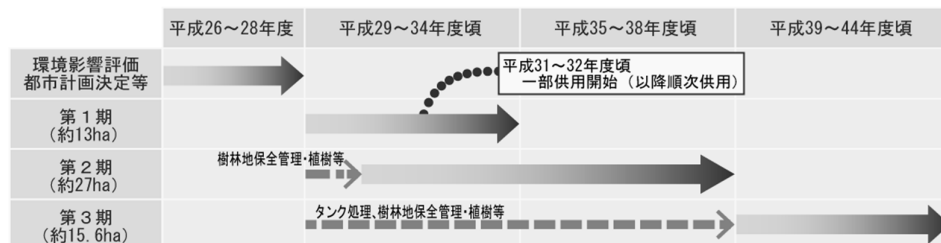


これまでの経緯と今後の進め方（予定）



※これまで作成した指針や計画等の詳細については、横浜市基地対策課ホームページをご覧ください。
<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kichitaisaku/atochiriyou/atochi-koshiba.html>

想定整備スケジュール



(ウ) 旧小柴貯油施設における土壌汚染調査の結果

(平成22年6月28日防衛省)

平成22年6月28日、防衛省南関東防衛局から土壌汚染調査の報告書を受理。

【概要】

1 土壌汚染調査の結果について

(1) 調査期間

平成21年10月16日～平成22年3月31日

(2) 土壌汚染の範囲

汚染区画を平面で捉えた場合の割合

	面積	施設面積に対する割合
施設全体	約526,000 m ²	
土壌汚染範囲	約19,000 m ²	約3.6%

(3) 土壌汚染の状況

ア 第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）

○汚染区画総数 3区画（1区画は10m×10m）

○内訳

	ベンゼン
汚染区画 (基準値) [※] (検出濃度)	3区画 0.01mg/L以下 0.019～0.072mg/L
うち深度汚染区画	3区画

※ 検液1リットル（L）に対する物質質量（mg）の濃度に関する基準。【土壌汚染対策法】

イ 第二種特定有害物質（重金属等）

○汚染区画総数 288区画（1区画は10m×10m）

区画数は、地表部と地下部（トンネル・地下タンク底部付近）の合計した数値。

○内訳

	鉛およびその化合物	砒素およびその化合物 ^{※4}	ふっ素およびその化合物 ^{※4}
汚染区画	276区画	9区画	3区画
(溶出量基準値) ^{※1} (検出濃度) ^{※2}	0.01mg/L以下 0.011～0.15 mg/L	0.01mg/L以下 0.011～ 0.065mg/L	0.8mg/L以下 0.85mg/L
(含有量基準値) ^{※3} (検出濃度) ^{※2}	150mg/kg 160～4500mg/kg	150mg/kg 基準値以下	4,000mg/kg 基準値以下
うち深度汚染区画	14区画	3区画	調査対象外

※1 検液1リットル（L）に対する物質質量（mg）の濃度に関する基準。【土壌汚染対策法】

※2 検出濃度は、概況調査と詳細調査から特定した下限値と上限値を記載。

※3 土壌1キログラム（kg）に対する物質質量（mg）の濃度に関する基準。【土壌汚染対策法】

※4 「砒素およびその化合物」ならびに「ふっ素およびその化合物」は、地区内の土壌や岩盤に元来存在する物質で、自然由来の可能性が高いと判定されています。

ウ 油分（土壤汚染対策法の汚染物質には該当しないが、環境省のガイドラインに基づき調査。）

○汚染区画総数 108 区画（1 区画は 10m×10m）

区画数は、地表部と地下部（トンネル・地下タンク底部付近）の合計した数値。

○内訳

	油分
汚染区画	108 区画
うち深度汚染区画	19 区画

エ 地下水

深度方向のボーリング調査により採取した土壌を分析（土壌溶出量の確認）し、地下水に汚染が検出された区画。

○汚染区画総数 12 区画（1 区画は 10m×10m）

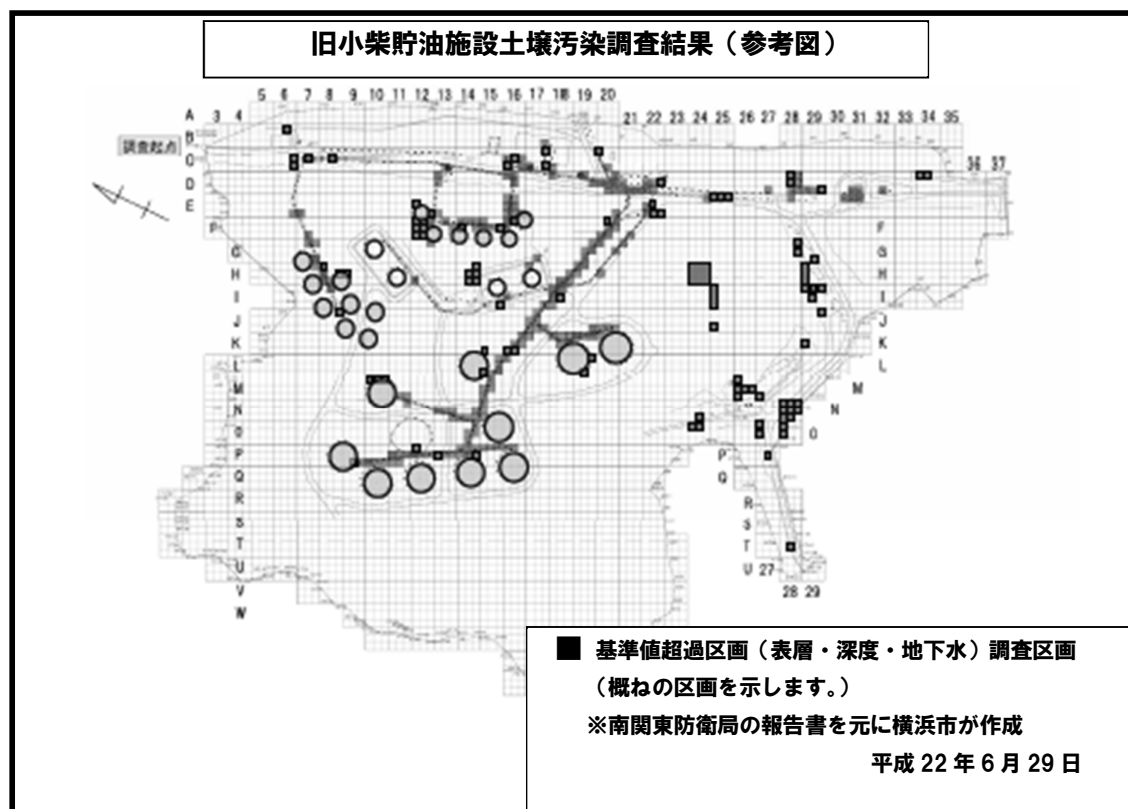
○内訳

	ベンゼン	鉛およびその化合物	砒素およびその化合物
汚染区画	6 区画	5 区画	1 区画
(最大深度)	1 m	3 m	10m
(基準値) ※1	0.01mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
(検出濃度)	0.012~0.084mg/L	0.012~0.046mg/L	0.052mg/L

※1 検液1リットル (L) に対する物質質量 (mg) の濃度に関する基準。【土壤汚染対策法】

なお、地区内敷地境界付近に設置された観測井戸（3 箇所）のモニタリング調査では、地下水への汚染は確認されませんでした。

(4)調査範囲及び汚染区画



(ケ) 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会要望

(平成19年12月13日金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会)

平成19年12月13日

横浜市長 中田 宏 様

金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会
会長 横井 正巳

旧小柴貯油施設の跡地利用について (要望)

はじめに

これまで当協議会では、国が進めている池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）における米軍家族住宅等の建設事業に対し、平成18年9月21日、平成19年7月25日と横浜市長あてに要望書を提出したところです。

しかし、平成17年12月14日に返還された旧小柴貯油施設については、国の動きが遅いため、横浜市における跡地利用検討の支障となっており、誠に遺憾に思っています。当協議会としては、具体的な跡地利用を検討する上で最低限配慮していただきたい事項について今回要望し、跡地利用の早期具体化を求めるものです。

今回要望書を提出する主旨

旧小柴貯油施設については、返還されて以来、国が管理していますが、横浜市においては、平成19年3月に出された「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」において都市公園（「開港150周年の森」）として整備を目指すとしています。

我々金沢区民は、昭和56年の貯油タンクの爆発・炎上事故に象徴されるごとく、常に危険と隣り合わせの生活を強いられてきました。その意味で本施設が今後、公園として、早期に安全な形で整備・公開されることを切に望むものです。

計画地は貯油施設として使用されていた経緯から、金沢区民をはじめ多くの市民が将来にわたり安心して利用するためには、旧軍及び米軍が使用していたタンク等の施設の安全な処理及び土壌汚染の問題が懸念されます。しかし、現在のところ国は土壌汚染調査さえ、着手したばかりと聞いております。

旧小柴貯油施設の跡地利用を進めるために、早期に土壌汚染調査を完了させるとともに、汚染物質や油泥が確認された場合においては、迅速かつ適正な処理をしていただくよう、南関東防衛局との調整をお願いいたします。

要望項目

①自然環境・緑の保全について

旧小柴貯油施設は、周囲を住宅地に囲まれた中で、緑が多く残る、都市部にとっては非常に貴重な場所です。数十年の間、人の手が加えられなかったため、公園として公開するためには、一定程度の整備が必要であると考えますが、環境調査等の結果を踏まえ、動植物の保全のほか、旧海岸線など地形的な特徴も生かしながら、現在の自然環境をできる限り残す計画とすることを求めます。

②道路・交通対策について

計画地は、米軍施設として利用していた当時の既存ゲートの多くが周囲の住宅地に近接したものとなっています。また、本施設の近くには国道16号や国道357号などもありますが、これら幹線道路にアクセスするまでには、住宅地内の道路を通過しなければならず、必ずしも道路環境に恵まれている土地とはいえません。

今後、都市公園として整備していく上では、駐車場の設置等はやむを得ない事項であると考えますが、周辺の道路状況に鑑み、利用者の道路・交通対策については周辺地域への影響を最小限にするよう、国道357号へのスムーズなアクセスの確保など、必要な対策を講ずるようお願いいたします。

また、計画地内には管理用の道路が整備されていますが、これらの道路を一般開放（公道化）することは、住宅地への通過交通の増加を助長するため、適切ではないと考えます。

③公園のあり方について

本施設の都市公園化にあたっては、公園利用者や地域住民のための施設等の設置が必要になると考えられます。しかし、計画地は住宅に囲まれており、また、現状においても海の公園、八景島等による周辺道路の混雑が問題となっていることから、集客性が高くなるような施設については不要と考えます。

公園の整備にあたっては、既存タンクの処置が課題になると考えられますが、部分開放するなど、なるべく早期に公園として供用していただくようお願いします。タンクについては、上部を有効活用するために埋めることや、歴史的経緯を示すために存置することなども考えられますが、安全面を第一に考えて検討していただくようお願いします。

また、広大な施設ゆえ、管理面でも特段の配慮が必要と考えます。特に夜間の管理については、十分な配慮をお願いします。

④区民意見を踏まえた計画策定について

地域住民をはじめ金沢区民、横浜市民の皆さんに愛着を持ってもらえるような施設づくりを進めていただくよう、計画策定の段階から、住民の意見を聞きながら作業を進めていただくようお願いします。

また、区域内には私有地も含まれており、それら土地所有者の意向も十分に踏まえた計画とするようお願いいたします。

国有財産関東地方審議会の答申結果

1. 審議会の概要

- (1) 名 称 第 2 2 8 回国有財産関東地方審議会
 (2) 会 長 宮ヶ原 光正
 (3) 開催日時 平成 2 0 年 1 2 月 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
 (4) 開催場所 東京都千代田区九段南 2 丁目 1 番 5 号
 三番町共用会議所 2 階大会議室

2. 答申内容

下記事項について、次のとおり処理することを適当と認める旨の答申がなされた。

記

(編集者注：第 1 諮問、第 2 諮問省略)

第 3 諮問 神奈川県横浜市金沢区長浜に所在する土地を横浜市に対し、開港 1 5 0 周年記念植樹用地として管理委託することについて

所 在 地 神奈川県横浜市金沢区長浜 1 1 6 番 2 のうち外

区 分	数 量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定期間
土 地	約 15,000 m ²	横浜市	開港 1 5 0 周 年 記 念 植 樹 用 地	管理委託	—

[参考]

横浜市は、横浜開港 1 5 0 周年を記念して、市内に 1 5 0 万本を植樹する「1 5 0 万本植樹行動」を行っており、平成 1 7 年に米軍から返還された旧小柴貯油施設においても、植樹祭を開催する等「開港 1 5 0 周年記念植樹」として 4 万 5 千本の植樹を行うもので、平成 2 1 年 2 月から植樹に必要な土地約 1. 5 ha を管理委託するものである。

関財国調3第 87 号
平成 24 年 8 月 31 日

横浜市長 殿

関東財務局長 菅野良三

旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について

平素より国有財産行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、貴市から提出された「国の制度及び予算に関する提案・要望書」(平成18年7月)において、市内米軍施設の返還と跡地利用の推進として、「米軍施設返還跡地利用指針」(18年6月)に沿った国事業の実施や国有地の無償利用等の考慮、及び土壌汚染対策・工作物等にかかる適切な処理が提案・要望されています。

原則として、返還財産の処分条件は、公園として処理する場合においては、その2/3を無償貸付、残余の1/3を時価売払することとしております。

しかしながら、当局としては、貴市において下記の要件を了解していただけるのであれば、対象財産の特殊性を踏まえ、全面積の無償貸付を行うことにより、貴市の利用計画の実現に協力してまいりたいと考えております。

本提案について、御見解を承りたく存じます。

記

1. 対象財産の表示

所在地 横浜市金沢区柴町外
区分・数量 土地・511,859.15㎡
建物・2,501.85/2,501.85㎡
工作物・一式(貯油タンク34基ほか)
立木竹・540本
旧口座名 小柴貯油施設

2. 全面積無償貸付の要件

- ア 貴市の利用計画に応じた工作物の撤去及び土壌汚染の除去は、貴市において実施する。国は、貴市に対して無償貸付するものであることから、民法第596条の規定において準用する同法第551条に基づき瑕疵担保責任を一切負わない。
- イ 貴市は、上記アに掲げる工作物のほか、施設内に存置する建物、機械器具及び工作物の解体・撤去にあたっては、事前に国と協議する。
- ウ 本件処理は、本財産の特殊性を踏まえ特例として全面積について無償貸付するものであり、他の返還事案に影響を及ぼすものではない。

以上

政 基 第 209号
平成24年11月21日

関東財務局長
菅野 良三 様

横浜市長 林 文子

旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について (回答)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の返還財産につきましては、戦後から施設が米国に提供され、昭和56年のタンク爆発火災時には周辺地域に大きな影響を及ぼすなど、長きにわたり市民の皆様は様々な負担を強いられてきました。

平成17年の施設返還以降、本市は貴重な空間資源として有効活用すべく公園利用を国に示し、継続して無償利用や工作物等の適切な対処について、「国の制度及び予算に関する提案・要望」を行ってきました。また、地元の方々をはじめ、市民の皆様からも早期に開放することが求められています。

本市としては、旧小柴貯油施設の特殊性を踏まえ、今後、無償貸付契約の締結にあたっては、

- 1 新たな工作物等が発見されるなど不測の事態が発生した場合は個々具体的に協議の上その取扱いを決定していくこと。
- 2 地下タンクなど特殊な工作物の対処には長期間要することが想定されるため、段階的な整備による部分供用を認めるとともに、供用開始までに十分な期間を確保すること。

などを契約内容に反映するよう申し入れた上で、平成24年8月31日付関財国調3第87号による貴局の御提案を受け入れます。

今後は、早期に都市公園の整備を目指すという本市の利用計画に沿って、国有地処分の手続きをさらに進めて頂くようお願いします。

(ヌ) 国有財産関東地方審議会の答申結果**(平成 25 年 2 月 12 日財務省)**

国有財産関東地方審議会の答申結果

1. 審議会の概要

- (1) 名 称 第 2 4 1 回国有財産関東地方審議会
 (2) 会 長 宮ヶ原 光正
 (3) 開催日時 平成 2 5 年 2 月 1 2 日 (火) 午後 2 時
 (4) 開催場所 東京都千代田区九段南 2 丁目 1 番 5
 三番町共用会議所 2 階大会議室

2. 答申内容

下記諮問事項について、次のとおり処理することを適当と認める旨の答申がなされた。

記

諮問事項

神奈川県横浜市金沢区柴町外に所在する財産を、横浜市に対し、都市公園敷地として無償貸付することについて

所 在 地 神奈川県横浜市金沢区柴町外

区分	数 量	相 手 方	利 用 計 画	処理区分	用途指定期間
土 地 建 物 工作物 立木竹	511,859 m ² 2,501 m ² 一 式 540 本	横浜市	都市公園	無償貸付	貸付期間中

(セ) 未利用国有地等の貸付要望に対する通知について**(平成 25 年 2 月 18 日財務省)**

関財浜統 5 第 3 2 号
平成 2 5 年 2 月 1 8 日

横浜市長 殿

関東財務局横浜財務事務所長 井上 泰延

未利用国有地等の貸付要望に対する通知について

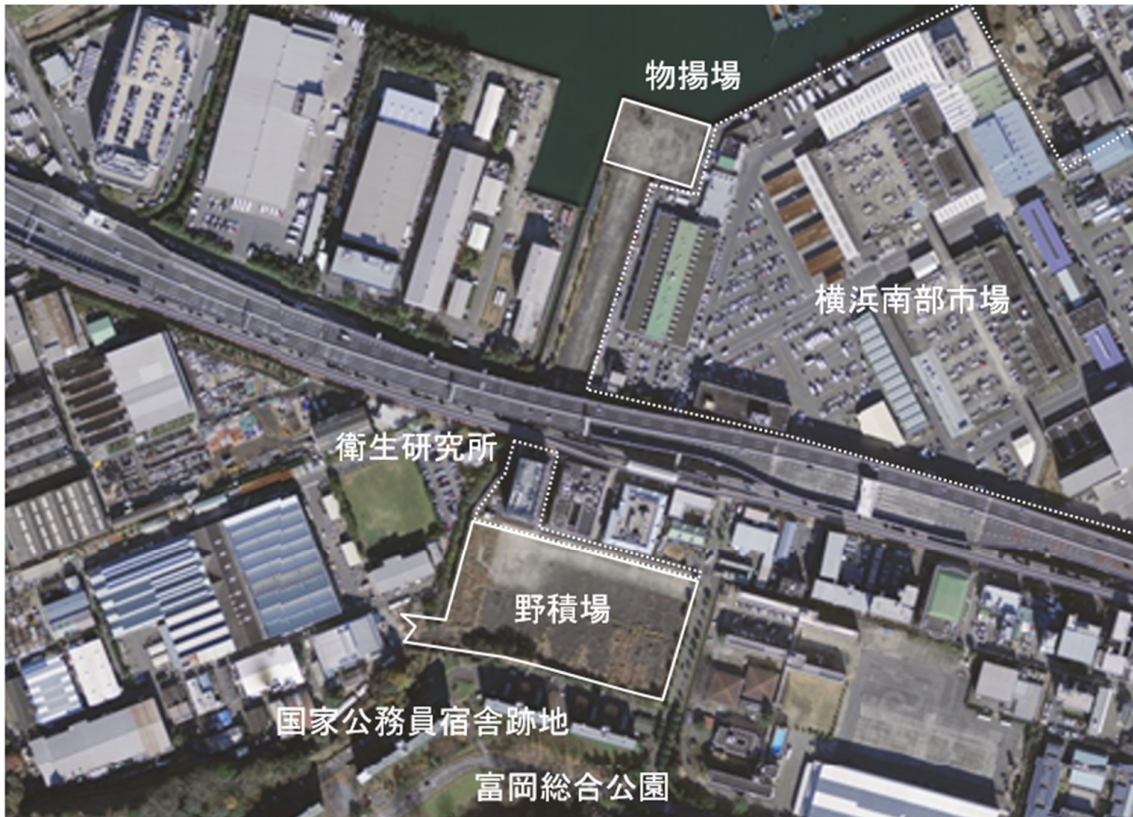
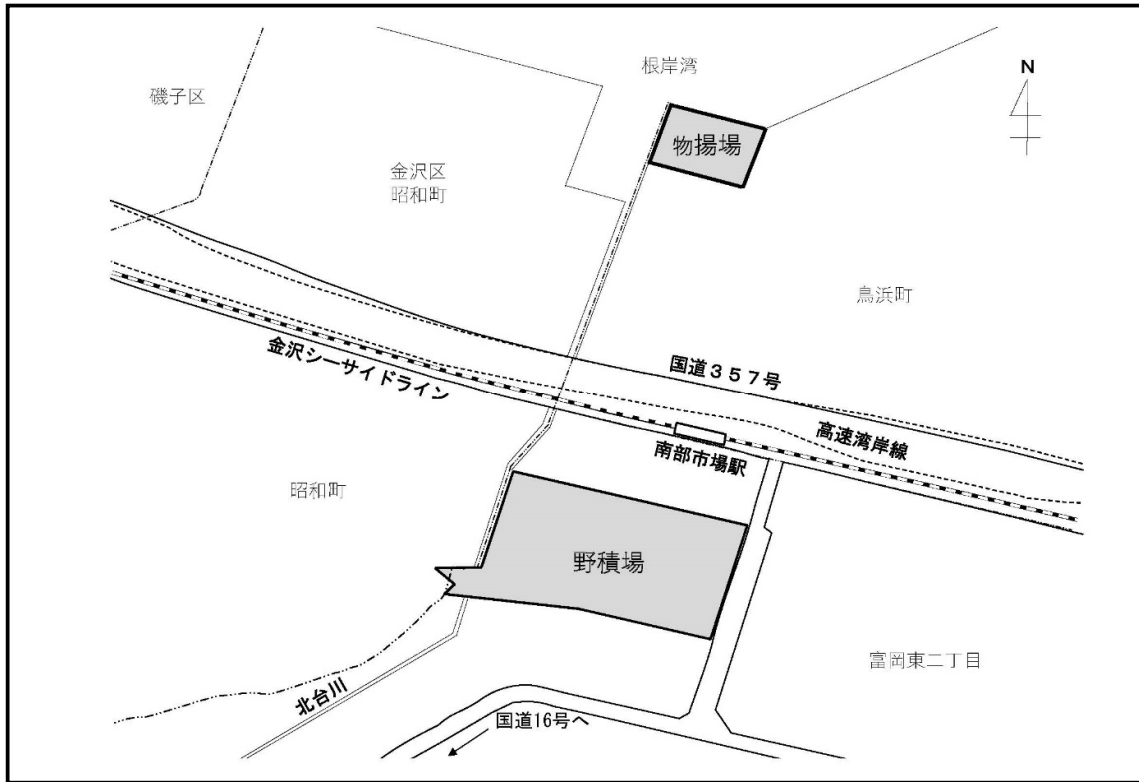
平成24年12月26日付政基第261号により無償貸付要望のあった下記財産については、要望のとおり処理することに決定しましたので通知します。

記

財産の表示

所 在 地	区 分	数 量 (m ² ・本)	備 考
横浜市金沢区柴町外	土 地	511,859.15	旧小柴貯油施設
	建 物	2,501.85/2,501.85	
	工作物	一式	
	立木竹	540	

イ 旧富岡倉庫地区
(7) 施設図



(イ) 概要と経過

施設名	旧富岡倉庫地区
接收年月日	昭和20年9月2日
返還年月日	平成21年5月25日
所在地	金沢区富岡東二丁目、鳥浜町
面積	土地： 27,148 m ² (国 有) 地域地区等の指定： 野積場 (22,316m ²) 第1種住居地域、工業地域、準防火地域 物揚場 (4,832 m ²) 工業地域、臨港地区
概要	昭和45年まで米陸軍貯蔵局の出先として、倉庫、野積場、ヘリポート、物揚場、射撃場等があり、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックの予備的施設でしたが、昭和46年2月に大部分が返還されました。残りの部分は、野積場・物揚場として使用されていました。
[経過]	<p>昭20. 9. 2 旧日本海軍の飛行艇基地が米陸軍第508通信修理隊施設として接收された。</p> <p>昭36.12 「富岡倉庫地区」と名称変更された。</p> <p>昭45. 9.23 米陸軍から米海軍へ本施設の移管がなされた。</p> <p>昭46. 1. 7 日米合同委員会において、富岡倉庫地区の一部の返還が合意された。</p> <p>昭46. 2.17 土地 312,573m²が返還された。</p> <p>昭47. 5.29 国有財産地方審議会において、返還跡地の利用計画が決定された。</p> <p>大 蔵 省 (公務員宿舍 3.75ha) 神奈川県警 (機動隊訓練場 5.65ha) 横 浜 市 (公園及び道路 23.03ha)</p> <p>昭50. 3.20 市は返還跡地の公園部分を富岡総合公園として開園した。</p> <p>平 4. 3. 5 木材等物資が搬入されたので、横浜防衛施設局に搬入の経緯、目的などについて照会するとともに危険物の搬入のないよう申し入れを行った。</p> <p>平 8.10.30 市は地元町内会の要請を受けて、横浜防衛施設局に対し返還または一時使用について要請を行った。</p> <p>平10.10. 4 南部市場まつりの駐車場として、初めて一時利用が認められた。</p> <p>平16.10.18 日米合同委員会において、返還の方針が合意された。</p> <p>平21. 5.25 上記、土地28,988m²が返還された。これにより、富岡倉庫地区の全部返還が実現した。</p> <hr/> <p>平22.11.17 国(財務省横浜財務事務所)から土壌汚染調査の最終結果について報告書を受理した。</p> <p>平23. 3.31 野積場の一部(約650m²)を衛生研究所再整備用地として、市が取得した。</p> <p>平23. 7 旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画を策定した。</p> <p>平24. 3.29 野積場の一部(約1,200m²)について、下水道管理用地として国から無償貸付を受けた。</p> <p>平26.12. 1 衛生研究所が開所した。</p> <p>令 7. 6.30 「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画(改定案)」及び改定の考え方に対する ～ 7.31 市民意見募集を行った。</p> <p>令 7.10 「旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画」を改定した。</p> <p>令 8. 4. 1 野積場について、都市整備局基地対策課から都市整備局地域まちづくり課へ業務移管</p>

横浜市長殿

南防第 3067 号
平成 21 年 5 月 25 日

南関東防衛局長

F A C 3 0 7 2 富岡倉庫地区の返還について（通知）

防衛行政につきましては、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、本施設及び区域につきましては、平成 16 年 10 月 18 日、日米合同委員会において、返還が基本合意されていたところ、平成 21 年 5 月 25 日をもって全部返還されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 施設及び区域の名称：F A C 3 0 7 2 富岡倉庫地区
- 2 施設及び区域の所在：神奈川県横浜市金沢区
- 3 返還面積等：土地 約 29,000㎡
工作物 門、圍障 等

以 上

添付書類：別図（編集者注：省略）

(I) 旧富岡倉庫地区跡地利用基本計画（平成23年7月策定）

1 趣旨

旧富岡倉庫地区は、平成21年5月に米国から日本国に返還されました。本市では、平成16年に返還合意された市内米軍施設6施設を対象に「米軍施設返還跡地利用指針（平成18年策定）」で跡地利用の将来像を定め、この指針に沿って「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画（平成19年策定、平成23年改定）」に掲げた具体的な取組として「横浜市返還跡地利用プロジェクト」において跡地利用の検討を進めてきたところです。

これまでのプロジェクト等における検討経過を踏まえて、旧富岡倉庫地区全体の跡地利用基本計画を次のとおり定めます。

2 決定事項

(1) 物揚場及び隣接市有地（合計：約1.1ヘクタール）は、「港湾利用」とします。

なお、隣接する横浜市中心卸売市場再編・機能強化に係る南部市場の今後の動向を見据えながら検討を進めます。

(2) 野積場の一部及び隣接市有地（合計：約0.4ヘクタール）は、「衛生研究所の再整備」を進めます。

(3) 野積場の西側に隣接する北台川に沿って、野積場の一部と衛生研究所の敷地内に「下水道管理用通路の整備」を進めます。

(4) 野積場の残りの部分については、引き続き導入機能等の検討を進めながら国と国有地の処分について協議します。

(5) 地元からの要望でもあるプロムナード整備については、「海と丘をむすぶ軸の形成」を踏まえて検討を進めます。なお、衛生研究所の敷地から富岡総合公園までは、当地区南側の国家公務員宿舎において国があり方検討を行っていることから、その動向を見据えながら進めます。

3 地区の概要等

(1) 所在地

金沢区富岡東二丁目、鳥浜町

(2) 土地面積

ア 物揚場（国有地）：4,832㎡

イ 野積場（国有地）：24,156㎡

(3) 概要

昭和45年まで米陸軍貯蔵局の出先として、倉庫、野積場、ヘリポート、物揚場、射撃場等があり、横浜ノース・ドックの予備的施設でありましたが、昭和46年2月に大部分が返還され、富岡総合公園や機動隊訓練場等として利用されています。残りの部分は、物揚場、野積場として使用されていました。

4 経過

昭和20年 9月 米陸軍の通信修理隊施設として接收

昭和46年 1月 日米合同委員会で富岡倉庫地区の一部の返還が合意

昭和46年 2月 土地312,573㎡が返還

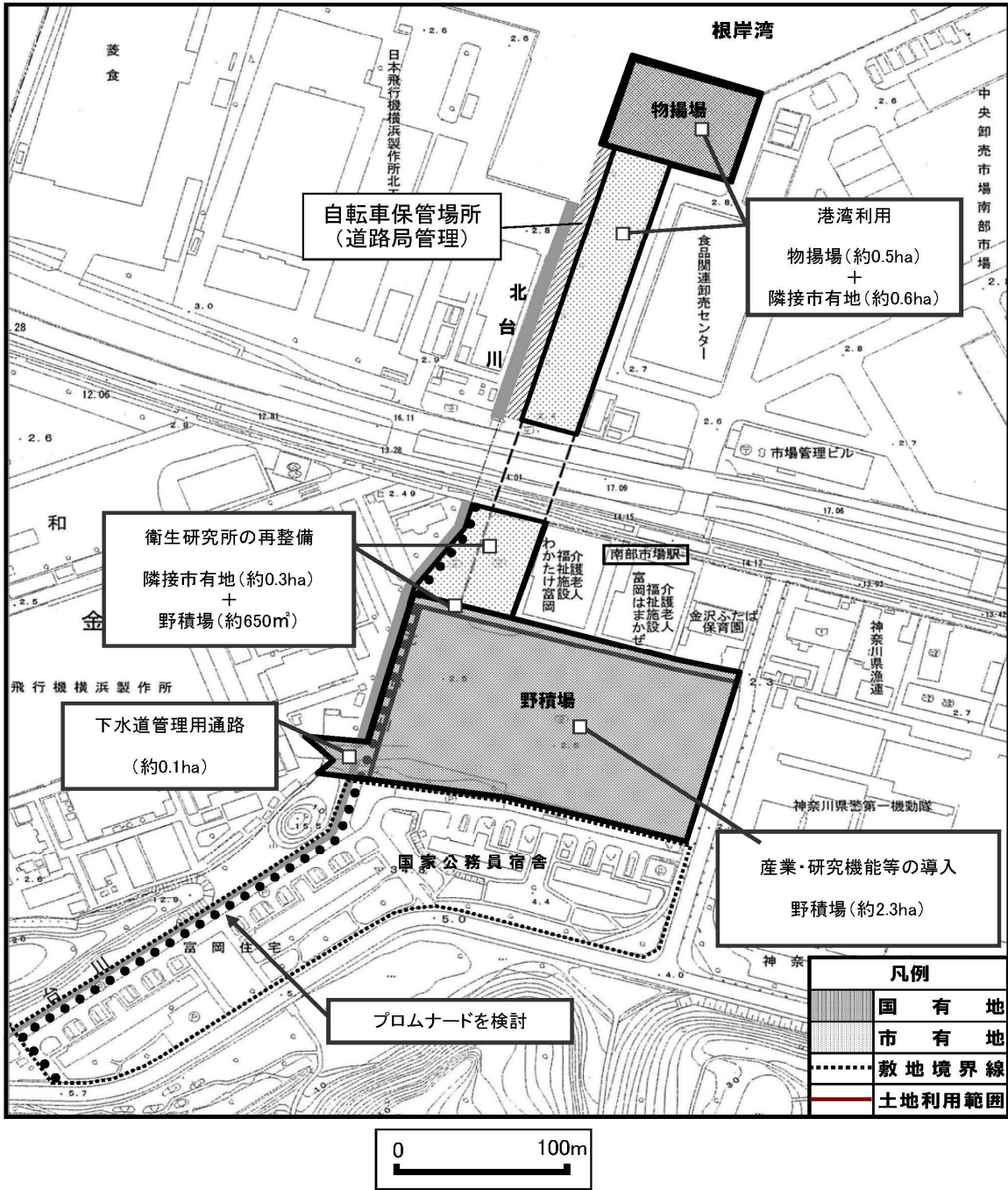
昭和47年 5月 国有財産地方審議会において、返還跡地の利用計画が決定

昭和49年 2月 横浜市が返還跡地の公園部分を富岡総合公園として使用開始

平成16年10月 日米合同委員会で返還の方針が合意

平成21年 5月 上記、土地28,988㎡が返還され、これにより全部返還が実現

[跡地利用基本計画図]



3 土地利用計画

(1) 本地区の土地利用の方向性

ア 野積場

■導入機能

- ・野積場の跡地利用のコンセプト^(※)を踏まえ、研究施設、住宅、生活利便施設の立地を誘導します。
- ・研究施設及び住宅を主たる用途とし、生活利便施設はこれらに付帯する機能とします。住宅は地区内で十分なコミュニティが形成する規模を目指します。生活利便施設は、野積場内や周辺の市街地の生活利便性向上に寄与する施設として、必要に応じて誘導について検討します。
- ・各施設の内容や規模については、交通、景観や騒音・振動等の周辺市街地環境への影響を考慮しながら検討・調整します。

※【野積場の跡地利用のコンセプト】

駅に近い立地特性を活かし、働く場、住む場として、地域とつながるイノベーションと暮らしの拠点を創出する。

■導入機能として誘導することが望ましい施設のイメージ（例）

【研究施設】

- ・脱炭素分野など、市の施策に関連した分野の研究を行う施設
- ・様々なイノベーションの創出に寄与する研究を行う施設
- ・オープンイノベーションを促進するため、企業・研究機関・内外の人材等が交流できる機能や空間を有する施設
- ・市民・こども向けの施設内見学や研究内容のデモンストレーションの実施、地域住民等による自主的な研究活動への支援など、地域に開かれた運用を行う施設

【住宅】

- ・主に子育て世代をターゲットとした共同住宅
- ・市の関連施策を踏まえ、「地域子育て応援マンション」「よこはま防災力向上マンション」などの認定基準へ準拠した共同住宅（共用部や住戸内の段差をなくしたベビーカー等での移動に優しい住宅、地域の一時避難場所の確保や住民による防災組織を結成する等災害に強い住宅）
- ・低層部に生活利便施設等を設けた利便性の高い住宅
- ・住民が日常的に集い、自然なコミュニケーションが生まれる空間を設けた住宅

【生活利便施設】

- ・様々な世代が日常生活で利用しやすいスーパーマーケットやホームセンター、コンビニエンスストア、ドラッグストア等の生活に必要な物販店舗、診療所、飲食店等
- ・集会所・交流スペース・休憩スペースのような人が集まる場、体を動かせる場など誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域のコミュニティ形成に寄与する施設

■導入機能の誘導に併せた土地利用の考え方

- ・野積場周辺を含めた防災力向上に資する機能の導入や、緑地の整備を進めます。
- ・省エネ性能の高い建築物、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現に資する機能の導入を進めます。
- ・駅に近い利便性を活かした有効な土地利用を目指し、緑の10大拠点隣接地にふさわしい、緑豊かな景観と調和した形態の建築物を誘導します。
- ・子供が遊べる広場や自然・緑と触れ合う場の整備、歩行者から視認性が高くボリューム感のある緑化計画の実施、海辺の水際線と隣接する富岡総合公園をつなぐような緑のネットワークの整備により、魅力的な生活環境を形成します。

■導入機能の誘導に併せた望ましい土地利用のイメージ（例）

【地域の防災力向上に資する機能】

- ・津波や高潮などの災害リスクが想定される立地条件を踏まえた、地域住民、就業者、来街者の安心・安全に資する機能

【脱炭素社会の実現に資する機能】

- ・再生可能エネルギー（太陽光発電等）、家庭用燃料電池、高効率給湯器や、蓄電池などを活用した施設
- ・エネルギー消費性能に優れた建築物

【魅力的な生活環境】

- ・地上部の緑化に加え、屋上緑化などにより、日常的に緑に触れ合うことのできる居心地の良い滞留空間を創出
- ・バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、年齢や身体的条件にかかわらず、誰もが安全・快適に利用できる施設

イ 物揚場

- ・物揚場及び隣接する市有地は、「港湾利用」として土地利用を検討します。

（２）隣接地を含めた土地利用の方向性

地域の意向も反映しながら地域が抱える諸課題の解決に資するために、本地区と隣接する公有地を合わせて本計画に土地利用の方向性を示し、一体的なまちづくりの推進を検討していきます。

ア 横浜市衛生研究所

- ・引き続き、衛生研究所としての土地利用を継続します。

イ 旧国家公務員宿舎（国有地）

- ・区の課題解決につながる住宅の立地を促すため、一体的なまちづくりの検討可能性について国と協議します。

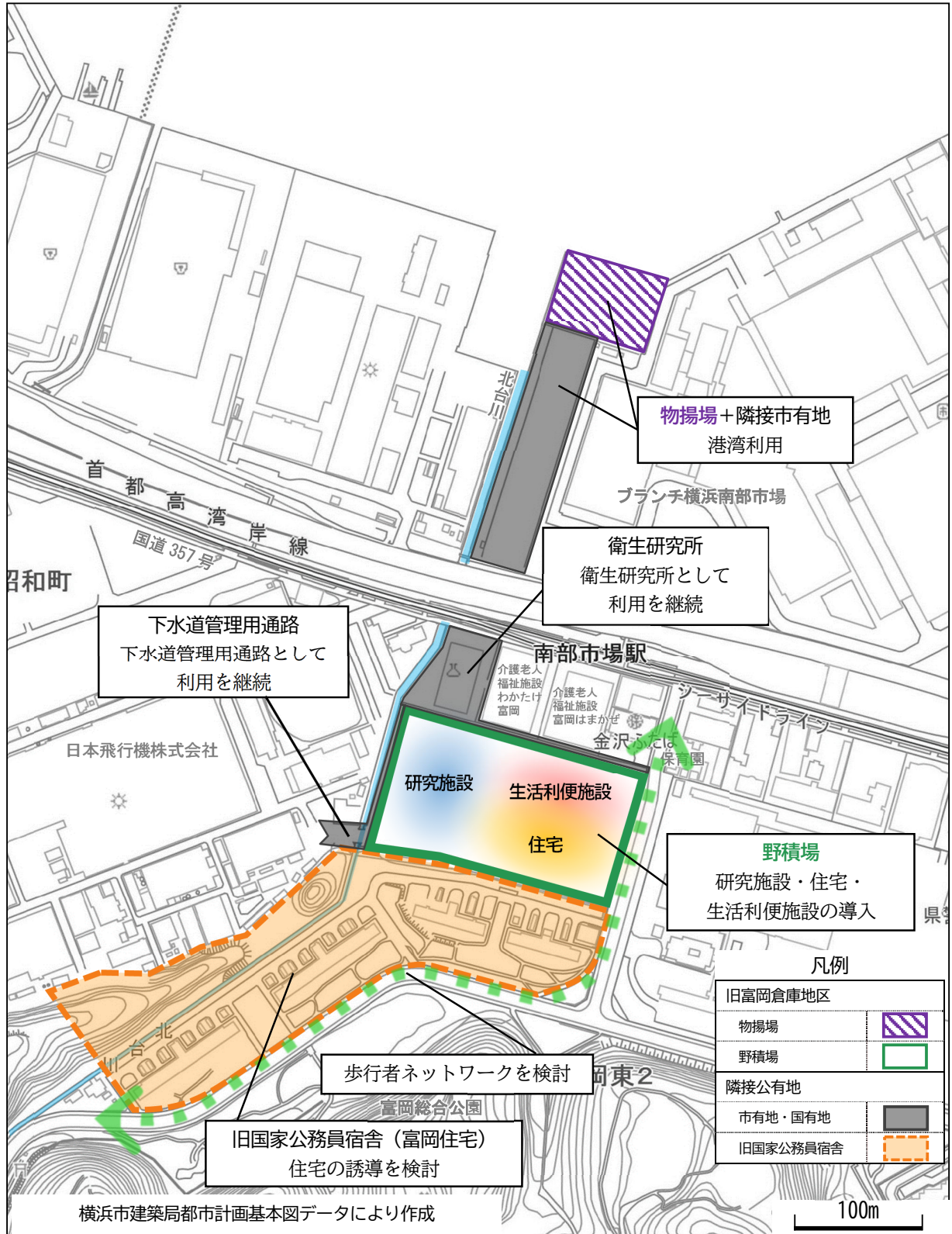
ウ 物揚場隣接の市有地

- ・物揚場と一体的な利用を検討し、物揚場の接道を確保します。

エ 歩行者ネットワークの整備

- ・富岡総合公園から南部市場駅へ向けた安全で快適な歩行者動線を確保するため、野積場及び旧国家公務員宿舎東側の道路（市道杉田 91 号線）と旧国家公務員宿舎南側の道路（市道杉田 190 号線）の既存の歩道を活かした歩行者ネットワークの整備を検討します。
- ・改定前の跡地利用基本計画において検討するとしていた北台川沿いの「プロムナード」については、野積場と旧国家公務員宿舎の敷地に高低差があることや、プロムナードを検討していた箇所の一部が令和元年 12 月に土砂災害特別警戒区域に指定されたこと等を踏まえ、位置を見直します。

(3) 計画図

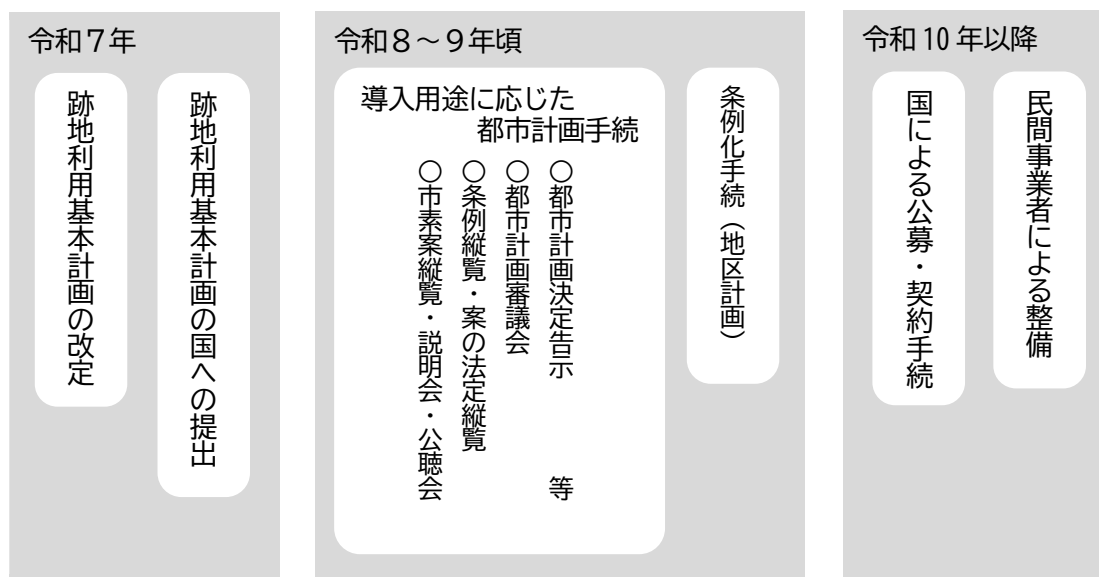


(4) 跡地利用の具体化に向けた進め方

ア 野積場

- ・国が土地を民間事業者売却または賃貸し、民間事業者が土地利用を行うことを想定しています。民間事業者の土地利用にあたっては、国と協議し、地区計画等の規制誘導手法の活用や公募での適切な条件設定などを検討し、本計画の実現を誘導します。
- ・土地利用を行う民間事業者が地元へ事業の説明を行い、地域の理解を得るように促します。

野積場の跡地利用のスケジュール (想定)



※上記手続きには、国の諮問機関への諮問が必要となるものがあります。
※現時点の想定であり、確定したものではありません。

イ 物揚場

- ・港湾利用の検討を進めながら、国と土地利用計画及び国有地の処分方法等について協議します。

(カ) 旧富岡倉庫地区における土壤汚染調査等（概況調査）の結果

(平成 22 年 4 月 22 日財務省)

平成 22 年 4 月 22 日、財務省横浜財務事務所から土壤汚染調査等（概況調査）の報告書を受理。

【概要】

1 概況調査について

「旧富岡倉庫地区土壤汚染調査等（概況調査）」は、財務省横浜財務事務所が野積場において、土壤の採取・分析により、土壤汚染を把握するため、次の内容により実施したものです。

(1) 調査業務の概要

業務名称：土壤汚染調査等（土壤汚染概況調査）

履行期間：平成 21 年 10 月 26 日から平成 22 年 2 月 25 日まで

目的：土壤汚染の状況を把握するため表層土壤調査や土壤ガス調査を行う。

(2) 調査内容

ア 表層土壤調査

表層（地表から深さ 5 cm まで）の土壤及び 5～50cm の深さの土壤を採取し、土壤含有量調査及び土壤溶出量調査を実施。

※ 土壤汚染対策法施行規則より

土壤含有量調査：土壤に含まれる特定有害物質の量の測定

土壤溶出量調査：土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量の測定

イ 土壤ガス調査

地表から 80～100cm の深さの土壤ガスの採取・分析を実施。

2 概況調査の結果概要

(1) 調査対象物質及び検出物質

25 物質（土壤汚染対策法の 25 指定物質）を対象とした調査を行い、第一種特定有害物質（揮発性有機化合物 11 物質）では、土壤ガス中における対象物質の有無を調査しましたが検出されませんでした。

第二種特定有害物質（重金属等 9 物質）については、含有量調査と溶出量調査を行い、含有量調査において「鉛及びその化合物」の 1 物質が土壤汚染対策法の指定基準値を超過しました。

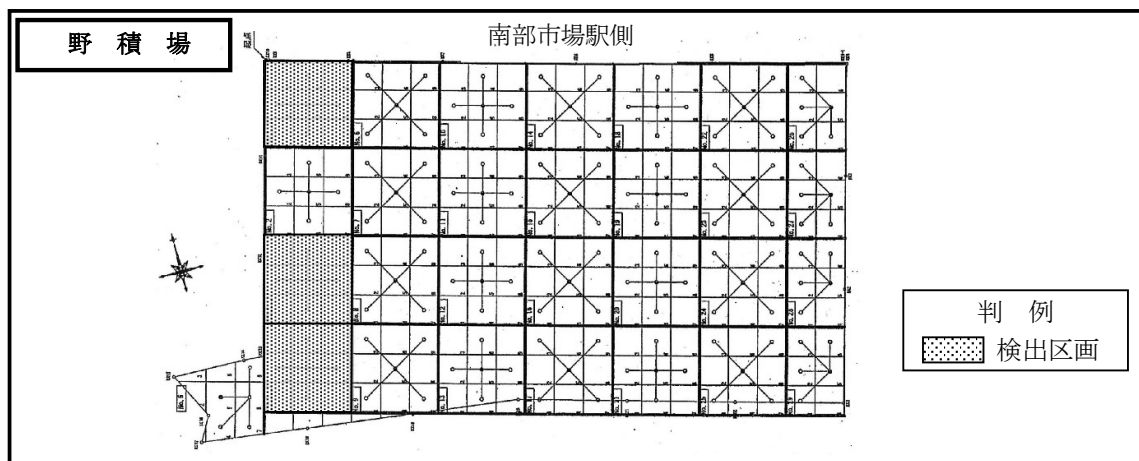
第三種特定有害物質（農薬等 5 物質）については、溶出量調査を行い、基準値内もしくは検出されませんでした。

表 調査対象物質及び調査結果

調査対象物質		土壌調査結果	備考
第一種 (揮発性有機化合物)	ベンゼン	不検出	
	テトラクロロエチレン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン		
	四塩化炭素		
	1,2-ジクロロエタン		
	1,1-ジクロロエチレン		
	1,3-ジクロロプロペン		
	ジクロロメタン		
	1,1,1-トリクロロエタン		
	1,1,2-トリクロロエタン		
	トリクロロエチレン		
	第二種 (重金属等)		
砒素及びその化合物		基準内	
ふっ素及びその化合物			
カドミウム及びその化合物			
六価クロム化合物		不検出	
シアン化合物			
水銀及びその化合物 (うちアルキル水銀)		基準内 不検出	
セレン及びその化合物		基準内	
ほう素及びその化合物			
第三種 (農業等)	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	基準内	
	シマジン		
	チラウム		
	チオベンカルブ		
	有機りん化合物		

(2) 検出された範囲

第二種特定有害物質のうち「鉛及びその化合物」が、敷地西側一部 (3 区画) で検出されました。(※ 1 区画の大きさは 30m×30m です。)



※ この図は、横浜財務事務所が実施した調査の報告書をもとに横浜市が作成したものです。

3 詳細調査の計画

今回の概況調査結果に基づき、財務省横浜財務事務所では、今年度、野積場において詳細調査 (概況絞り込み調査) を実施します。

(キ) 旧富岡倉庫地区における土壌汚染調査（詳細調査）の結果

(平成22年11月17日財務省)

平成22年11月17日、財務省横浜財務事務所から土壌汚染調査（詳細調査）の報告書を受理。

【概要】

1 土壌汚染調査（詳細調査）の結果について

(1) 調査期間

平成22年9月13日～平成22年10月4日

(2) 土壌汚染の状況

ア 第二種特定有害物質（重金属等）

○調査対象区画数 27区画（1区画は10m×10m）

○汚染区画総数 17区画

○内訳

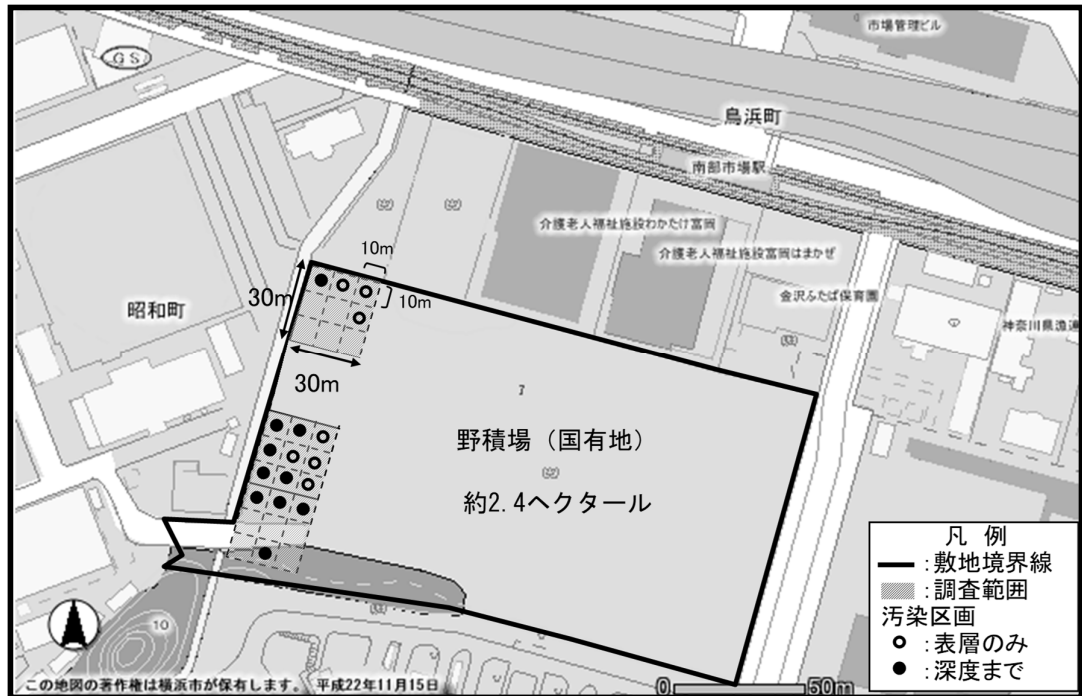
	鉛およびその化合物
汚染区画	17区画
(含有量基準値) ※1	150mg/kg
(検出濃度) ※2	160～1400mg/kg
うち深度汚染区画※3	10区画

※1 土壌1キログラム（kg）に対する物質質量（mg）の濃度に関する基準。【土壌汚染対策法】

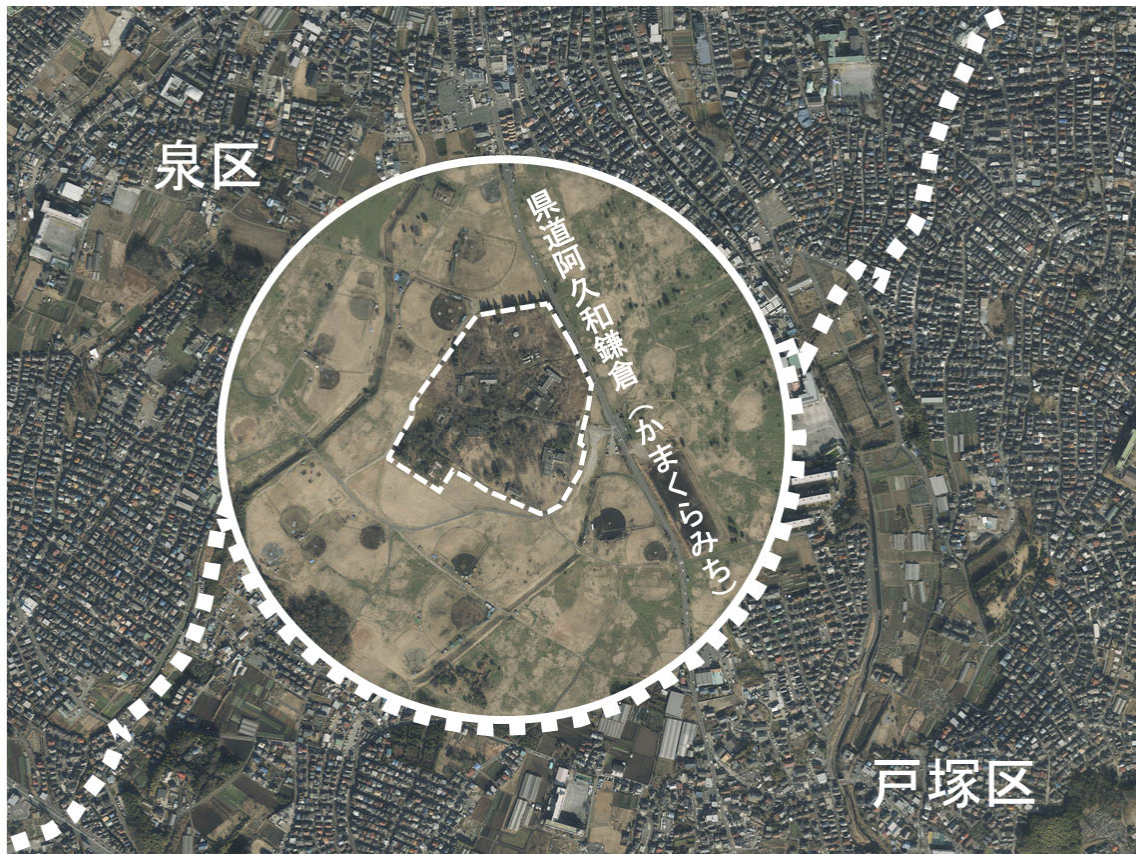
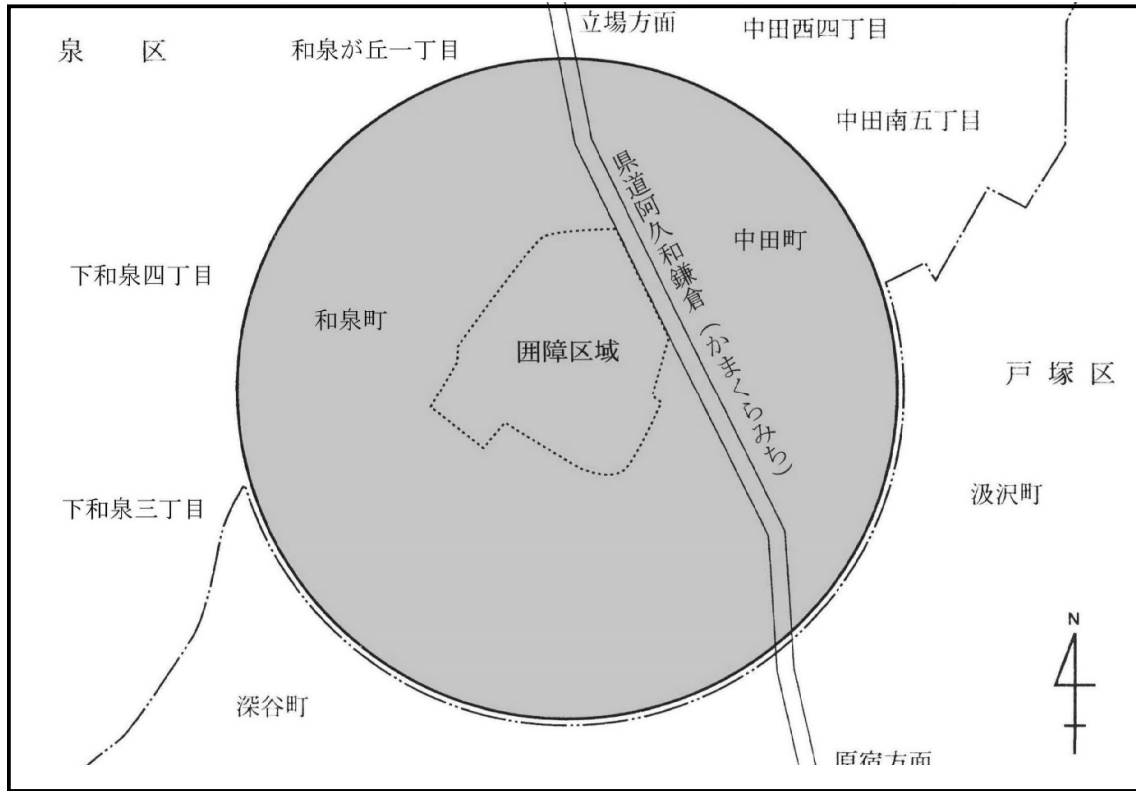
※2 検出濃度は、概況調査と詳細調査から特定した下限値と上限値を記載。

※3 深度方向（表層から5メートル）における調査で汚染が確認された深さは、5～50センチメートルの範囲。

イ 調査範囲及び汚染区画



ウ 旧深谷通信所
(7) 施設図



- 平22. 6. 1 米軍の警備が日中ゲートでの在駐による警備から1日2回程度の巡回による警備に変更になった。
- 平22. 10. 8 深谷通信所の早期返還及び安全対策の検討・協議を目的に泉区内12地区連合自治会町内会長等による泉区深谷通信所返還対策協議会が設立された。
- 平23. 3. 25 防犯灯増設のための共同使用について、内容の変更申請を行った。
- 平24. 3. 15 防犯灯の増設工事が完了した。
- 平24. 8 泉区深谷通信所返還対策協議会が跡地利用について区民意見募集を行った。
- 平24. 9 戸塚区が跡地利用について区民意見募集を行った。
- 平24. 12. 17 防犯灯増設のための共同使用について、内容の変更申請を行った。
- 平25. 3. 22 戸塚区民意見について、戸塚区により取りまとめられた。
- 平25. 3. 25 防犯灯の増設工事が完了した。
- 平25. 3. 28 泉区深谷通信所返還対策協議会から「跡地利用計画案」が提出された。
- 平26. 3. 24 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会が開催され、「深谷通信所については、本年6月末までの返還を目途に、速やかに返還に向けた手続を開始する。」ことについて、日米双方で協議を行い、認識が一致した。
- 平26. 4. 17 日米合同委員会において、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会で日米間の認識が一致した内容が承認された。
- 平26. 6. 30 **深谷通信所の全域が返還された。**

-
- 平26. 9. 19 「旧深谷通信所の跡地利用基本計画の考え方」を公表した。
- 平26. 9. 22 深谷通信所の跡地利用及び返還に伴う課題等に関する要望等を関係機関に伝えることを目的に戸塚区17地区連合自治会町内会長等による戸塚区深谷通信所返還対策協議会が設立された。
- 平27. 4. 1 国から国有地の立入りの承認を得て、市民生活上必要な通路、広場及び野球場等の利用を開始した。
- 平27. 7. 1 「旧深谷通信所公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始した。
- 平28. 6. 7 「深谷通信所跡地利用基本計画（案）（中間報告）」を公表した。
- 平29. 7. 11 「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」を公表した。
- 平29. 8. 1 「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」に対する市民意見募集を行った。
～9. 8
- 平30. 2. 28 「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定した。
- 令 2. 7. 3 環境影響評価の配慮書の縦覧を行った。
～ 7. 17
- 令 3. 9. 24 環境影響評価の方法書の縦覧を行った。
～11. 8
- 令 7. 4. 15 都市計画市素案の縦覧を行った。
～ 4. 30
- 令 8. 1. 15 環境影響評価の準備書の縦覧を行った。
～ 3. 2

横浜市長殿

南防第3730号
平成26年6月30日

南関東防衛局長

FAC3097 深谷通信所の土地等の返還について (通知)

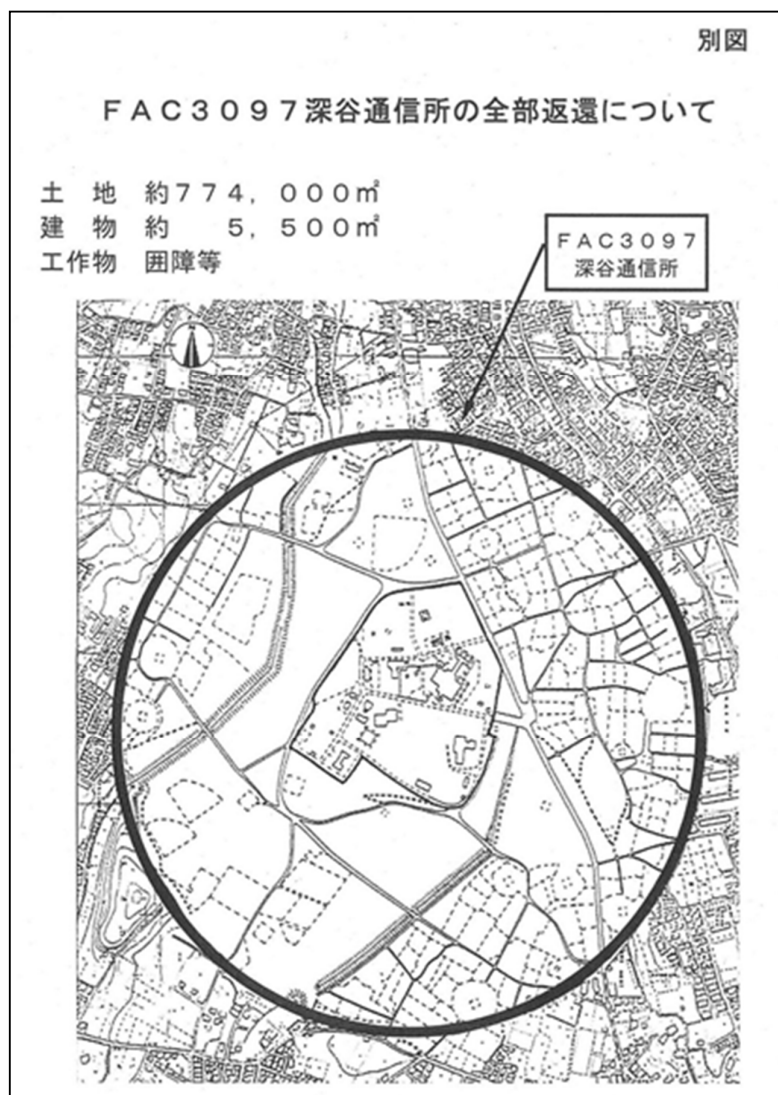
防衛行政につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、今般、本施設の土地等の返還については、平成26年4月17日の日米合同委員会において、合意されていたところ、下記のとおり、返還されましたのでお知らせします。

記

- 1 所在地：神奈川県横浜市泉区
- 2 財産の内訳：土地 約774,000㎡
建物 約 5,500㎡
工作物 囲障等
- 3 返還日：平成26年6月30日

添付書類：別図



(I) 深谷通信所跡地利用基本計画（平成 30 年 2 月 28 日策定）

旧深谷通信所は、旧日本軍施設が昭和 20 年に通信施設用地として米軍に接收され、平成 26 年 6 月に返還された、円形形状が特徴的な直径約 1 km、面積約 77ha の広大な土地です。

これまでに横浜市が策定した「米軍施設返還跡地利用指針」や「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」、深谷通信所返還対策協議会をはじめ地元の皆様を中心に跡地利用に関していただいた様々なご意見やご要望を踏まえ、様々な機能や施設の導入を検討してきました。平成 29 年 7 月に「深谷通信所跡地利用基本計画（案）」を公表し、市民意見募集を行い、2,286 通のご意見をいただきました。

その後、いただいた市民意見を取りまとめて、跡地利用の基本方針として平成 30 年 2 月に「深谷通信所跡地利用基本計画」を策定しました。

1 深谷通信所跡地利用基本計画の概要

1 計画テーマ～緑でつながる魅力的な円形空間～

- 市民が楽しみながら元気になれる「健康・スポーツの拠点」をつくります
- 「人と人」「過去と未来」をつなぎ、「人と自然」をそだてます
- 「人と地域」を災害からまもり、「緑豊かな環境」をまもります

2 跡地利用計画の概要

災害時に広域的な防災拠点として利用できる防災機能の充実を図るとともに、豊かな自然環境を創出し、市民の皆様の活動拠点となる広場や多様な市民ニーズに応えるスポーツ施設等を備えた魅力的な公園の整備を目指します。また、全市的な課題を解決するために、将来的に不足が懸念されている墓園や広域道路ネットワークと連携した道路の整備を目指します。

<各施設の概要：平常時>

(1) 公園（約 50ha）

- ・地域交流やイベント、運動、遊び、自然のふれあいなど様々な活動のできる空間とします。
- ・野球やサッカーを中心に、スポーツや文化活動を通して多くの人々が交流する賑わいある空間とします。
- ・要望の多い休憩施設（トイレ、ベンチ等）について、導入機能・施設の主な例として追記します。

(2) 公園型墓園（約 12ha【納骨施設等 約 2.5ha、通路等 約 2.5ha、緑地・駐車場等 約 7ha】）

- ・四季折々の草花や緑に囲まれた緑豊かな市営の公園型墓園とし、散歩や憩いの場としても利用できる公園と一体となった空間とします。

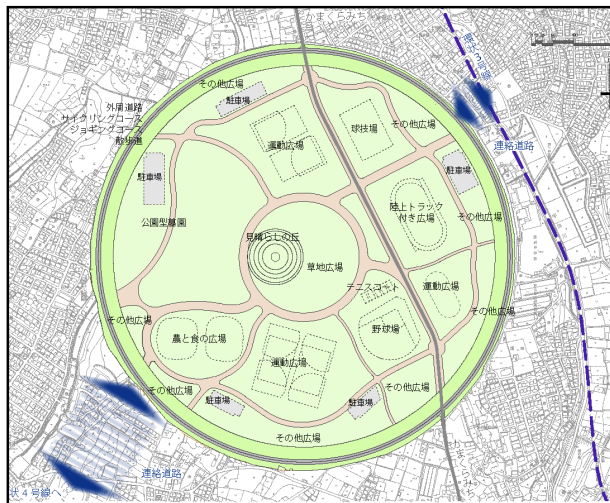
(3) 外周道路

（約 15ha【幅員 約 50m、延長 約 3km】）

- ・車道や歩道機能に加え、緑豊かな空間の中でジョギング、サイクリング等が楽しめる、健康づくりにも寄与する幅員約 50m の外周道路とします。

※周辺道路との連絡道路

- ・周辺の道路ネットワークと連携するため、施設の整備状況を踏まえ、外周道路と環状 3 号線及び環状 4 号線との連絡道路は、施設と合わせて一体的に整備を進めます。



※スポーツ施設や駐車場等の種類、配置、数は決定したものではなく、今後、各施設の基本計画や設計において、詳細を検討します。

<防災機能の確保：災害時>

広大な敷地を生かして、広域かつ地域の防災性向上に貢献できる整備を図っていきます。また、災害時の課題への対応のために必要となる機能及び貯水槽・災害対応トイレ・備蓄倉庫等の防災施設については、周辺防災関連施設の役割を踏まえ、検討を行います。

※なお、計画図で示した機能・区域は災害時の活用方法の例です。

(市全体の防災対策への優先的活用など、実際の活用方法は発災の状況に応じて異なります。)

(1) 広域避難場所の指定の継続

- ・火災が多発し延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所として、引き続き広域避難場所に指定します。

(2) 発災時の活動拠点としての活用

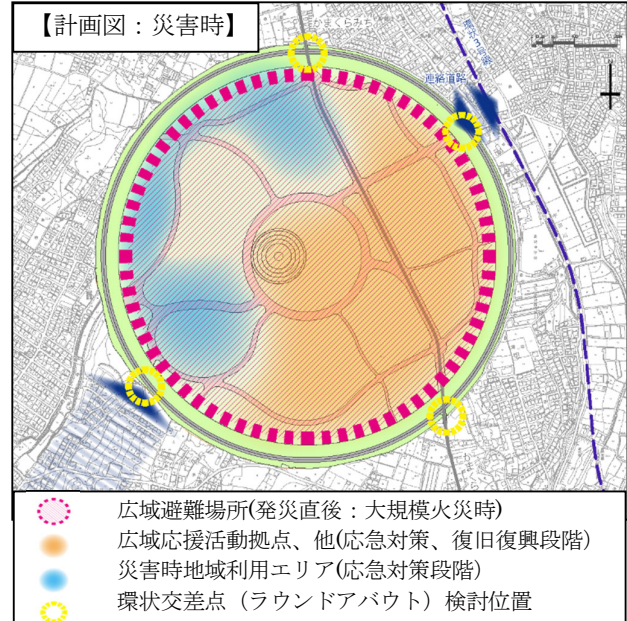
- ・発災時の活動拠点（災害時のヘリポートを含む）や物資・資機材置場等として利用できるよう、平坦なオープンスペースの多い広場中心の配置、緊急車両が通行可能な園路の整備、延焼遮断帯の効果が期待できる外周道路の整備など、防災機能に配慮した土地利用計画とします。

(3) 防災機能を備えた施設の整備

- ・広域的な観点と当該地での必要性、各施設の整備方針や計画を踏まえながら、施設計画の策定作業と合わせて検討を行い、防災機能を備えた施設の整備を検討するとともに、地域の必要に応じて利用できる場所（災害時地域利用エリア）を確保するよう調整します。

(4) 雨水浸水対策

- ・既存排水施設の流下能力を考慮し、流出抑制ができる雨水流出抑制施設を整備します。

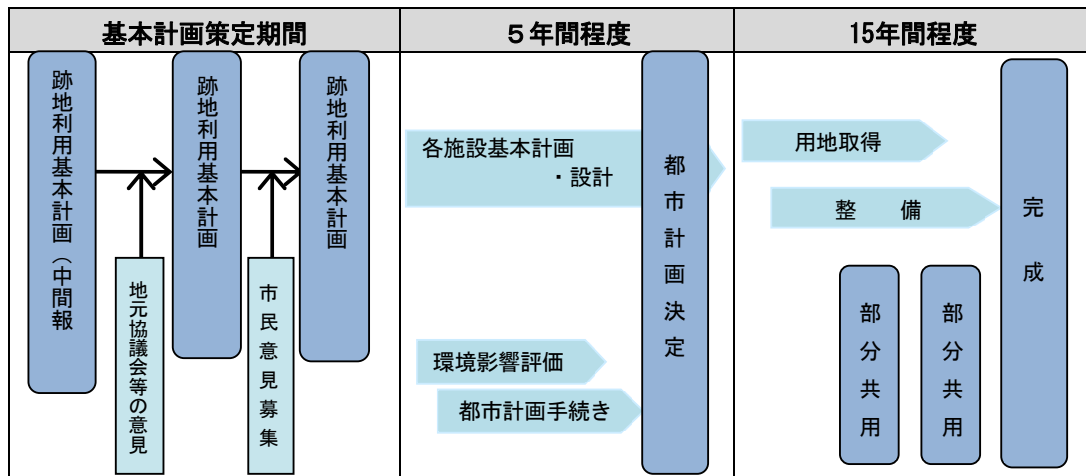


3 事業概要

(1) 概算事業費

- ・約 400 億円を想定しています。
- ※ 事業費は現時点での試算です。各施設の詳細な設計を進める中で変更する可能性があります。
- ※ 公民連携や民間活力の導入の検討を行い、市費負担の削減等に努めます。

(2) スケジュール



※1 都市計画決定及び環境影響評価については、対象となる施設のみになります。

※2 跡地利用基本計画策定後の事業スケジュールについては引き続き精査していきます。

(オ) 旧深谷通信所における土壌調査（概況調査）の結果（平成 29 年 5 月 12 日 防衛省）

平成 28 年 4 月 14 日、防衛省南関東防衛局から土壌調査（概況調査）の報告書を受理。

【概要】

1 土壌調査（概況調査）の結果について

(1) 調査期間

平成 27 年 10 月 22 日～平成 28 年 3 月 31 日

(2) 概況調査について

国は、平成 26 年 6 月の返還以降、土壌調査の第 1 段階の調査である資料等調査に着手し、平成 27 年 7 月、本市に対して調査結果を報告済み。

今回の概況調査は、第 2 段階の調査に相当し、資料等調査において「汚染のおそれがない」と判定された区域において、土壌や土壌ガスの採取・分析により、汚染状況を把握した。

(3) 結果について

調査内容	表層土壌調査	配管下土壌調査	土壌ガス調査
基準不適合・物質検出場所	囲障区域内	通路及び野球場の一部	野球場の一部
基準不適合	鉛（土壌含有量） 15 区画 ダイオキシン類 1 区画	鉛（土壌溶出量） 6 区画 鉛（土壌含有量） 36 区画 ふっ素（土壌溶出量） 34 区画 ほう素（土壌溶出量） 5 区画	—
物質検出	—	—	ベンゼン 2 区画
措置状況	上記区画は、囲障区域内にあるため、一般の方の立入りが制限されています。	上記区画は、既に撤去された配管の下に位置します。同区画には十分な土被り（50cm 以上）があるため、現地での措置は講じていません。	今後詳細調査を実施するため、調査区域を明確にし、保全する目的で、国がトラロープ柵等を設置し、立入り制限措置を講じています。（H29.3.9 措置解除）

<参考：調査方法の概要>

ア 表層土壌調査

表層土壌（地表から深度 0.5m）を採取し、土壌溶出量試験と土壌含有量試験を実施。

イ 配管下土壌調査

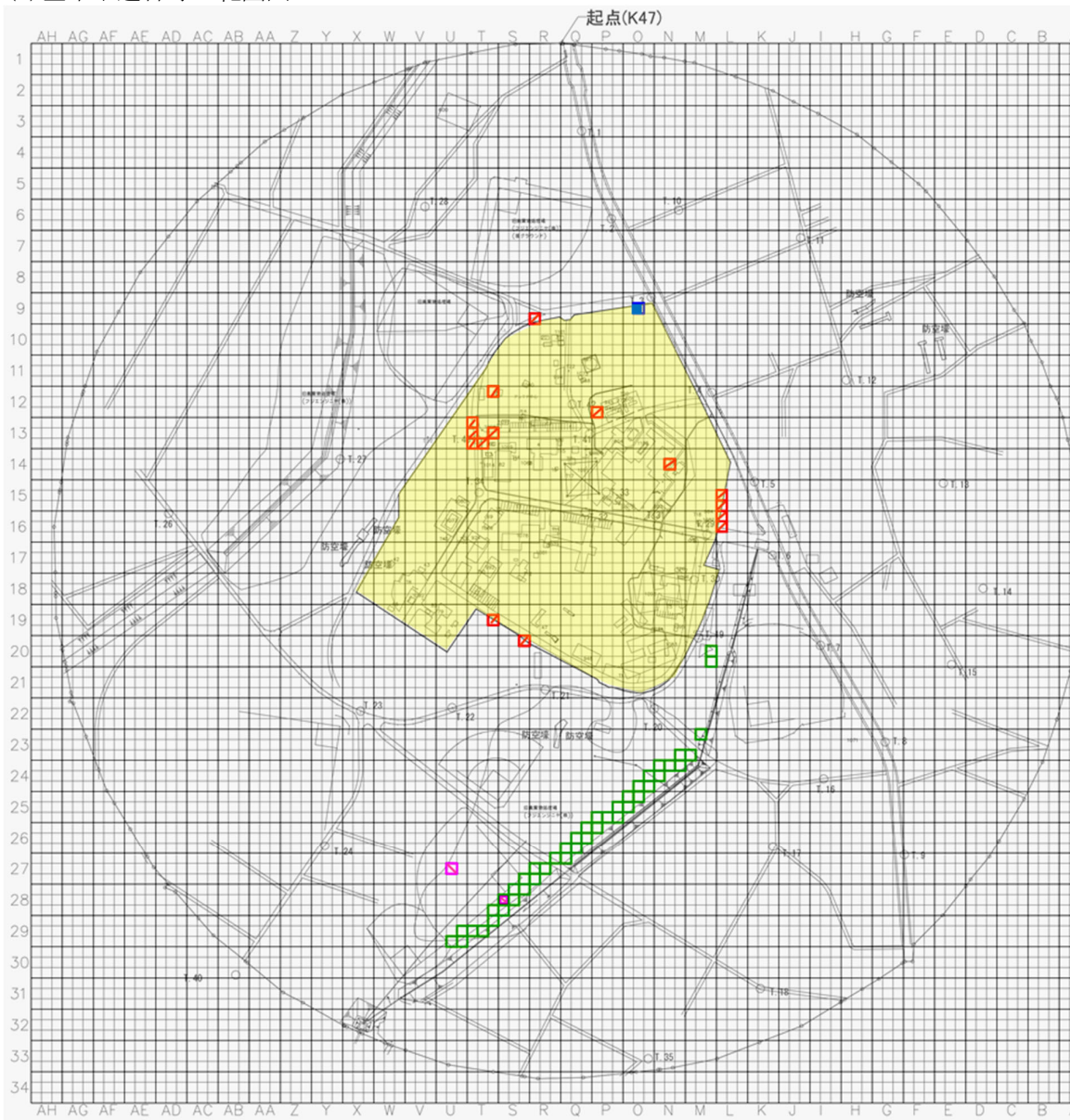
現在、排水管本体は撤去されているが、土壌汚染のおそれがあると判断された排水管下の土壌汚染を特定するために土壌（配管下から 50 cm）を採取し、土壌溶出量試験と土壌含有量試験を実施。

ウ 土壌ガス調査

ボーリングバーを用いて深度約 1m を削孔し 30 分間放置、その孔より土壌ガスを採取し、分析。

- ・土壌溶出量試験：土壌から地下水等に溶出する有害物質の量をはかる試験
- ・土壌含有量試験：土壌に含まれる有害物質そのものの量をはかる試験
- ・土壌ガス調査：土壌に含まれる揮発性の有害物質の濃度を測定する調査

(4) 基準不適合等の範囲図



調査凡例	
	: 表層土壌基準不適合地点 (鉛及びその化合物の含有量)
	: 表層土壌基準不適合地点 (ダイオキシン類)
	: 土壌ガス検出地点 (ベンゼン)
	: 配管下土壌基準不適合地点 (鉛及びその化合物の溶出量と含有量 ふっ素及びその化合物の溶出量 ほう素及びその化合物の溶出量)

(カ) 旧深谷通信所における土壌調査（詳細調査）の結果（平成 29 年 5 月 12 日 防衛省）

平成 29 年 5 月 12 日、防衛省南関東防衛局から土壌調査（詳細調査）の報告書を受理。

【概要】

1 土壌調査（詳細調査）の結果について

(1) 調査期間

平成 28 年 7 月 30 日～平成 29 年 2 月 28 日

(2) 詳細調査について

国は、平成 26 年 6 月の返還以降、土壌調査の第 1 段階の調査である資料等調査、第 2 段階である概況調査を実施し、平成 27 年 7 月及び平成 28 年 4 月に、本市に対して調査結果を報告済み。

今回の詳細調査は、最終段階の調査に相当し、「基準不適合」等と判定された区域において、汚染範囲の特定及び汚染の有無の判定のため、地表面から深度方向への土壌及び地下水の採取、分析を行った。

(3) 結果について

調査内容	第二種特定 有害物質調査	第二種特定 有害物質調査 [旧配管下調査]	ダイオキシン類 調査
対象場所	囲障区域内	通路及び野球場の一部	囲障区域内
基準 不適合	鉛及びその化合物 (土壌含有量) 1 区画 基準不適合深度：深度 1 m	鉛及びその化合物 (土壌溶出量) 1 区画 基準不適合深度：深度 6 m	ダイオキシン類 1 区画 基準不適合深度： 深度 0.05～0.2m
措置状況	上記区画は、 <u>囲障区域内にあるため、一般の方の立入りが制限されています。</u>	上記区画は、 <u>十分な土被り（50cm 以上）があり、また、地下水分析で基準適合が確認されましたため、現地での措置は講じていません。</u>	上記区画は、 <u>囲障区域内にあるため、一般の方の立入りが制限されています。</u>

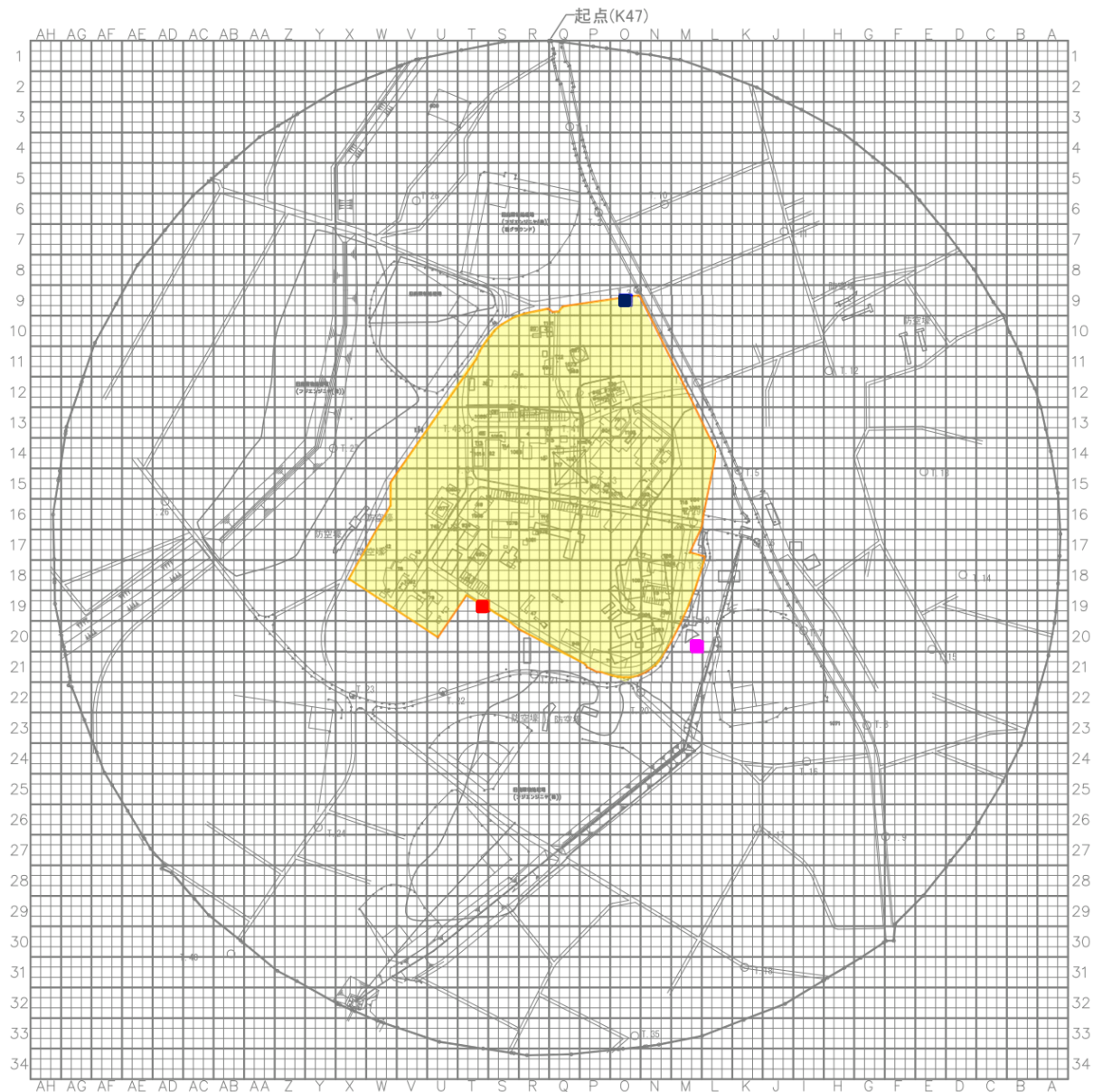
注 1) 旧配管下調査で不適合基準であった 43 区画のうち 40 区画はボーリング調査の結果、土壌ではなく廃棄物であることが確認されました。

注 2) 土壌汚染概況調査の結果、ベンゼンが検出された 2 区画において土壌溶出量試験を行ったところ、溶出量基準適合が確認されました。

<参考：調査方法の概要>

- ・土壌溶出量試験：土壌から地下水等に溶出する有害物質の量をはかる試験
- ・土壌含有量試験：土壌に含まれる有害物質そのものの量をはかる試験

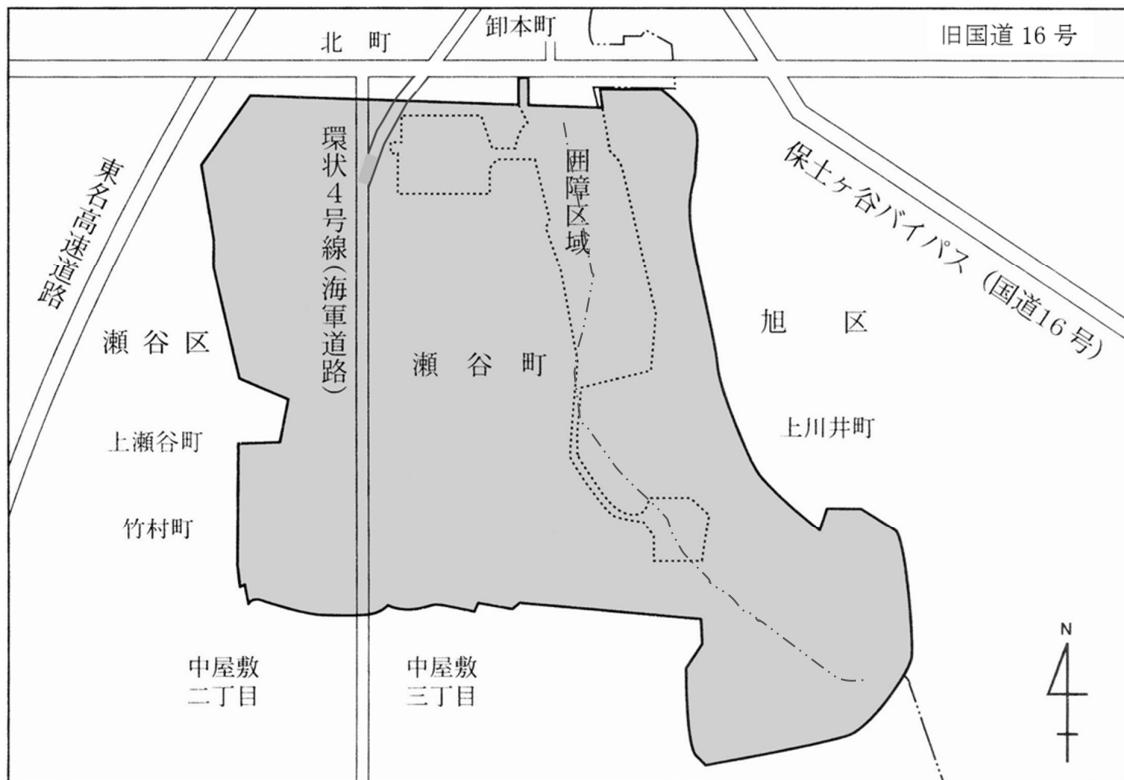
(4) 基準不適合等の範囲図



調査凡例

- : 深度方向土壌基準不適合地点
(鉛及びその化合物の含有量)
基準不適合深度: 深度1m
- : 深度方向土壌基準不適合地点
(鉛及びその化合物の溶出量)
基準不適合深度: 深度6m
- : 深度方向土壌基準不適合地点
(ダイオキシン類)
基準不適合深度: 深度0.05~0.2m
- : 困障区域

工 旧上瀬谷通信施設
 (7) 施設図



(イ) 概要と経過

接收年月日	昭和26年3月15日
返還年月日	平成27年6月30日
所在地	瀬谷区 北町、瀬谷町、中屋敷三丁目 旭区 上川井町
面積	<p>土地： 2,422,396 m² 国 有 1,095,099 m² (45.2%) 市 有 226,801 m² (9.4%) 民 有 1,100,496 m² (45.4%)</p> <p>建 物： 23,327 m² (国 有)</p> <p>地域地区等の指定：市街化調整区域、第1種中高層住居専用地域、 準工業地域、準防火地域、第3種風致地区 (都市計画以外) 農業振興地域、農用地区域、農業専用地区</p>
概 要	<p>この施設は、フェンスで囲まれた困障区域があり、困障区域の外側は、農耕のための使用が認められていた農地のほか、野球場、広場などとして市民利用が行われていました。</p> <p>また、通称海軍道路が南北に通過し、返還前から通行が認められていました。</p>
[経 過]	
昭26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收(昭20.8)し、その後、一旦解除(昭22.10.16)され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収された。
昭35. 3. 31	日米合同委員会において、周辺地域 945haに電波障害防止地域を設定することが合意された。
昭37. 1. 25	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意された。
昭44. 2. 27	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意された。
昭48. 3. 22	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意された。
昭48. 11. 21	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが5者間(米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局)協議の結果、合意された。
昭51. 9. 27	広域避難場所に指定された。
昭52. 3. 20	施設内の国有農地が同地の167人の耕作者に売り渡された(売渡面積約107ha)。引き続き昭和52年11月には4人に約0.5ha、昭和59年3月には10人に約1.9haが売り渡された。
昭52. 4. 1	施設内海軍道路用地(40,599m ²)が本市に譲与された。
昭52. 9. 8	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意された。
昭53. 4. 1	施設内農道用地(181,501m ²)が本市に譲与された。
昭54. 12. 6	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用(第一次)が合意された。
昭54. 12. 20	日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意された。

- 昭55. 8. 14 日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意された。
- 昭57. 2. 20 相沢川の河川改修工事が完成した。
- 昭57. 3. 31 海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2車線）が完成した。
- 昭57. 9. 24 日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意された。
- 昭59. 3. 31 第一次農地整備工事が完了した。（昭和55年2月9日着工）
- 昭63. 7. 18 大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26㎡）が本市へ譲与された。
- 平 4. 3. 30 「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の4者間で締結された。
- 平 7. 4. 1 施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止された。
- 平15. 10 同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転した。
- 平16. 10. 18 **日米合同委員会において、返還の方針が合意された。**
- 平20. 8 住宅及び関連施設が閉鎖された。
- 平21. 4. 10 米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結した。
- 平23. 1 在駐による警備が一部巡回による警備に変更になった。
- 平23. 8. 25 日米合同委員会において、環状4号線（新規整備区間）の共同使用が合意された。
- 平24. 7. 25 上瀬谷通信施設を候補地の一つとする首都圏内陸部における基幹的広域防災拠点の整備について、九都県市首脳会議における合意に基づき、国に要望を行った。
※以後、毎年同内容について国に要望を行っている。
- 平26. 3. 24 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会が開催され、「上瀬谷通信施設については、平成27年6月末までの返還を目途に、近い将来返還に向けた手続を開始する。」ことについて、日米双方で協議を行い、認識が一致した。
- 平26. 4. 17 日米合同委員会において、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会で日米間の認識が一致した内容が承認された。
- 平27. 6. 30 **上瀬谷通信施設の全域が返還された。**
-
- 平27. 7. 1 上瀬谷通信施設の返還後の跡地利用及び返還に伴う課題等について協議し、区民の意見及び要望を関係機関に伝えることを目的に瀬谷区12地区連合自治会長等による瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会が設置された。
- 平27. 7. 1 国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始した。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、ウド栽培は29年6月末、露地での耕作は28年6月末までの使用が認められた。
- 平27. 10. 1 「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球場等の利用を開始した。
- 平28. 3. 28 環状4号線（上瀬谷地区）約450mが開通した。
- 平28. 4 「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン(案)」を公表した。
- 平 28. 10 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望した。
- 平29. 3 「今後の土地利用検討の進め方」を公表した。
- 平29. 11. 27 民間土地所有者による「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」が設立された。

- | | |
|------------|--|
| 平30. 5. 14 | 今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（協議会・横浜市 素案）」を公表した。 |
| 平30. 6 | 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催要請を国へ行った。 |
| 平30. 12 | 旧上瀬谷通信施設全域での市施行による土地区画整理事業について検討を開始した。 |
| 平31. 4. 1 | 政策局基地対策課から都市整備局上瀬谷整備推進課へ業務移管 |

旧上瀬谷通信施設の跡地利用に関する情報は、次にご案内するウェブページをご確認ください。

<旧上瀬谷通信施設地区（横浜市 HP）>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/>

(ウ) 上瀬谷通信施設の全部返還について

(平成27年5月27日防衛省)

【お知らせ】

平成27年5月27日

防衛省

F A C 3 0 9 6 上瀬谷通信施設の全部返還について

今般、米側から、F A C 3 0 9 6 上瀬谷通信施設の全部を返還することについて通知がありましたので、お知らせいたします。

(返還内容)

所在地：神奈川県横浜市瀬谷区、旭区

返還面積：約242ヘクタール

返還予定日：平成27年6月30日

(編集者注：図面省略)

(イ) 上瀬谷通信施設の土地等の返還について

(平成27年6月30日防衛省)

南防管管第6772号

平成27年6月30日

横浜市長 殿

横浜防衛施設局長

F A C 3 0 9 6 上瀬谷通信施設の土地等の返還について (通知)

日頃から、防衛行政につきましては、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

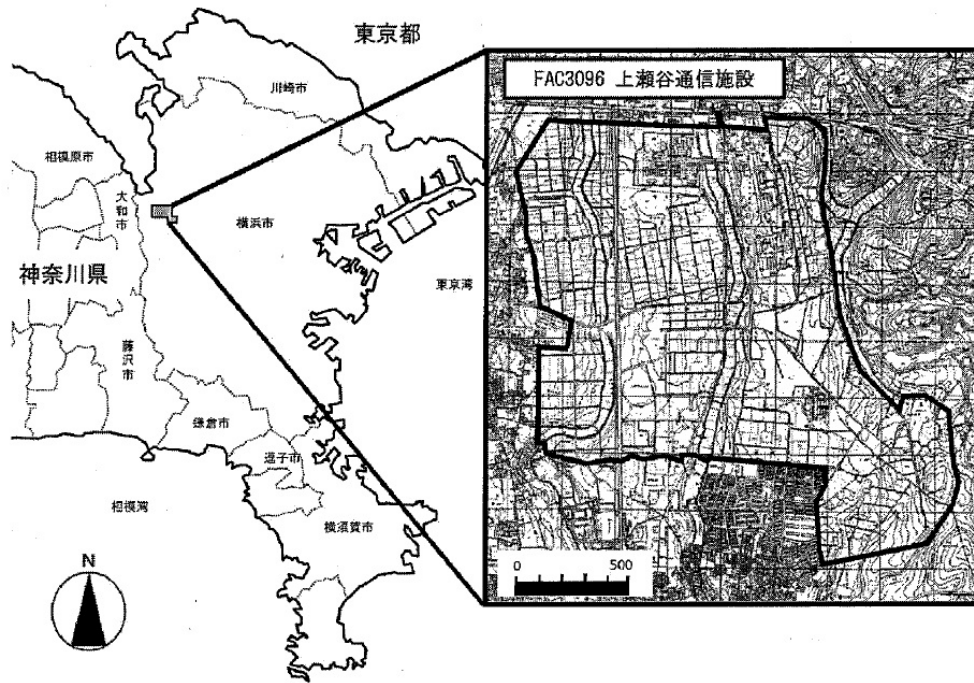
さて、この度、米側からF A C 3 0 9 6 上瀬谷通信施設の全部を返還することについて通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1 所 在 地：神奈川県横浜市瀬谷区、旭区
- 2 返 還 面 積：土地 約2,422,000㎡
建 物 40,000㎡
工作物 圍障等
- 3 返 還 年 月 日：平成27年6月30日

添付書類：別図

FAC3096 上瀬谷通信施設の全部返還について



(ウ) 旧上瀬谷通信施設の土地利用検討（平成 29 年 3 月公表）

今後の土地利用検討の進め方

- 旧上瀬谷通信施設（242ha）は約 45%が民有地となっており、これまで民有地の地権者の皆様と今後の農業振興と土地活用について話し合いを行ってきました。
- 引き続き民有地の地権者の皆様と、農業振興の検討や、土地活用は「活力創造」「公共・公益」という要素で分けて、具体的な機能・施設の検討を進め、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成について考えていきます。

跡土地利用指針(H18)による方向性
 ・持続的で魅力ある都市農業の振興
 ・「緑」を享受する首都圏郊外の自然レクリエーション空間
 ・広域の防災活動拠点・広域機能の立地
 ・交通利便性の向上に資する基盤整備

新たな視点による方向性
 ・本市を含む広域的な課題解決や多様な市民ニーズに対応できる市街地を形成

要素	意味
農業振興	活力ある都市農業の展開
土地活用	活力創造 <small>（主に民有地で、民間が参入する施設を想定）</small>
	公共・公益 <small>（主に国有地で、公共・公益的性質のある施設を想定）</small>

農業振興と土地活用の要素、具体化を検討する機能・施設（決定したものではありません）

■ 農業振興

- ☛ 整備を検討する農業基盤施設
 - ・農道 かんがい排水施設 施設園芸
市民農園 観光農園 等
- ☛ 検討する農業振興の方向性・方策
 - ・農業所得向上、生産効率化、先進技術導入、法人化、企業参入 等
- ☛ 土地活用ゾーンとの多様な連携

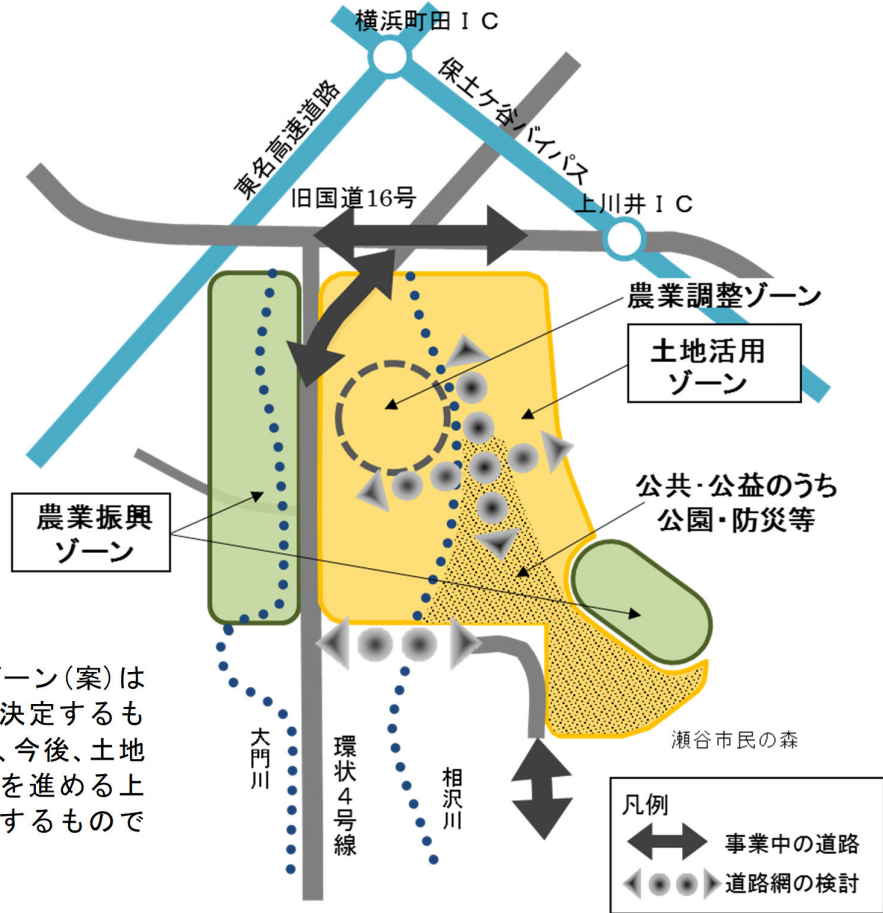


■ 土地活用

- ☛ 「活力創造」のため
 整備の必要性や可能性を含めて検討する機能・施設
 （民有地を中心に）
 - ・公園 物流 教育 研究開発 業務 商業 住宅 文化芸術
生産・加工・販売などが一体となった人が集い農と交流する場
 等
- ☛ 「公共・公益」のため
 整備する方向で検討する機能・施設
 （国有地を中心に）
 - ・公園（多様なレクリエーションの場） 医療・福祉
防災（広域応援活動拠点） 公園型墓園 等
- ☛ 上記に関連する交通基盤



【跡地利用ゾーン(案)】土地活用ゾーンのうち公園・防災等のおおよその位置を表示した例



※跡地利用ゾーン(案)は土地利用を決定するものではなく、今後、土地利用の検討を進める上での目安とするものです。

首都圏内陸部における基幹的防災拠点の整備についての要望書

東日本大震災では、想定を遥かに超える規模の地震とこれに起因する大津波の発生等により東日本の広範囲に未曾有の被害をもたらし、1年以上が経過した現在も復興に向けて各機関・団体等が総力をあげて取り組んでいるところである。

地震・津波対策については、中央防災会議において専門調査会(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会)を設置し、東日本大震災の発生から明らかになった課題を中心に集中的に議論が行われ、検討が進められている。

九都県市においても、今回の震災による教訓から首都圏が大規模地震等により甚大な被害を受けた場合における防災対策の強化の一つとして、支援物資の集配送や、支援部隊の活動拠点となる基幹的防災拠点の効果的な配置及び増強について検討を行った。

現在、基幹的広域防災拠点については、臨海部(有明の丘地区(東京都)、東扇島地区(川崎市))において既に整備されているが、液状化や津波による施設周辺の影響などを考慮すると、臨海部の補完的役割を担う意味でも、九都県市の内陸部における基幹的防災拠点の設置は不可欠なものであると考える。

このようなことから、九都県市内陸部における基幹的防災拠点の整備について、以下の点を考慮の上、国において検討し、設置に向けた取り組みを進めるよう、要望するものである。

1 整備箇所(候補地)の考え方

大規模災害発生時に、東北・北陸・関西等各方面の広域ブロックとの連携を円滑に実施するため、首都圏内または各方面との高速道路のJCT等交通の結節点周辺で、広大な敷地が確保できる場所。

とりわけ、関西圏・中部圏との結節点である相模原市と横浜市の次の2か所については、熟度が高いと考えられることから、国においても十分に検討されたい。

- ・八王子JCT周辺(相模原市 相模総合補給廠の一部)
- ・横浜町田IC周辺(横浜市 上瀬谷通信施設の一部)

2 確保する主な機能**(1) 本部機能の確保**

被災地の情報収集・集約、被災都県市・関係各機関との連絡調整、応急復旧活動の指揮等を行うことができる本部機能を有すること。

(2) 緊急輸送物資の中継地点

被災地域外から被災地域内への医薬品・食糧・応急復旧資機材等の救援物資の集積、荷さばき、分配等を行う中継拠点機能を有すること。

(3) 活動要員のベースキャンプ

広域支援部隊等の応急復旧要員、防災ボランティア等のベースキャンプとなるエリアを有すること。

(4) 平常時の利用

地域住民の憩いの場としての利用や訓練・研修の実施、研究開発、防災ボランティア情報の集約、海外の災害への支援等、平常時における有効利用が可能であること。

平成24年 7月25日

内閣総理大臣 野田 佳彦 様
財務大臣 安住 淳 様
国土交通大臣 羽田 雄一郎 様
内閣府特命担当大臣(防災、「新しい公共」、男女共同参画)
中川 正春 様

九都県市首脳会議

座長	千葉市長	熊谷俊人
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市市長	林文子
	川崎市市長	阿部孝夫
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

(編集者注：平成25年7月12日、平成26年7月3日、平成27年7月3日、平成28年7月4日、平成29年7月4日、平成30年7月9日にも同様の要望を実施)

(4) 上瀬谷通信施設内 環状4号線共同使用に関する日米合同委員会合意事案概要
(平成23年8月25日防衛省)

日米合同委員会合意事案概要

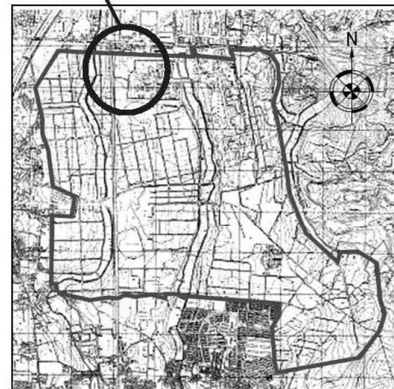
件名	FAC3096上瀬谷通信施設の一部土地の共同使用について
承認年月日	平. 23. 8. 25.
施設・区域名称	FAC3096上瀬谷通信施設
対象所在地	神奈川県横浜市
対象面積等	土地：(工事期間中) 約11,000㎡ (工事完了後) 約8,200㎡
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－
	付帯施設：－



【事案内容】

本件は、横浜市が都市計画道路用地として使用するため、下記施設を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

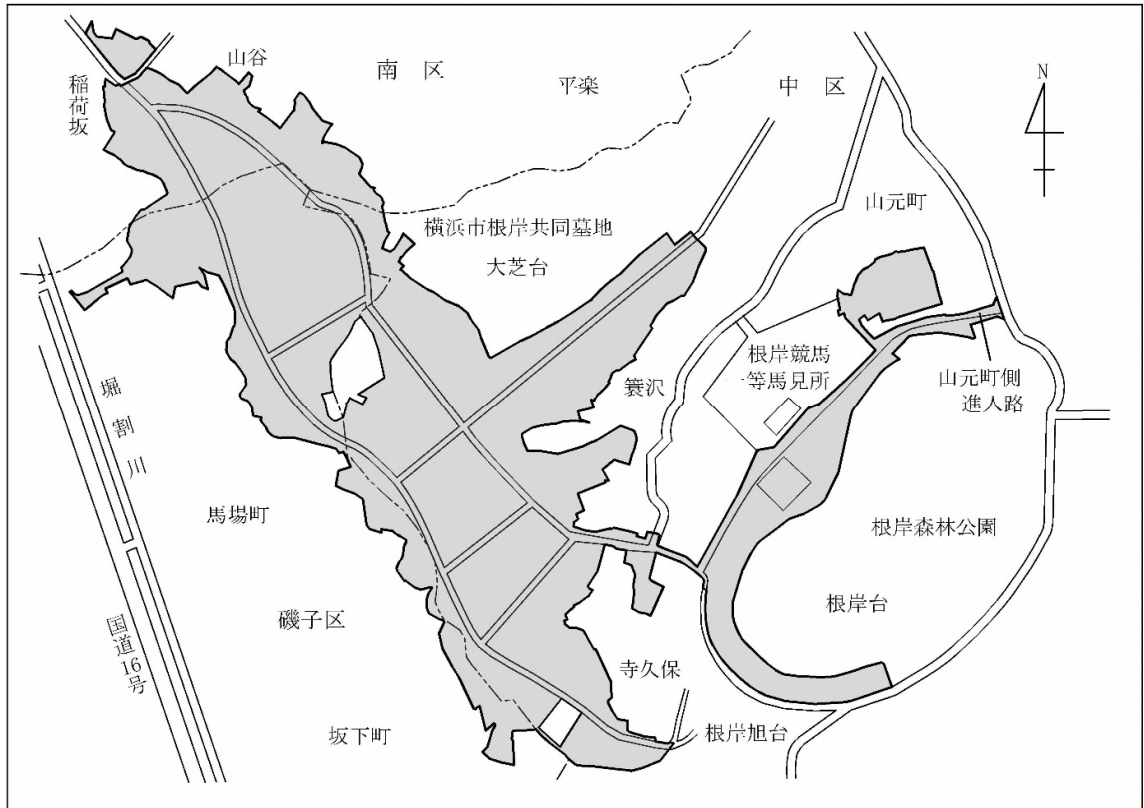
記

土地：(工事期間中) 約11,000㎡
(工事完了後) 約8,200㎡



-  工事期間中
-  工事完了後

才 根岸住宅地区
(7) 施設図



(イ) 概要と経過

施設名	根岸住宅地区
接收年月日	昭和22年10月16日
所在地	中区 簗沢、寺久保、塚越、大平町、山元町、大芝台、根岸台 南区 山谷、平楽 磯子区 上町、下町、馬場町、坂下町
面積	土地： 429,203 m ² 国有 272,700 m ² (63.5%) 市有 273 m ² (0.1%) 民有 156,231 m ² (36.4%) 建物： 71,280 m ² (国有) 地域地区等の指定： 第1種低層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準工業地域、準防火地域、第3種風致地区
現況	<p>米軍人、軍属及びその家族が居住し、管理事務所、教会、宿舎、中央公共施設(図書館、銀行、郵便局等)、診療所等が所在していましたが、平成27年12月にすべての居住者が退去し、令和3年7月より防衛省が建物や工作物などの解体撤去工事を進めています。令和8年3月、根岸住宅地区を令和8年6月30日までに全部返還する予定であることが日米合同委員会で合意されました。</p> <p>また、米軍施設・区域に囲まれた土地に横浜市民の方々が居住されており、日常生活上の様々な制約を受けています。</p> <p>管理： 在日米海軍横須賀基地司令部</p>
[経過]	昭22. 10. 16 農耕地域(野菜畑など民有地)等が、X住宅地区として接收された。 昭36. 4. 19 根岸住宅地区に名称変更された。 昭44. 11. 23 旧根岸競馬場地区(昭20. 9. 3接收)の馬場部分(165,425m²)が返還、残部(土地118,573m²、建物37,330m²)が根岸住宅地区に統合された。 昭47. 2. 16 広域避難場所に指定された。 昭47. 3. 31 日米合同委員会において、市営バス根岸台折り返し場の土地の共同使用が合意された。 昭52. 12. 15 日米合同委員会において、旧根岸競馬場地区の一部の返還が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区等の返還とともに合意された。 昭54. 3. 1 根岸住宅地区の一部(中区根岸台1~2、山元町5丁目198-5外)の土地354.16m²が道路拡幅のため返還された。 昭55. 8. 5 根岸住宅地区の一部(磯子区上町)土地336.60m²が返還された。(子供の遊び場) 昭55. 9. 25 日米合同委員会において、根岸旭台地区の下水道整備のための根岸住宅地区内道路の共同使用が合意された。 昭55. 12. 10 根岸住宅地区の一部(中区山元町3丁目152-5外)米軍専用送電線敷372m²が返還された。

- 昭56. 7. 16 **根岸住宅地区の一部（磯子区上町）土地 32. 40㎡ が返還された。**
（子供の遊び場追加分）
- 昭57. 3. 31 **旧根岸競馬場地区の一部（中区箕沢外）土地 50, 342. 06㎡、**
建物 29, 018. 71㎡が、横浜海浜住宅地区及び新山下住宅地区とともに
返還された。
- 昭58. 9. 8 日米合同委員会において、道路拡幅整備のため、根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）の返還が合意された。
- 昭59. 1. 20 **上記土地 61. 66㎡が返還された。**（道路拡幅整備工事完了 同 3. 31）
- 昭63. 8. 11 日米合同委員会において、根岸森林公園拡張整備区域への道路として、根岸住宅地区内山元町側進入路の共同使用が合意された。
- 平 4. 6. 25 根岸森林公園拡張整備区域が一般公開された。（面積38, 985㎡）
これにあわせ、山元町側進入路も供用開始された。
- 平 6. 6. 30 **根岸住宅地区の一部土地（南区山谷）76. 03㎡が返還された。**
- 平11. 2. 17 根岸住宅地区の隣接地（南区中村町）の崖が崩落した。
- 平11. 12. 17 横浜防衛施設局が、隣接地崖崩落箇所恒久対策工事に着手した。
- 平13. 8. 31 横浜防衛施設局による、上記恒久対策工事が完了した。
- 平16. 10. 18 **日米合同委員会において、返還の方針が合意された。**
- 平21. 2. 20 米海軍横須賀基地司令部と根岸住宅地区などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結した。
- 平22. 3. 27 根岸住宅地区の民間土地所有者等の組織「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」が設立された。
- 平24. 3. 24 「米軍根岸住宅地区返還とまちづくりの会」から民間土地所有者等の合意形成を図る「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」へ移行した。
- 平24. 7. 25 「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が横浜市地域まちづくり推進条例の規定に基づく地域まちづくり組織に認定された。
- 平26. 8. 25 根岸住宅地区の4か所のゲートのうち2か所が閉鎖された。
- 平27. 12 **米軍人、軍属及びその家族等の米軍関係居住者がすべて退去した。**
- 平28. 7. 4 住宅地区側のゲート1か所を残し、管理事務所側のゲートが閉鎖された。
- 平28. 4. 28 南関東防衛局に対し、根岸住宅地区に囲まれた非提供地の生活環境の確保について要請を行った。
- 平29. 5. 13 「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が「まちづくり基本計画（協議会案）」をまとめた。
- 平30. 11. 14 **日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始することが合意された。**
- 令元. 6. 5 「根岸住宅地区跡地利用基本計画 まちづくりの方向性」を公表した。
- 令元. 9. 24 「根岸住宅地区跡地利用基本計画 基本的考え方」を公表した。
- 令元. 11. 15 **日米合同委員会において、早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するための共同使用が合意された。**
- 令 2. 6 南関東防衛局が、施設現況調査等の原状回復作業を開始した。
- 令 2. 9. 18 「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」を公表した。
- 令 2. 10. 30 「根岸住宅地区跡地利用基本計画（案）」に対する市民意見募集を行った。
～11. 30
- 令 3. 3. 31 「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定した。
- 令 3. 7 南関東防衛局が、建物や工作物などの解体撤去工事に着手した。

- 令 6. 1. 18 日米合同委員会において、横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、共同使用の内容を変更することについて合意された。
- 令 7. 8. 5 環境影響評価の配慮書の縦覧を行った。
～ 8. 19
- 令 7. 9. 30 「米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性」を公表した。
- 令 7. 10. 20 「米軍根岸住宅地区跡地 土地利用の方向性」に対する市民意見募集を行った。
～11. 19
- 令 8. 3. 12 日米合同委員会において、令和8年6月30日までに全部返還することが合意された。

(お知らせ)

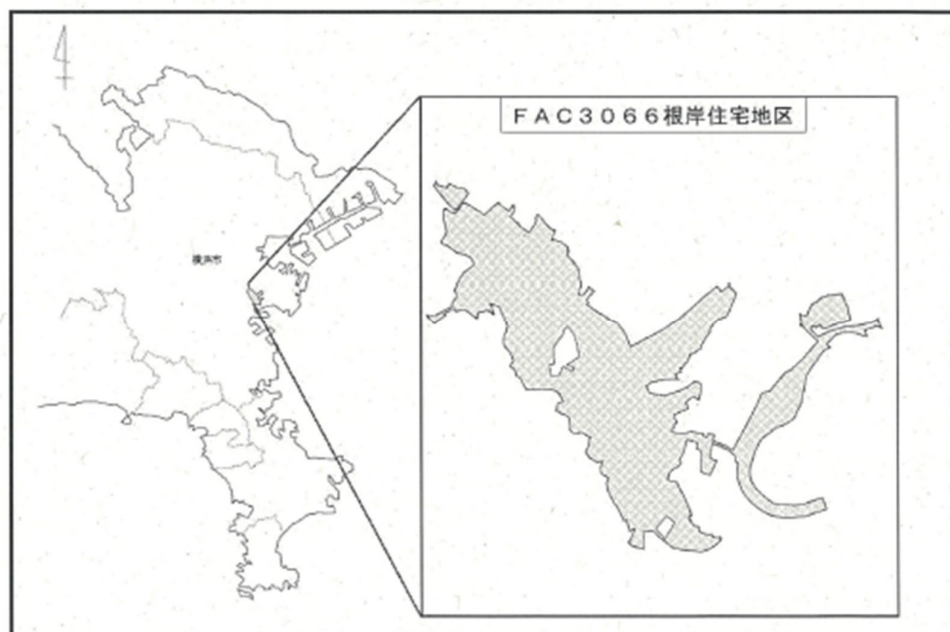
令和8年3月12日
防 衛 省

FAC3066 根岸住宅地区の全部返還及び返還日の設定について

本日（3月12日）の日米合同委員会において、FAC3066 根岸住宅地区について、令和8年6月30日までに全部返還する予定であることを日米間で合意しましたので、お知らせいたします。

【概要】

- ・施設名：FAC3066 根岸住宅地区
- ・所在地：神奈川県横浜市中区、南区、磯子区
- ・返還予定面積等：土地43ヘクタール、建物、工作物



以上

(I) 根岸住宅地区の全部返還日の設定に関する日米合同委員会合意事案概要

(令和8年3月12日防衛省)

日米合同委員会合意事案概要

件名	FAC3066 根岸住宅地区の全部返還日の設定について
承認年月日	令和8年3月12日
施設・区域名称	FAC3066 根岸住宅地区
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：約4.3ha
	水域等：-
	建物：住宅等
	工作物：一式
	附帯施設：-

【事案内容】

本件は、平成16年10月に日米合同委員会で承認された根岸住宅地区の全部返還に関し、令和8年6月30日までに返還を完了することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約4.3ha

建物：住宅等

工作物：一式



(ウ) 根岸住宅地区跡地利用基本計画（令和3年3月策定）

根岸住宅地区（以下「本地区」という。）は、昭和22年に接収された中区、南区、磯子区にまたがる約43haの米軍施設であり、平成16年の返還方針の日米合意を経て、平成18年6月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、平成30年11月に「早期の引き渡しに向け、原状回復作業を速やかに実施するため、共同使用について日米間で協議を開始すること」が日米合意されたため、本地区の返還が現実的になってきました。

本市としては、戦後70数年に渡り、貴重な土地を使用する制限を受けてきた地権者の方々はもちろんのこと、米軍施設があることで不便を強いられてきた周辺にお住まいの方々の想いも汲み、地域の活性化を図るための魅力的なまちづくりを実現させるとともに、返還後の跡地利用が本市の様々な都市課題を解決する契機と捉えています。

このような状況を踏まえ、本地区の土地利用の基本方針を「根岸住宅地区跡地利用基本計画」として取りまとめました。

1 跡地利用の考え方

(1) まちづくりのテーマとコンセプト

「まちづくり基本計画（協議会案）」におけるまちづくりのテーマを基調としながら、新たなまちづくりの方向性を付加し、まちづくりのコンセプトとしました。

【まちづくりのテーマ】

多世代が息づき、緑と文化の風かおるまち

【まちづくりのコンセプト】

- 自然や緑が身近に感じられる、環境と共生するまち
- 開放的で空間にゆとりの感じられる、質の高いまち
- 高齢者をはじめ、いろいろな世代の人が住めるまち
- 安全・安心なまち
- コミュニティのつながりが感じられるまち
- 横浜都心部との近接性を生かし、周辺地区と連携するまち

(2) 分野別方針

まちづくりのテーマや、まちづくりのコンセプトを踏まえて、「教育・研究」、「景観・環境」、「道路・交通」、「防災・減災」といった分野ごとに、跡地利用の考え方をまとめました。

教育・研究

■山手地区などの周辺地区と連携した文教地区

- ・本地区は、本市を代表する文教地区として教育施設が多く立地する山手地区に近接しており、研究開発拠点である京浜臨海部エリアと金沢臨海部産業団地エリアの中間点にもあります。
- ・近年の動向として、大学キャンパスの立地が都心回帰の傾向にあるなど、再編の動きが見られ、成長分野の研究開発に係る産学連携も進んでいます。
- ・学生・研究者等と地区住民との交流のほか、山手地区との連携を通じて、地域全体の活性化やブランド力の向上などの相乗効果が期待できます。



【文教地区のイメージ】

景観・環境

■ゆとりある質の高い住宅地の整備

- ・山手地区や根岸森林公園などの周辺環境と調和した魅力的なゆとりある質の高い住宅地の整備を目指し、将来にわたって良好なコミュニティが形成されるよう配慮します。



【質の高い低層住宅地のイメージ】

■地区の魅力を生かした緑の回遊空間の形成

- ・周辺の緑豊かな環境などを生かしながら、主に公園、道路及び公共・公益施設等では、積極的な緑化を図るとともに、連携した緑の回遊空間の形成を図っていきます。

■米国風住宅地の景観等の継承

- ・本地区の米軍住宅は老朽化が進んでいるため、元の建物を参考にするなど米国風住宅地の景観や雰囲気の継承を目指します。
- ・長期に渡り愛着を持って親しんでもらえるよう、活用方法は時期を見据えて幅広く検討します。



【米国風住宅地の景観】

道路・交通

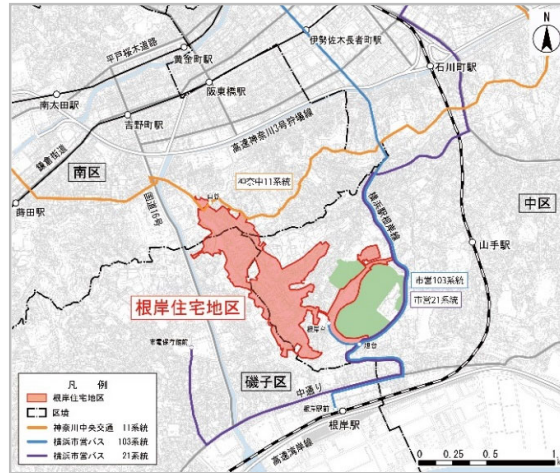
■様々な機能に対応する道路の整備

- ・骨格を形成する主要な道路の整備にあたっては、

周辺既存道路の現況も考慮しながら、周辺地域を含めた道路ネットワークを構築し、本地区へのアクセス性の向上を図ります。

■公共交通によるアクセス向上

- ・本地区周辺の鉄道駅からのアクセス性の向上は、バス交通を基本に検討を進めていきます。
- ・既存バス路線の延伸や新規バス路線の開設等の再編をバス事業者へ働きかけるとともに、バスの走行環境を確保できるよう検討を進めていきます。
- ・地区内の交通手段として、パーソナルモビリティや自動運転といった交通環境の変革について、実施時期を見据えながら対応を検討します。



【本地区周辺に存在する既存バス路線】

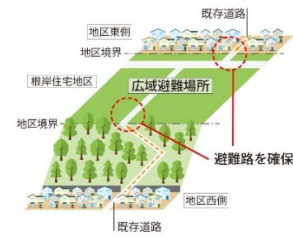
防災・減災

■広域避難場所としての機能の継続

- ・広大な土地という地勢を生かして防災・減災の取組を進めていくため、大地震により発生した火災が多発し延焼拡大した場合の広域避難場所として機能が継続できるよう土地利用を図っていきます。

■避難路の確保

- ・本地区周辺の東側及び西側には、狭い道路の沿道に建物が密集する地区が存在し、大規模な火災による延焼被害が懸念されるため、災害時に広域避難場所まで誰もが安全かつ迅速に避難できるよう、地区外の既存道路から地区内の道路へつなぐなど、避難路を確保します。



【避難イメージ】

■斜面地への対応

①斜面地近傍の土地利用

- ・地区外の斜面地に負荷をかけないよう雨水排水を適切に確保し、地区内の雨水を斜面地側に表流水として流出することをできる限り防止します。
- ・斜面地近傍の宅地においては、関係法令等を遵守し適切な造成を行い、土砂災害の防止に努めます。

②地区に含まれる斜面地

- ・必要に応じて、切土工による斜面の整形や、堆積土の流出防止工などを検討し、地区内の土砂に起因する土砂災害の防止に努めます。

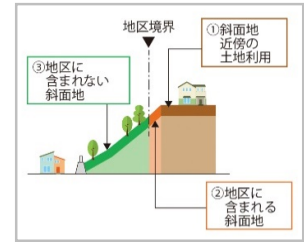


【斜面の位置図】

- ・対策工事が実施されている斜面地については、その構造物が適切に管理されるよう構造物の所有者に働きかけるとともに、将来に渡り、適切な維持管理が行えるよう配慮した土地利用を行います。

③地区に含まれない斜面地

- ・土地所有者による管理を基本とし、急傾斜地法による急傾斜地崩壊対策工事での対応や土砂災害防止法に基づく対応を継続していきます。また、自然斜面のままである斜面地は、必要に応じて、土地所有者に対して斜面地の管理に必要な情報の提供を行います。

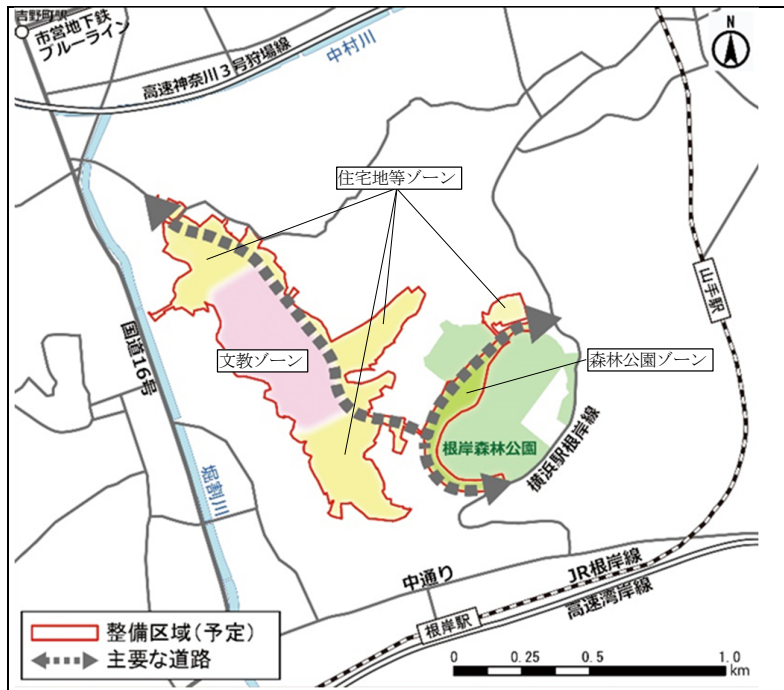


【斜面地の区分】

2 土地利用計画

(1) ゾーニング

跡地利用の考え方で示した「まちづくりの全体像」、「まちづくりのテーマとコンセプト」、「分野別方針」などを踏まえ、土地利用計画（ゾーニング）にまとめました。



文教ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> ○教育・研究の場である大学施設を想定し、国有地を集約します。 ○横浜市立大学医学部・附属2病院等の再整備の最有力候補地としています。

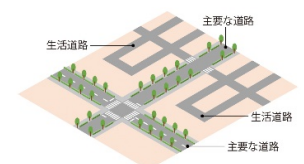
住宅地等ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅施設の立地を想定し、根岸駅や吉野町駅からのアクセス性に配慮します。 ○低層住宅を主とし、一部に中層住宅を想定しています。

森林公園ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> ○根岸森林公園を拡張します。

全域	<ul style="list-style-type: none"> ○これらのほか、身近な公園をはじめとする地域に必要な都市インフラ、福祉施設、消防施設などの公共・公益施設や生活利便施設等の配置を検討していきます。また、次の時代をけん引する成長分野の研究開発を促進するため、横浜市立大学以外の教育施設や、産学連携の充実に向けた土地利用を図っていくことなども引き続き検討していきます。 ○広域避難場所としての機能を継続できるよう土地利用を図っていきます。
----	---

(2) 道路

- ・子供から高齢者までを含む様々な利用者の通行機能や、沿道施設へのアクセス機能のほか、緑化・景観形成や延焼防止・避難路の確保などの公共空間として求められる機能に応じて、主要な道路や生活道路に区分して配置します。
- ・沿道の土地利用状況を踏まえて、歩車分離等に配慮した道路形状とすることにより、自動車、歩行者がそれぞれ安全で快適かつ円滑に通行



【道路配置のイメージ】

できるよう計画します。

(3) 公園・緑地

- ・良好な住環境などを創出し、防災性の向上にも寄与できるよう、数箇所に分けて公園を配置していきます。
- ・根岸森林公園に隣接する部分については、主要な道路を通行する車両と公園利用者の動線を分離しながら、ふれあい広場や旧一等馬見所などのゾーンと一体的に利用できるようにするなど安全性の確保と回遊性の向上を図りつつ、根岸森林公園を拡張し、周辺地区からのアクセス性を高めていくことや、緑を増やしていくことで、公園の魅力を高めていきます。



【根岸森林公園（ふれあい広場）】

3 事業手法

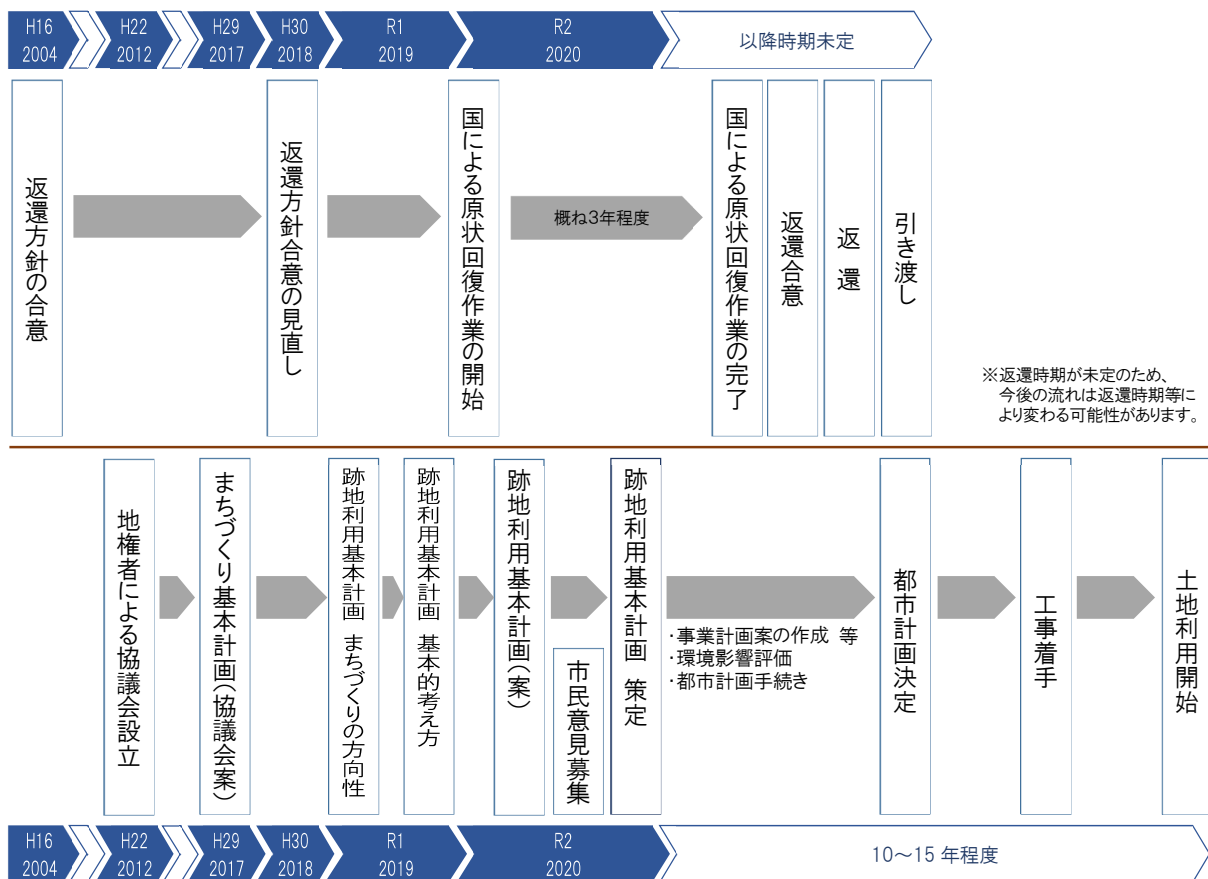
(1) 都市基盤整備

- ・本地区の課題を解決し、土地利用計画を実現するためには、土地の入れ替えや集約などの土地の再配置とともに、道路や身近な公園等の公共施設の整備が必要となるため、整備手法は土地地区画整理事業を基本とします。
- ・土地地区画整理事業では、地権者の方々の権利を地区内に残すため、換地という手法により土地の再配置を行い、道路や身近な公園等の公共施設の用地は地権者の方々から少しずつ公平に土地を提供していただくことで生み出します。
- ・地権者の方々の意向や、返還国有財産の効果・効率的な活用、事業採算性等を総合的に勘案し、事業スキームの具体化の検討を進めていきます。

(2) まちづくりのルール

- ・米軍施設の返還を契機に実施する土地地区画整理事業を基本とした大規模な都市基盤整備に合わせ用途地域などの地域地区の適切な見直しを行います。
- ・地区レベルのきめ細やかな規制誘導や良好な市街地環境の創出を図っていくため、地区計画などの導入について検討していきます。

4 スケジュール



- ・本地区の返還時期は明確になっていませんが、令和元年11月に、早期に引き渡し、跡地が利用できるよう、国による原状回復作業の実施が日米間で合意されました。
- ・国による原状回復作業が完了した後、円滑に跡地のまちづくりを進め、早期に土地利用を開始できるよう、まちづくりに係る事業計画案の作成や環境影響評価、都市計画手続きの準備を進めていきます。

(カ) 根岸住宅地区の跡地利用に向けたサウンディング型市場調査（対話）の実施について
（令和7年3月7日 横浜市記者発表資料）

令和7年3月7日

「根岸住宅地区」の跡地利用については、令和3年3月に「根岸住宅地区跡地利用基本計画」を策定し、令和6年度より、横浜市施行による土地区画整理事業を進めることを前提に、検討を進めています。

このたび、土地利用を検討するにあたり、対象地区における土地利用や、企画での参加に関心がある法人の皆様などを対象に、将来的な土地利用の可能性や事業手法等について、サウンディング型市場調査（対話）を実施します。対話にあたっては、幅広くアイデアを伺い、将来の土地利用の検討の参考とします。

1 対話の方法

- (1) 期間 令和7年4月7日(月)～令和7年5月16日(金)
- (2) 場所 横浜市役所 市庁舎会議室
- (3) 対象 「根岸住宅地区」の土地利用等に関心のある法人又は法人のグループ
- (4) 方法 直接対話（1事業者あたり1時間程度(予定)）

2 対話参加の申込み

エントリーシートに必要事項を記入し、申込期間内にEメールでご提出ください。

- (1) 申込期間 令和7年3月7日（金）～令和7年4月18日（金）
- (2) 提出先 都市整備局基地対策課 (tb-kichitaisaku@city.yokohama.lg.jp)

3 主な対話の内容

- (1) 根岸住宅地区の立地条件を踏まえた土地利用の可能性について
- (2) 「根岸住宅地区跡地利用基本計画」における土地利用のゾーン割等について
- (3) 土地区画整理事業に関すること
- (4) その他、意見・提案について

(キ) 根岸住宅地区における形質変更時要届出区域の指定に関する土壤汚染概況調査の結果
(令和5年1月13日 防衛省情報提供資料)

令和5年1月

根岸住宅地区に係る土壤汚染概況調査の結果について

1 土壤汚染対策法に基づく調査内容

- ・調査期間：令和3年3月25日～令和3年8月31日
- ・本調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施。
- ・根岸住宅地区（約43ha）のうち土壤汚染のおそれがある箇所を1地点あたり（10m×10m又は30m×30m）に区分し、調査を実施。
- ・調査対象項目及び分析方法
土壤汚染対策法に規定された特定有害物質
 - ア 第一種特定有害物質（12物質）：環境省告示第16号（土壤ガス調査）
 - イ 第二種特定有害物質（9物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）
環境省告示第19号（土壤含有量試験）
 - ウ 第三種特定有害物質（5物質）：環境省告示第18号（土壤溶出量試験）

2 土壤汚染対策法に基づく調査結果

土壤汚染対策法に規定された特定有害物質

第一種特定有害物質

根岸住宅地区内の274地点で調査を行い、結果は以下の物質の検出を確認。

ア テトラクロロエチレン 5地点

（検出値：0.1～0.4vol-ppm、定量下限値：0.1vol-ppm以下）

第二種特定有害物質

同地区内の711地点で調査を行い、結果は以下の物質の基準不適合を確認。

イ 水銀及びその化合物 1地点

（土壤溶出量 検出値：0.0024mg/L、基準値：0.0005mg/L以下）

ウ 水銀及びその化合物 1地点

（土壤含有量 検出値：56mg/kg、基準値：15mg/kg以下）

エ 鉛及びその化合物 1地点

（土壤溶出量 検出値：0.082mg/L、基準値：0.01mg/L以下）

オ 鉛及びその化合物 55地点

（土壤含有量 最大検出値：20,000mg/kg、基準値：150mg/kg以下）

カ 砒素及びその化合物 1地点

（土壤溶出量 検出値：0.011mg/L、基準値：0.01mg/L以下）

キ ふっ素及びその化合物 3地点

（土壤溶出量 最大検出値：1.6mg/L、基準値：0.8mg/L以下）

※同一地点において複数の特定物質の基準不適合が確認されている箇所がある。

3 措置状況

根岸住宅地区は関係者以外の立入りが制限されており、汚染の摂取経路（土壤に含まれる有害な物質が体内に入ってしまう経路）がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、土壤汚染対策法第11条の規定に基づき、土地の形質を変更する際に横浜市に対し届出を要する区域（形質変更時要届出区域）に指定されています。

根岸住宅地区における土壌汚染概況調査結果図



(ウ) 根岸住宅地区における形質変更時要届出区域の指定に関する土壤汚染追加調査の結果
(令和5年3月24日 防衛省情報提供資料)

令和5年3月

根岸住宅地区に係る土壤汚染追加調査の結果について

1 土壤汚染対策法に基づく調査内容

- ・調査期間：令和3年11月3日～令和4年6月30日
- ・本調査は、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関が実施。
- ・土壤汚染概況調査の結果、土壤汚染対策法に規定された特定有害物質の基準不適合が確認された地点について、土壤汚染の範囲を確定させるための調査を実施。
- ・調査方法

(1) 第一種特定有害物質

土壤汚染概況調査の結果、第一種特定有害物質の検出が確認された地点について、地表面から1m毎に深さ10mまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量試験を実施するとともに、採取した地下水について分析を実施。

(2) 第二種特定有害物質

土壤汚染概況調査の結果、第二種特定有害物質の基準不適合が確認された地点のうち汚染範囲の確定が必要な地点（1地点あたり30m×30mに区分して調査した地点）について、詳細な位置を確認するため地表から深さ50cmまでの土壤を採取して調査（以下「追完調査」という。）を実施。

その上で、基準不適合が確認された地点について、基準不適合土壤の深度を把握するため、地表面から1m毎に深さ10mまでの土壤をボーリングにより採取して土壤溶出量試験と土壤含有量試験による調査（以下「詳細調査」という。）を実施するとともに、採取した地下水について分析を実施。

2 土壤汚染対策法に基づく調査結果

- ・土壤汚染対策法に規定された特定有害物質

(1) 第一種特定有害物質

土壤汚染概況調査でテトラクロロエチレンが検出された5地点において調査を行ったところ、基準に適合していることを確認。

また、採取した地下水についても、基準に適合していることを確認。

(2) 第二種特定有害物質

土壤汚染概況調査及び追完調査の結果、以下の物質の基準不適合を確認。

ア 水銀及びその化合物 1地点

（土壤溶出量 分析値：0.0024mg/L、基準値：0.0005mg/L 以下）

イ 水銀及びその化合物 1地点

（土壤含有量 分析値：56mg/kg、基準値：15mg/kg 以下）

ウ 鉛及びその化合物 1地点

（土壤溶出量 分析値：0.082mg/L、基準値：0.01mg/L 以下）

エ 鉛及びその化合物 58地点

（土壤含有量 最大分析値：20,000mg/kg、基準値：150mg/kg 以下）

オ 砒素及びその化合物 1地点

（土壤溶出量 分析値：0.011mg/L、基準値：0.01mg/L 以下）

カ ふっ素及びその化合物 3地点

（土壤溶出量 最大分析値：1.7mg/L、基準値：0.8mg/L 以下）

※同一地点において複数の特定物質の基準不適合が確認されている箇所がある。

これらの基準不適合が確認された地点について詳細調査を実施し、基準不適合土壌の深度を確認。その結果、1 m以深で基準不適合が確認された物質は以下のとおり。

また、採取した地下水については、基準に適合していることを確認。

ア ふっ素及びその化合物（1 m以深） 1地点

（土壌溶出量 分析値：2.2 mg/L、基準値：0.8mg/L 以下、基準不適合土壌の深さ：1 m）

イ 鉛及びその化合物（1 m以深） 11地点

（土壌含有量 最大分析値：1900 mg/kg、基準値：150mg/kg 以下、基準不適合土壌の深さ：1 m～2.8m）

3 措置状況

根岸住宅地区の一部については、土壌汚染対策法第11条の規定に基づき、本年1月13日に土地の形質を変更する際に横浜市に対し届出を要する区域（形質変更時要届出区域）に指定されましたが、本件追加調査の結果を受けて、3月24日に形質変更時要届出区域の一部の指定が解除されました。

いずれにしましても、汚染土壌の除去作業等を実施する場合は、今回の追加調査結果を踏まえて、土壌汚染対策法に基づく形質変更届の提出など必要な手続を実施した上で速やかに着手する予定です。

根岸住宅地区における土壌汚染調査結果図

【基準不適合が確認された箇所】



【1 m以深の土壌の基準不適合が確認された箇所】



(カ) 米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の生活環境の確保について
(平成26年8月18日横浜市)

政基第302号
平成26年8月18日

南関東防衛局長 丸井 博 様

横浜市長 林 文子

米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の生活環境の確保について（要請）

米軍根岸住宅地区の中には、米軍施設として提供されずに、横浜市民の方々が居住している地域（以下「非提供地」という。）があり、日常生活上の様々な制約を受けています。

このようななか、平成26年8月13日に根岸住宅地区の4か所のゲートのうち2か所（ハウジングゲート、山元町側ゲート）を突然8月25日から閉鎖するとの連絡がありました。

この一方的な連絡に対し、居住者は、生活環境の維持のため、ゲートの通行確保を強く求めています。また、市民生活を守るべき本市としては対応に苦慮しています。

このほか、居住者は根岸住宅地区の返還に向けた動きのなかで、米軍居住者が減少することで非提供地が孤立化し、水道等、ライフラインの供給をはじめとする生活環境の悪化について不安と懸念をもっています。

米軍施設に起因する非提供地の環境対策については国の責務であることから、国におかれましては、非提供地の居住者の声を十分聞き、生活環境の確保のため、以下の措置を講ずることを強く要請します。

- 1 ゲートについては、居住者の生活環境の維持の観点から、通行確保について米軍側と調整し対応すること。
- 2 このほか、従前より要請している以下の項目についても、真摯に対応を図ること。
 - (1) 居住者が心配する非提供地の孤立化の状況に対して適切な対応を図り、十分な説明と丁寧な対応を行うこと。
 - (2) 米軍施設を経由して居住者に供給されている水道水については、直接、健康に係る問題であることから、水質が悪化しないよう米軍側と調整するとともに、引き続き、安全な水道水が供給されるよう対応すること。
 - (3) 未だ実施されていない「FAC3066根岸住宅地区に囲まれた地域内における道水路内構造物の取り扱いに係る協定」に基づく擁壁工事については、施行時期を明らかにするとともに、すみやかに実施すること。

**(コ) 「FAC3066根岸住宅地区に囲まれた地域内における道水路内構造物の取り扱いに係る協定」
に基づく山留めの設置について** **(平成26年11月10日横浜市)**

政 基 第 3 5 6 号
平成26年11月10日

南関東防衛局 局長 丸井 博 様

横浜市長 林 文子

**「FAC3066根岸住宅地区に囲まれた地域内における道水路内構造物の取り扱いに係る協定」
に基づく山留めの設置について (再要請)**

貴局からの依頼により整備協議を進め平成24年9月27日付締結しました「FAC3066根岸住宅地区に囲まれた地域内における道水路内構造物の取り扱いに係る協定」に基づく山留め工事につきましては、市民の安心安全を確保することを目的に貴局が山留めを設置するものですが、現在まで実施されておられません。

本市からは、平成26年8月18日の「米軍根岸住宅地区に囲まれた地域内に居住する市民の生活環境の確保について」のなかでも、貴局に施工時期の明確化とともにすみやかな実施を強く要請しているところです。

去る10月5日の台風18号の際は、その影響により、崖の一部が崩れるなど山留めの設置が急がれる状況にあります。

については、再度、施工時期の明確化と速やかな実施を強く要請するとともに、あわせてこれまで実施されなかった理由と今後の設置時期を2週間以内にご回答をいただけますようお願いいたします。

(ク) 根岸住宅地区に囲まれた非提供地の生活環境の確保について

(平成28年4月28日横浜市)

政 基 第 4 2 号
平成28年4月28日

南関東防衛局長 土本 英樹 様

横浜市長 林 文子

根岸住宅地区に囲まれた非提供地の生活環境の確保について(要請)

時下、貴職におかれてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、根岸住宅地区には、敷地の外周が全てを提供施設・区域に取り囲まれ、自由通行できる道路が存在しないため、日常生活に様々な支障を来している日本国民が居住する「非提供地」といわれる地区が所在しています。

このことは、日常における居住者はもちろんのこと、その親戚、知人の通行、郵便、配達、各種行政サービスの提供等を目的とする非提供地への通行、上下水道、電気、ガス、電話、通信等のライフラインの確保、緊急時の消防、救急、警察活動など、あらゆる場面で著しい支障をもたらしています。

このような事態を招いたのは、いうまでもなく、非提供地が周囲の地区と物理的に隔絶されるとともに、限定的に許可された通行であっても、米軍による入構制限、チェックを余儀なくされているからであり、その原因は、非提供地を周囲と孤立させた国の根岸住宅地区の施設・提供方

法に由来するものであることは明らかです。

昨年末になり、米軍入居者の退去により、住宅地区としての施設機能は既に実質的に喪失しているといわざるを得ない状況になっています。日米地位協定では、米軍が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも日本国に返還しなければならないとされており、根岸住宅地区の現状からすると、国は現在の日米合意を見直し、池子地区での住宅等の建設とは切り離し米国に返還を求める方向で調整するべきであり、それにより非提供地地域の解消に努めるべきと考えます。また、それまでの間、国には、非提供地のさまざまな問題解決に主体的に取り組み問題を解決していく責務があると考えます。

本市としては、これまで、かかる状況の解消に向け、国に対し、必要な対策を講じるよう何度も要請を行うとともに、国、米軍、本市の三者で真摯に課題整理と方策検討を行う場の設置を働きかけてきています。しかしながら国においては、依然として問題解決に消極姿勢のままであり、果たすべき役割を果たしているとは言えません。特に、現在、最も深刻となっている水道の水質確保については、解決に向けた協議が進まない中、本市が緊急的な措置をとらざるを得ない事態に至っています。

以上のことから、次の措置を講ずることを強く要請するとともに、2週間以内に文書での回答をお願いします。

1 上水道の抜本的対策の早急な実施

水道の水質については、直接生命・身体の維持に関わる問題であることから、早急に抜本的対策を実施するとともに、本市がとった緊急措置については、本来国が行うべきものであることから、その実施に関わる費用を負担すること。

2 非提供地の住民との対話や説明のための四者会議の開催

平成27年9月11日に、四者（非提供地の住民、国、米軍、市）が集まり会議が行われ、国から当面の提供地内の管理等について説明が行われた。しかしながら、国は、この時の住民の質問や要望に対する文書による回答等や、次回会議の開催についての要望に対して検討を約束したにもかかわらず、7か月以上が経過しており、国民に対して真摯に対応しているとは言いがたい。また、本市としては再三会議開催を要望しているが、いまだに実現していない。非提供地の住民の不安を払しょくするため、早期に会議を開催し、現在の状況の説明や、質問、要望事項の回答を行うよう強く要望する。

3 国が主体となった非提供地の諸問題の解決に向けた対策の実施

(1) 国の責務である非提供地の生活環境の維持のための諸問題の解決に向けて、主体的に対策を実施するとともに、平成27年4月30日付政基第56号の要請事項に対し、早急に具体的な対策を講じること。

(2) 国に対して神奈川県が平成25年1月30日付で行った「下水道に関する問題の対応状況についてのとりまとめに関する要請」に対する国の神奈川県への平成25年3月19日付回答は、「改善対策を実施するよう米軍に申し入れ、今後、米側と緊密な連絡を取りながら、改善対策を実現する方策について検討を進める」となっている。この下水道に関する問題の対応については、本市にも、非提供地の住民から再三要望を受けている。したがって、根岸住宅地区の状況が変化している中、下水施設の改善対策についての対応を明らかにするとともに、住民に丁寧な対応を行うこと。

日米合同委員会合意事案概要

件名	FAC3066 根岸住宅地区の共同使用について
承認年月日	令和元年11月15日
施設・区域名称	FAC3066 根岸住宅地区
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：約4.3ha
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、土地所有者への早期引き渡し及び将来の跡地利用に資するよう、根岸住宅地区において原状回復作業を実施するため、下記土地を共同使用することについて日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約4.3ha



日米合同委員会合意事案概要

件名	FAC3066 根岸住宅地区の共同使用の変更について
承認年月日	令和6年1月18日
施設・区域名称	FAC3066 根岸住宅地区
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：約43ha
	水域等：－
	建物：－
	工作物：－
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、根岸住宅地区の将来の跡地利用に資するよう、現在実施している原状回復作業に加えて横浜市による跡地利用のための作業を実施するため、下記土地に係る共同使用の内容を変更することについて日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約43a



2 「池子住宅等建設と返還合意6施設」以外の動向

(1) FAC3144 鶴見貯油施設に建設した施設の提供について

(令和6年11月20日防衛省)

日米合同委員会合意事案概要

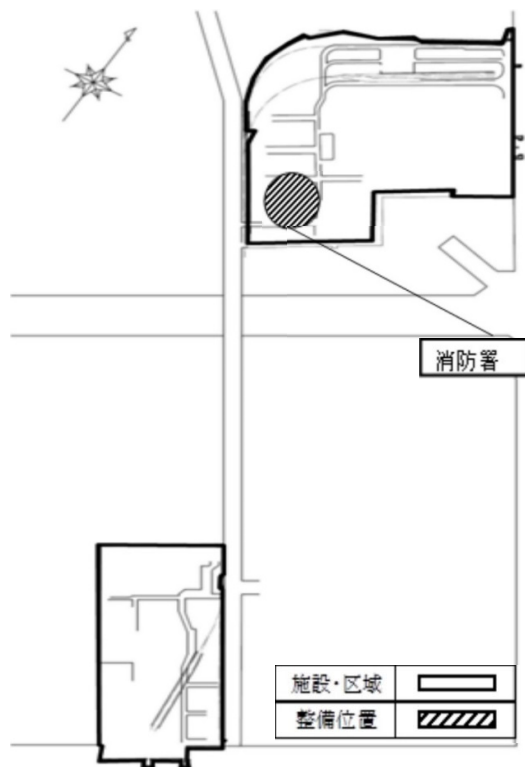
件名	FAC3144 鶴見貯油施設に建設した施設の提供について
承認年月日	令和6年11月20日
施設・区域名称	FAC3144 鶴見貯油施設
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：3棟 約1,400m ²
	工作物：－
	附帯施設：燃料タンク等

【事案内容】

本件は、平成30年11月に合意した「神奈川県内の米軍施設・区域の整理等について」に基づき、今般下記施設の建設が完了したことにより、合衆国政府に提供することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

建物：約1,400m²
 附帯施設：燃料タンク等



(2) 横浜ノース・ドックの一部土地等の返還に関する日米合同委員会合意事案概要

(平成 21 年 3 月 5 日防衛省)

(お知らせ)

21. 3. 5

防 衛 省

横浜ノース・ドックの一部土地等の返還について

本日、日米合同委員会において、横浜ノース・ドックの一部土地等の返還について合意されましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 3 0 6 7 横浜ノース・ドックの一部土地等の返還について
承認年月日	平. 21. 3. 5.
施設・区域名称	F A C 3 0 6 7 横浜ノース・ドック
合意対象所在地	神奈川県横浜市神奈川区
合意対象面積等	土 地：約 27, 000㎡
	水 域：約 2, 500㎡
	建 物：－
	工 作 物：橋梁等
	附帯施設：－

【事案内容】

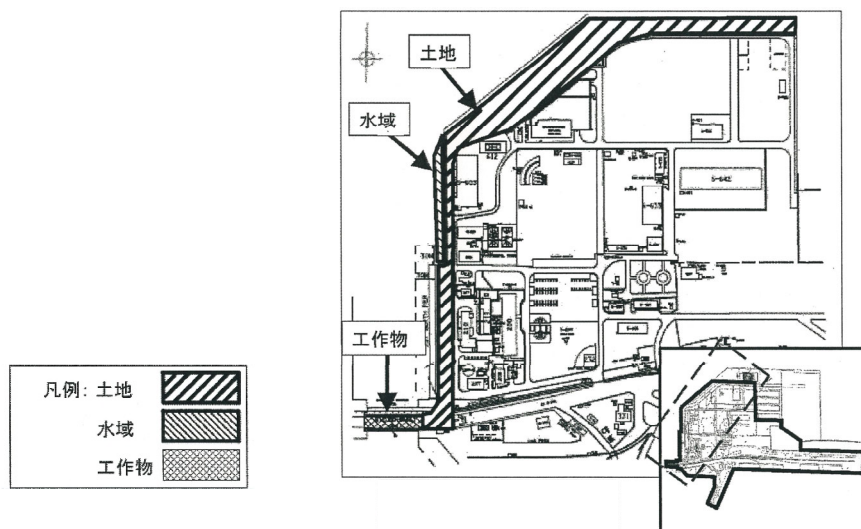
本件は、横浜市及び民間企業等と共同使用している標記施設・区域について、米側が使用する必要がなくなったことに伴い、下記土地等を一部返還することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土 地：約 27, 000㎡

水 域：約 2, 500㎡

工作物：橋梁、囲障、舗床、照明装置、諸標、雑工作物



(3) 横浜ノース・ドックの一部土地等の返還について

(平成21年3月30日防衛省)

※返還年月日は平成21年3月31日

(お知らせ)

平成21年3月30日

横浜市基地対策課 殿

南関東防衛局管理部施設管理課

横浜ノース・ドックの一部土地等の返還について

この度、横浜ノース・ドックの一部土地等について、米側から、下記のとおり返還されることになりましたのでお知らせします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 返還年月日 | 平成21年3月31日 |
| 2 返還の種類 | 土地及び水域の一部等 |
| 3 返還施設の所在地 | 神奈川県横浜市神奈川区 |
| 4 返還財産等の明細 | 土地 約27,000m ²
水域 約2,500m ²
工作物 橋梁等 |

以上

添付書類：別図（編集者注：省略）

(4) 横浜ノース・ドックの土地及び工作物の一部返還に関する日米合同委員会合意事案概要
(令和3年1月28日防衛省)

日米合同委員会合意事案概要

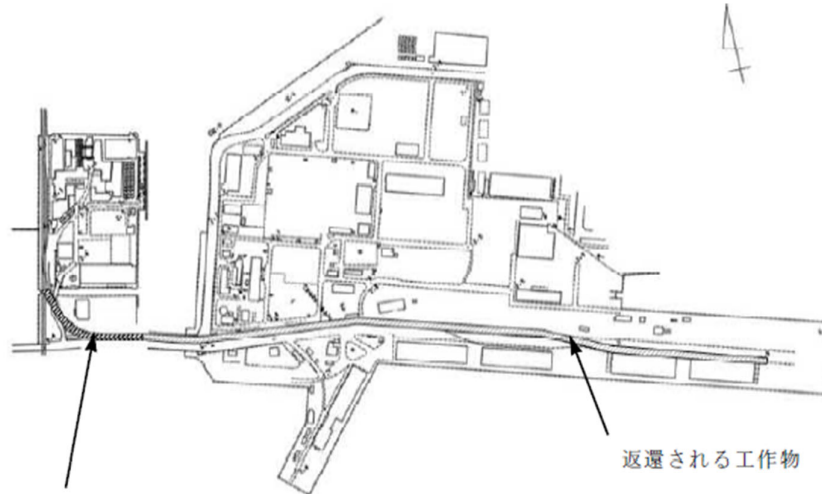
件名	FAC3067横浜ノース・ドックの土地及び工作物の一部返還について
承認年月日	令和3年1月28日
施設・区域名称	FAC067横浜ノース・ドック
合意対象所在地	神奈川県横浜市
合意対象面積等	土地：約1,400㎡
	水域：-
	建物：-
	工作物：軌条等
	附帯施設：-

【事案内容】

本件は、標記施設・区域について、米側が使用する必要がなくなったことに伴い、下記土地等を遅くとも令和3年3月31日までに一部返還する予定であることについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土地：約1,400㎡
工作物：一式（軌条等）



返還される土地・工作物

返還される工作物

3 主な米軍施設返還後の跡地利用状況（昭和36年以降）

- ① **田奈弾薬庫**（青葉区奈良町）
○昭和20年9月接收、昭和36年5月5日返還（971,754㎡、国有）
旧施設名称は「田奈弾薬倉庫」。
昭和35年8月に厚生省（当時）の中央児童厚生施設建設予定地として決定し、翌年のこどもの日に返還が実現。昭和40年5月5日「こどもの国」として開園。
現在、社会福祉法人こどもの国協会が管理、運営している。
- ② **中山通信施設**（青葉区荏田北二丁目ほか）
○昭和28年12月提供、昭和36年6月30日返還（6,774㎡、国有・市有）
昭和45年3月31日運輸省の所管となり、平成24年4月まで国土交通省航空局施設「荏田NDB」（Non Directional Radio Beacon：無指向性無線標識）として利用されていた。
- ③ **大船倉庫地区**（栄区小菅ヶ谷一丁目ほか）
○昭和26年10月接收、昭和42年1月20日最終返還（69,985㎡、国有）
旧施設名称は「大船第一海軍燃料廠地区」。米空軍管理の倉庫として使用された。
返還後、国家公務員住宅、日本住宅公団（現・都市再生機構）住宅、横浜市営住宅の公的な住宅開発が進められた。
また、一部は横浜市戸塚第一下水処理場（現 栄第一水再生センター）として、昭和44年3月に、都市計画決定及び事業認可がなされ、昭和53年度に建設に着手し、昭和59年12月24日に運転を開始した。
- ④ **横浜兵員クラブ**（中区山下町）
○昭和21年3月接收、昭和44年6月30日返還（4,100㎡、国有・民有）
旧施設名称は「軍属食堂」。米海軍管理による下士官のクラブ施設として使用された。
現在は県民ホール敷地として利用されている。
- ⑤ **根岸競馬場地区**（中区簗沢ほか）
○昭和20年9月接收、昭和44年11月23日最終返還（165,425㎡、国有）
接收後、車両置き場や米海軍住宅管理司令部等に使用された。
返還後、全域が森林公園として都市計画決定（昭和48年2月）され、横浜市に無償貸与された14.2haを昭和47年度から5か年計画をもって整備し、昭和52年10月2日開園した。
日本中央競馬会へ分与された2.4ha部分には根岸競馬記念公苑が設置された。
- ⑥ **富岡倉庫地区**（金沢区富岡東二丁目ほか）
○昭和20年9月接收、昭和46年2月17日一部返還（312,573㎡、国有・民有）
旧施設名称は「第508通信修理隊」。米陸軍管理の倉庫や物揚場として使用された。
昭和47年5月国有財産地方審議会において利用計画が決定された。
大蔵省（公務員宿舎 3.75 ha）
神奈川県警（機動隊訓練場 5.65 ha）
横浜市（公園及び道路 23.03 ha）
昭和48年2月9日富岡総合公園として都市計画決定され、昭和48年度から整備を開始し、昭和50年3月20日に開園し、運動広場などで市民利用されている。
- ⑦ **山手住宅地区**（中区山手町ほか）
○昭和21年6月接收、昭和47年2月9日最終返還（103,541㎡、国有・県有・市有・民有）
旧施設名称は「ブラッパ住宅地区」。
風致地区。市有地は公園として整備した。
- ⑧ **横浜ランドリー**（神奈川区山内町ほか）
○昭和21年8月接收、昭和47年1月17日返還（9,738㎡、国有・市有・民有）
旧施設名称は「QM洗濯工場」。米海軍管理による洗濯工場として使用された。
現在は中央卸売市場青果部仲卸売場及び駐車場として利用されている。

- ⑨ **鶴見野積場**（鶴見区大黒町）
 ○昭和20年12月接收、昭和47年5月15日最終返還（16,760㎡、市有・民有）
 旧施設名称は「ノース・ドック付近地区」。
 現在中央卸売市場食肉市場の拡張用地として、また一部は大黒線バイパス用地として利用されている。
- ⑩ **横浜貯油施設**（鶴見区大黒町）
 ○昭和20年9月接收、昭和47年10月23日最終返還（47,044㎡、市有・民有）
 旧施設名称は「QM貯油所」。米陸軍の貯油倉庫や野積み場として使用された。
 現在は鶴見区スポーツ広場運営委員会が運営管理し、サッカー場として利用されている。
- ⑪ **岸根兵舎地区**（港北区岸根町）
 ○昭和30年4月提供、昭和47年8月25日返還（133,770㎡、市有）
 旧施設名称は「岸根バラックス」。米陸軍兵舎や陸軍総合病院として使用された。
 返還後、昭和49年12月10日岸根公園として都市計画決定され、昭和49年度から整備を開始し、平成元年度に完成した。
 公園には、自由広場、運動広場、芝生広場、野球場、子供の遊び場、池などがある。
- ⑫ **瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック内モータープール**（神奈川区千若町一丁目）
 ○昭和21年4月接收、昭和49年2月8日一部返還（99,574㎡、国有）
 昭和49年2月から神奈川下水処理場（現 神奈川水再生センター）の建設に着手し、昭和53年3月20日に運転を開始した。
- ⑬ **横浜ベーカリー**（神奈川区金港町ほか）
 ○昭和22年6月接收、昭和52年9月9日最終返還（6,175㎡、市有・民有）
 旧施設名称は「横浜QMベーカリー」。米海軍管理の製パン工場として使用された。
 現在は立地条件を活かし、業務系ビル等が集積している。
- ⑭ **横浜チャペル・センター**（中区横浜公園）
 ○昭和20年9月接收、昭和53年6月19日最終返還（8,890㎡、国有）
 米海軍管理による教会等に使用された。
 返還後、大蔵省から国有地の無償貸与を受け、3,512㎡は横浜スタジアム用地の一部に充て、次いで8,890㎡を横浜公園の一部として整備した。
- ⑮ **横浜海浜住宅地区**（中区本牧原ほか）
 ○昭和21年2月接收、昭和57年3月31日最終返還（707,809㎡、国有・県有・市有・民有）
 旧施設名称は「一号住宅地区」、「二号住宅地区」及び「本牧小学校」。
 返還後、健康で文化的な都市生活の確保をめざした公共施設の整備と宅地の利用増進を図るため、昭和56年度から63年度まで市長施行による土地区画整理事業が実施された。現在は、民間主体により新しい街「新本牧」に生まれ変わった。丘陵部は本牧山頂公園として整備された。
 第1期区域（17.0ha）：平成2～14年度整備
 第2期区域（5.0ha）：平成16～22年度整備
- ⑯ **根岸住宅地区**（中区箕沢）
 ○昭和22年10月接收、昭和57年3月31日部分返還（旧根岸競馬場地区の一部50,342㎡、国有）
 返還後、根岸森林公園と一体となった公園施設を中心として利用するため、昭和61年12月23日に都市計画決定され、昭和62年度から根岸森林公園拡張整備事業を開始し、平成8年度に完成した。

- ⑰ **新山下住宅地区**（中区新山下三丁目ほか）
○昭和31年5月29日提供、昭和57年3月31日返還（60,931㎡、国有・民有）
旧施設名称は「ベイサイドコート」。30年代はじめに、関内など中心市街地の接收解除に伴い将校宿舎として代替提供された。
返還後、周辺地域と一体となった良好な住宅地として再開発するため、跡地のうち10,000㎡については、本市が昭和63年3月に住宅地区改良法の事業認可を得、「新山下2丁目住宅地区改良事業」の対象地として、昭和63年度から市営改良住宅の建設・整備に着工し、平成3年度に完成した。また、その他の区域については、住宅・都市整備公団（現・都市再生機構）による整備事業が行われた。
- ⑱ **横浜冷蔵倉庫**（中区新港町）
○昭和20年9月接收、平成6年4月1日最終返還（20,254㎡、国有）
旧施設名称は「第2メイジャーポート」（後に横浜冷蔵倉庫と統合）。
米陸軍管理によるバース、冷凍倉庫として使用された。
みなとみらい21の新港地区内臨港幹線道路整備事業の要の場所に位置し、整備スケジュール上本市としても早期返還が急務とされていた。
返還後、跡地における道路整備事業は、平成6年度に着工し、平成9年度完成。
- ⑲ **神奈川ミルク・プラント**（神奈川区亀住町、東神奈川二丁目）
○昭和21年4月接收、平成12年3月31日返還（10,499㎡、国有・県有・市有・民有）
米陸軍管理の乳製品工場として使用された。
返還後、平成17年4月に保育所が開園。平成20年3月に浦島公園拡張整備が完了した。
- ⑳ **小柴貯油施設**（金沢区柴町、長浜、幸浦二丁目、並木三丁目）
○昭和23年10月接收、平成17年12月14日返還（526,205㎡、国有・市有・民有）
34基のタンクがあり、航空燃料が備蓄されていた。
返還後、平成29年7月に（仮称）小柴貯油施設跡地公園を都市計画公園と定め、8月に公園整備を開始し、9月に国有地の無償貸付契約を締結した。
令和3年7月30日に「小柴自然公園」として第1期エリアの約1.5haを先行的に公開し、令和5年9月24日に第1期エリアの全面開園。令和10年度第2期エリア、令和14年度全面供用開始予定。
- ㉑ **上瀬谷通信施設**（瀬谷区北町、瀬谷町、中屋敷三丁目、旭区上川井町）
○昭和26年3月接收、平成27年6月30日返還（2,422,396㎡、国有・市有・民有）
返還後、令和2年3月に、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定。令和4年10月に、市施行による土地区画整理事業について事業計画決定した。
令和5年度に、米軍施設の撤去工事や基盤整備の設計を行い、令和5年11月の仮換地指定後、順次、本格工事に着手している。将来の土地利用を見据えながら、道路、上下水道や、調整池などの基盤整備工事を進めている。

4 条約・協定等資料

4 条約・協定等資料

(1) 日米安全保障条約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際的平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

第 1 条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際的平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際的平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第 2 条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第 3 条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第 4 条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際的平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第 5 条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は

、国際連合憲章第51条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際的平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第 6 条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第 7 条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第 8 条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第 9 条

1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

第 10 条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が10年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後1年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1960年1月19日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

岸	信	介
藤 山	愛	一 郎
石 井	光	次 郎
足 立		正
朝 海	浩	一 郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター
ダグラス・マックアーサー二世
J・グレイアム・パーソンズ

(2) 日米地位協定

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定

昭和35年1月19日ワシントンで署名

昭和35年6月23日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条の規定に従い、次に掲げる条項によりこの協定を締結した。

第 1 条 (用語の意義)

この協定において、

- (a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第14条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみ適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c) 「家族」とは、次のものをいう。
 - (1) 配偶者及び21才未満の子
 - (2) 父、母及び21才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第 2 条 (施設・区域の提供等)

- 1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第 3 条 (施設・区域に関する措置)

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のための必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。

- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行なわなければならない。

第 4 条 (施設の返還)

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たって、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第 5 条 (入港料・着陸料の免除)

- 1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国の港又は飛行場に出入することができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国の当局にその旨の通告を与えなければならない。その貨物又は旅客の日本国への入国及び同国からの出国は、日本国の法令による。
- 2 1に掲げる船舶及び航空機、合衆国政府所有の車両（機甲車両を含む。）並びに合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、合衆国軍隊が使用している施設及び区域に出入し、これらのもの間を移動し、及びこれらのものと日本国の港又は飛行場との間を移動することができる。合衆国の軍用車両の施設及び区域への出入並びにこれらのもの間の移動には、道路使用料その他の課徴金を課さない。
- 3 1に掲げる船舶が日本国の港に入る場合には、通常の状態においては、日本国の当局に適当な通告をしなければならない。その船舶は、強制水先を免除される。もつとも、水先人を使用したときは、応当する料率で水先料を支払わなければならない。

第 6 条 (航空交通管理・通信)

- 1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び整合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。
- 2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならない。かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第 7 条 (公共役務の利用)

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができ、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

第 8 条 (気象業務の提供)

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

- (a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む。）
- (b) 気象資料（気象庁の定期的概報及び過去の資料を含む。）
- (c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務
- (d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第 9 条 (合衆国軍隊構成員等の地位)

- 1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。
- 2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は住所を要求する権利を取得するものとみなされない。
- 3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たって、次の文書を携帯しなければならない。
 - (a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書

合衆国軍隊の構成員は、日本国にある間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請のあるときは日本国の当局に提示しなければならない。

- 4 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国の当局が発給した適当な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にある間その身分を日本国の当局が確認することができるようにしなければならない。
- 5 1の規定に基づいて日本国に入国した者の身分に変更があつてその者がそのような入国の資格を有しなくなつた場合には、合衆国の当局は、日本国の当局にその旨を通告するものとし、また、その者が日本国から退去することを日本国の当局によつて要求されたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。
- 6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本国の領域からの送付を要請し、又は合衆国軍隊の旧構成員若しくは旧軍属に対し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国の当局は、それらの者を自国の領域内に受け入れ、その他日本国外に送付することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したものと及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第 10 条 (運転免許証)

- 1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対して発給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。
- 2 合衆国軍隊及び軍属用の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第 11 条 (関税等の取扱)

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国の税関当局が執行する法令に服さなければならない。
- 2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れることを許される。この輸入には、関税その他の課徴金を課さない。前記の資材、需品及び備品は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第15条に定める諸機関が輸入するものである旨の適当な証明書(合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適当な証明書)を必要とする。
- 3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。
 - (a) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらの者が入国の際持ち込む私用のための身回品
 - (b) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品
 - (c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの
- 4 2及び3で与える免除は、物の輸入の場合のみに適用するものとし、関税及び内国消費税がすでに徴収された物を購入する場合に、当該物の輸入の際税関当局が徴収したその関税及び内国消費税を払いもどすものと解してはならない。
- 5 税関検査は、次のもの場合には行なわないものとする。
 - (a) 命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊
 - (b) 公用の封印がある公文書及び合衆国軍事郵便路線にある公用郵便物
 - (c) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

- 6 関税の免除を受けて日本国に輸入された物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従って処分を認める場合を除くほか、関税の免除を受けて当該物を輸入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。
- 8 合衆国軍隊は、日本国の当局と協力して、この条の規定に従って合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特権の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならない。
- 9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。
- (b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税関当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税関当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため、可能なすべての援助を与えなければならない。
- (d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の関税又は財務に関する法令に違反する行為に関連して日本国政府の税関当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

第 12 条 (調達)

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けずに契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
 - (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。
- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。
 - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。
 - (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならないが、暫定的にその労働者を就労させないことができる。
 - (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c) の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。

8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第 13 条 (租税)

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本国において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が合衆国軍隊に勤務し、又は合衆国軍隊若しくは第15条に定める諸機関に雇用された結果受ける所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に日本の租税を納付する義務を負わない。この条の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての日本の租税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる合衆国市民に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族であるという理由のみによつて日本国にある期間は、日本の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

第 14 条 (指定合衆国人の法的地位)

1 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む。）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本国にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本国の法令に服さなければならない。

2 1にいう指定は、日本国政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国の標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

(a) 合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行が終わつたとき。

(b) それらの者が日本国において合衆国軍隊関係の事業活動以外の事業活動に従事していることが立証されたとき。

(c) それらの者が日本国で違法とされる活動を行なつてるとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

(a) 第5条2に定める出入及び移動の権利

(b) 第9条の規定による日本国への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第11条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第15条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第19条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第20条に定めるところにより軍票を使用する権利

(g) 第21条に定める郵便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本国の法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならない、その到着、出発及び日本国にある間の居所は、合衆国軍隊が日本国の当局に随時に通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資

産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本の租税又は類似の公課を課されない。

- 6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本国にあることのみに基づいて日本国に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を有する人若しくは機関への移転についての日本国における租税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。
- 7 1に掲げる人及びその被用者は、この協定に定めるいずれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関して合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国の源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国にある期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。
- 8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国の当局が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国の当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国の法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第 15 条（諸機関の管理等）

- 1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置することができる。これら諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。
(b) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その頒布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服する。
- 2 これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1 (b) に定める場合を除くほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び需品の日本国内における購入には、日本の租税を課する。
- 3 これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- 4 この条に掲げる諸機関は、日本国の当局に対し、日本国の税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第 16 条（法令尊重等の義務）

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第 17 条（裁判権）

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
(c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆

- (ii) 妨害行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。
- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (i) もつぱら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつぱら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
- (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
- (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。
- (c) 第一次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
- (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。
- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
- (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
- (c) 自己に不利な証人と対決する権利
- (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利
- (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
- (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
- (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域におい

て警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。

12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第 18 条 (請求権の放棄)

1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

(a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合

(b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。

海難救助について一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。

2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行つた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5 (e) (i)、(ii)及び (iii)の規定に従つて分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても1、400合衆国ドル又は504、000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。

4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権 (契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。)は、日本国が次の規定に従つて処理する。

(a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。

(c) 前記の支払 (合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。)又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。

- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i)及び(ii)の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかったときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a) から(d) まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国が、その75パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e) の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。
- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内の日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。

- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴って生じた請求権についてのみ適用する。
- 13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定第18条の規定によって処理する。

第 19 条 (外国為替管理)

- 1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外国為替管理に服さなければならない。
- 2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。
- 3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外国為替管理の回避を防止するため適当な措置を執らなければならない。

第 20 条 (軍票)

- 1 (a) ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するよう適当な措置を執るものとする。日本国政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に従事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。
(b) 合衆国の当局が、認可されない者に対し軍票を行使する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を逮捕し、及び処罰すること並びに、日本国における軍票の許されない使用の結果として、合衆国又はその機関が、その認可されない者又は日本国政府若しくはその機関に対していかなる義務をも負うことはないことが合意される。
- 2 軍票の管理を行なうため、合衆国は、その監督の下に、合衆国が軍票の使用を認可した者の用に供する施設を維持し、及び運営する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第19条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうことを許される。

第 21 条 (郵便)

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第 22 条 (予備役編入)

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第 23 条 (安全確保の措置等)

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため随時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第 24 条 (経費負担)

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極

を行なうことが合意される。

第 25 条 (合同委員会)

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たって使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者 1 人及び合衆国政府の代表者 1 人で組織し、各代表者は、1 人又は 2 人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

第 26 条 (国内法による承認・効力発生等)

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1 に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、1952年 2 月 28 日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第 3 条に基く行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なその措置を立法機関に求めることを約束する。

第 27 条 (改正)

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉をするものとする。

第 28 条 (有効期間)

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

1960年 1 月 19 日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書 2 通を作成した。

(両国全権委員氏名省略)

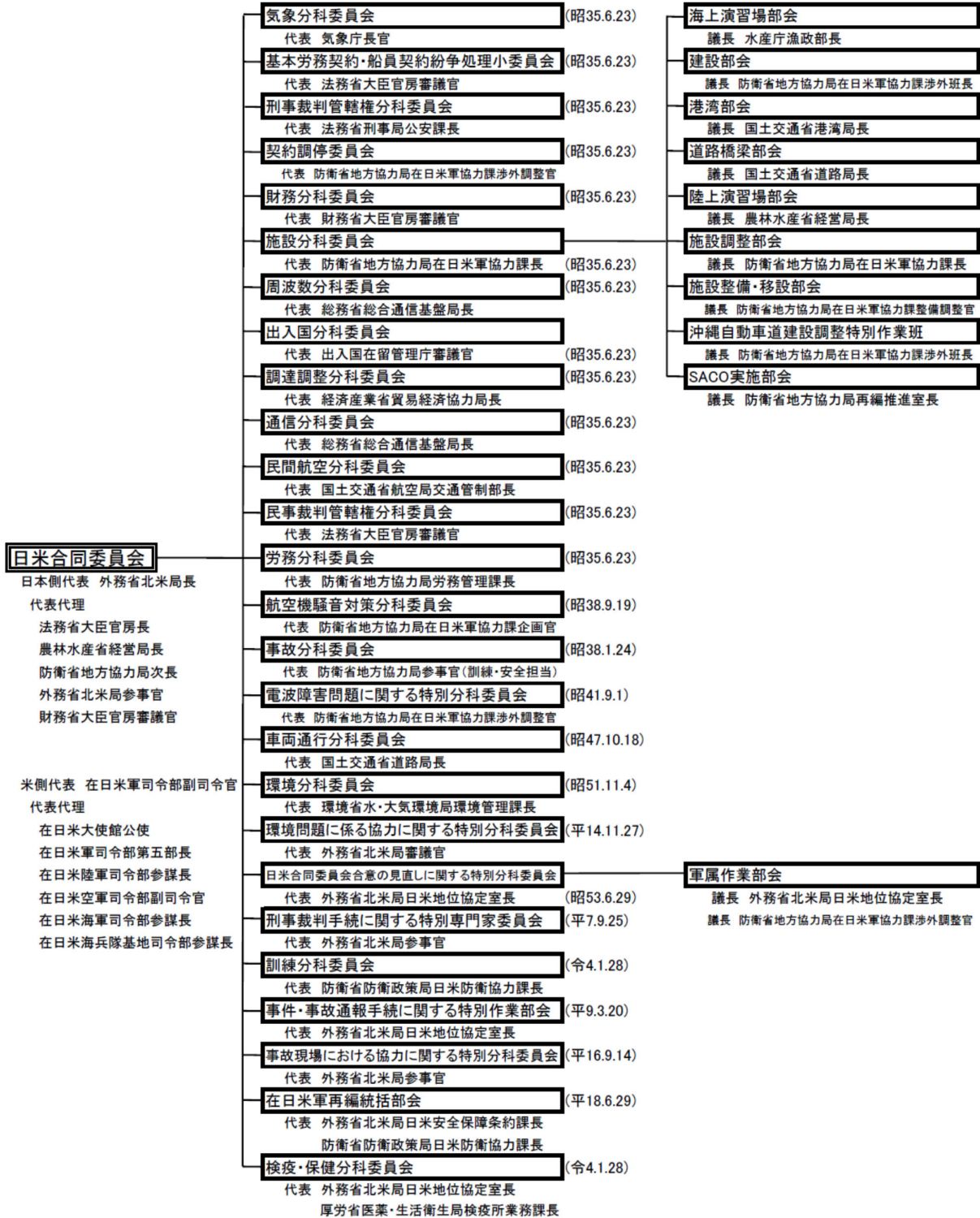
(3) 日米合同委員会組織図

日米合同委員会組織図

2023年9月現在

()は設置年月日

(注)以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。



(4) 返還国有財産の処分

ア「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」

(昭51.6.21 国有財産中央審議会答申)

在日米軍基地は漸次縮小され、特に最近においては、昭和48年1月26日の日米合同委員会で合意をみた「関東平野における合衆国軍施設の整理統合計画」(いわゆる「関東プラン」)等に基づき、多くの大規模な提供財産が逐次返還されてきている。

これらの大規模な返還財産には、首都圏に所在するものが多いが、このような広大な土地は、将来再び得られないと考えられるので、現下の都市問題、土地問題の解決に大きく寄与するよう、その有効な利用が期待されるところである。

したがって、その利用に当っては、国家的需要の充足、住民福祉の向上等各般の要請に総合的にこたえつつ、長期的視野に立って最も効率的な利用計画の策定に取り組むべきであり、そのためには、関係者全員の理解と協調が強く求められているといえよう。

国有地の有効利用については、既に昭和47年3月10日当審議会の答申において「公用、公共用の用途に優先的に充てること」を指摘したところであるが、これらの大規模な返還財産の処理に当っては、上記答申の趣旨に沿って対処することが特に重要であると考えられる。

以上のような視点から、米軍提供財産の返還後の利用に関しては、次のような考え方により対処すべきであると考える。

1 処理基準の必要性

返還財産については、長年にわたる米軍基地の存在からくる特別な住民感情もあって、その利用計画に対する地元住民の関心は極めて高く、可能な限り多くの面積を地元で利用したいという強い要望がある。

一方、国や政府関係機関等においても、行政需要の増大等に対処するため首都圏での施設の設置を要するものが多く、最近における用地取得難から、返還財産に対する需要は極めて大きい。

同時に、これらの大規模な返還財産は、いわば残された最後の貴重な国有地であるから、現在の需要のみならず、現時点では予測できない将来の需要にも充てることを考慮すべきである。

このような情勢の下において、大規模な提供財産が多数返還されつつあるとき、その個々の財産につき統一的な原則なしに利用計画を策定しようとしても、各方面からの競合する要望の調整は、実際問題として極めて困難であるのみならず、各地元相互間で不公平な結果を招くことになりかねない。

したがって、返還財産の有効利用を早期に実現するためには、この際、その利用区分に関し統一的な処理基準を設け、それに基づき速やかに利用計画を策定することが必要である。

2 処理基準の概要

返還財産の利用区分に関する統一的な処理基準としては、次によることが適当と認められる。

すなわち、大都市及びその周辺に所在する大規模な返還財産(10万平方メートル程度以上の土地)については、特別なものを除き、おおむねその面積を3等分して、それぞれ次のように処理するものとする。

- (1) 地元地方公共団体等が利用する (A地区)。
- (2) 国、政府関係機関等が利用する (B地区)。
- (3) 当分の間処分を留保する (C地区)。

この場合、A地区及びB地区への充ちは、それぞれ緊急性が高く、かつ、早期に実施可能なものから優先的に行うこととし、A地区、B地区それぞれにおいて当面の需要がその面積に満たない場合には、残余の土地はC地区(留保地)に含め留保するものとする。

この処理基準に従って具体的な利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係機関相互間で十分意見の調整を図る外、当該返還財産を含む周辺地域一帯の総合的土地利用計画との整合性についても配慮すべきである。

3 留保地の考え方

この処理基準における留保地は、現時点では予測できない需要に備えるためのものである。特に、最近のように、社会的、経済的変動の激しい時期においては、大規模な返還財産の全域にわたって具体的な利用計画を

短期間に決めてしまうことは適当でなく、その一部について利用計画の策定を留保しておくことが、長期的にみて土地全体としてのより有効な活用に資すると考えられる。

将来、留保地の利用計画を策定するに当たっては、地元地方公共団体を含め関係者間で十分な調整を図るべきであり、また、その利用計画においては、A地区及びB地区の利用状況との調和を保つことはもちろん、当該返還財産を取巻く周辺地域一帯の実情との整合性についても配慮すべきことはいうまでもない。

なお、留保地については、将来の利用計画策定を阻害しない範囲内において、地元住民のための運動広場等として利用できるよう、その一部を地方公共団体等に対し暫定的に開放することも考慮すべきである。

4 返還財産の処分条件

昭和47年3月10日、当審議会は、「庁舎等の移転跡地のように移転経費を要した国有地を運用処分する場合には、その移転経費を考慮し、原則として有償処分によることとする」旨の答申を行ったところである。

返還財産については、その返還に当り相当の移転経費を要しているものが大部分である。また、これらの移転経費は、米軍基地の全体的整理縮小に伴って必要とされるものであるから、返還財産全体に対応させて考えるべきであり、個々の返還財産ごとに直接その返還財産に要した移転経費の額のみに応じて処分条件を定めることは適切とはいえない。

したがって、返還財産の処分に際しては、原則として有償処分とし、法令上優遇措置の認められる用途に充てる場合は、その優遇措置の適用限度について、すべての返還財産を通じ、統一を図ることとすべきである。このことは、返還財産の存在しない他の地方公共団体とのバランス上必要であり、また、返還財産を利用する地方公共団体等相互間の負担の公平のためにも不可欠である。

在日米軍から返還された財務省所管普通財産（旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）第4条又は第5条（特別の措置）の規定を適用する場合の当該財産を除く。以下「返還財産」という。）を地方公共団体等に対して処分（貸付けを含む。以下同じ。）をしようとする場合において、当該処分につき優遇措置を定めている法令を適用するときの取扱いを、昭和51年6月21日付国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」（以下、「答申」という。）の趣旨に沿って、普通財産の処分条件に係る他の通達の規程にかかわらず、下記のように定め、昭和54年11月1日以後処分する財産について適用することとしたから、了知されたい。

なお、昭和53年5月24日付蔵理第2104号「返還財産の処理について」は、廃止する。

記

1 対象財産

返還財産のうち未利用の土地（使用承認、管理委託等により暫定的に利用されているものを含む。）で、昭和32年1月1日以降に返還されたものに適用する。

2 処分条件

返還財産を、別表第1又は別表第2のA欄に定める施設の用に供しようとする地方公共団体等に処分をしようとする場合におけるこれらの表のB欄に定める法令上の優遇措置の適用については、それぞれ、これらの表のCに定めるところによるものとする。

なお、処分相手方が水害予防組合又は土地改良区である場合の取扱いについては、別表第1に定める地方公共団体についての取扱いに準ずるものとする。

更に、別表第1第11項（4割減額売払い）の適用に関しては、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項C欄の規定にかかわらず、時価からその4割5分を減額した対価により売り払うことができるものとする。

- (1) 返還財産を高等学校の用地として売り払う場合において、当該学校の設置場所が、文部科学省において、高等学校の新增設建物整備補助金の交付に当たり、高等学校の生徒が急増している都道府県と認めた区域内にあるとき。
- (2) 返還財産を別表第1第11項A欄の(1)から(3)まで、(7)及び(9)から(12)までに掲げる施設のうち別表第3に掲げるものの用地として売り払う場合において、当該施設の設置場所が首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条に規定する既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にあるとき。

3 優遇措置の適用面積

上記1に定めるところによって、売払いに当たり優遇措置を適用することができる面積は、適正規模（昭和48年12月26日付蔵理第5722号「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」記第1の2（1）に定める適正規模をいう。以下同じ。）の範囲内に限るものとし、やむを得ず適正規模を超える面積を売り払う場合には、当該超える面積については、時価によるものとする。

4 本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

（別表は次頁に掲載）

別表第1

処分相手方が地方公共団体の場合

欄 項	A (施 設)	B (優遇措置を定める法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 火葬場 (2) 墓 地 (3) ごみ処理施設 (4) 尿尿処理施設 (5) と畜場	国有財産法(昭和23年法律73号)第22条第1項第1号及び第28条第4号	譲与又は無償貸付け
2	公共下水道、流域下水道及び都市下水路	下水道法(昭和33年法律79号)第36条	
3	都道府県道及び市町村道	道路法(昭和27年法律第180号)第80条第2項	
4	(1) ため池 (2) 用排水路 (3) 信号機 (4) 道路標識 (5) 国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第15条(小規模な施設)に規定する施設	国有財産法第22条第1項第1号	無償貸付け
5	(1) 水道施設 (2) 防波堤、岸壁、さん橋、上屋等の臨港施設	国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号。以下「措置法」という)第2条第1項	
6	(1) 緑地 (2) 公園	国有財産法第22条第1項第1号	処分する面積の3分の2について無償貸付け、残りの3分の1について時価売払い
7	(1) 国有財産特別措置法施行令(昭和27年政令第264号。以下「政令」という。)第2条第1項に規定する保護施設(救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設) (2) 政令第2条第2項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設) (3) 政令第2条第3項に規定する障害者支援施設 (4) 政令第2条第4項に規定する老人福祉施設(老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム)	措置法第2条第2項第1号から第4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
8	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設	措置法第2条第2項第5号	
9	更生保護事業法(平成7年法律第86号)第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第8号	
10	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)又は、特別支援学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。)で、政令第2条第7項各号に規定する地域にあるもの	措置法第2条第2項第7号	
11	(1) 措置法第3条第1項第1号イに規定する医療施設及び保健所の施設 (2) 同号ロに規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち本表第7項A欄に掲げる施設以外のもの (3) 同号ハに規定する学校施設のうち本表第10項A欄に掲げる施設以外のもの (4) 同号ニに規定する公民館の施設 (5) 同号ホに規定する公立図書館の施設 (6) 同号ヘに規定する公立博物館の施設 (7) 同号トに規定する職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校の施設 (8) 同号チに規定する更生保護事業施設のうち本表第9項A欄に掲げる施設以外のもの (9) 同号リに規定する農業者研修教育施設その他これに準ずる施設 (10) 同号ヌに規定する住民に賃貸する目的で経営する住宅施設 (11) 同号ルの規定に基づき政令第3条第1項に規定する公害の状況を把握し、又は公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視又は測定に関する施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物の処理施設(ごみ処理施設及びし尿処理施設を除く。) (12) 同号ワの規定に基づき政令第3条第2項に規定する体育館、水泳プール及び運動場 (13) 同号ヰの規定に基づき政令第3条第3項に規定する排水ポンプ、俵、丸太その他の水防に必要な器具、又は資材を保管するための施設、消防自動車、動力消防ポンプ、その他の消防の用に供する機械器具を保管するための施設、消防の用に供する望楼及び警鐘台その他の防災上必要な監視又は通信に関する施設及び救急自動車を保管するための施設	第3条第1項第1号イからワまで	時価からその4割を減額した対価による売払い

別表第2

処分相手方が地方公共団体以外の場合

欄 項	A (施 設)	B (優遇措置を定める法令の規定)	C (処分条件)
1	(1) 社会福祉法人が生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づき都道府県知事又は市町村長の委託を受けて行う当該委託に係る保護又は措置等の用に主として供する施設 (2) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第3号ハに掲げる用に供する施設（同号イ又はロに掲げる用に併せて供するときに限る。） (3) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ロに掲げる用に供する施設 (4) 社会福祉法人が措置法第2条第2項第4号ハに掲げる用に供する施設	措置法第2条第2項第1号から4号まで	時価からその5割を減額した対価による売払い
2	社会福祉法人が社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
3	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設（児童福祉法第56条の2第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	措置法第2条第2項第5号	時価からその5割を減額した対価による売払い
4	更生保護法人が更生保護事業法第49条の規定に基づき保護観察所の長の委託を受けて行う保護の用に主として供する施設	措置法第2条第2項第8号	時価からその5割を減額した対価による売払い
5	更生保護法人が更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（同法第58条の規定により補助を行うことができる場合に限る）	措置法第3条第1項第4号及び第2項	時価からその4割を減額した対価による売払い
6	学校法人が設置する学校施設のうち小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の施設（私立学校法（昭和24年法律第270号）第132条の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
7	学校法人が設置する学校施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（私立学校法第132条の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
8	日本赤十字社がその業務のうち社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその4割を減額した対価による売払い
9	日本赤十字社がその業務の用に供する施設のうち前項A欄に掲げる施設以外のもの（日本赤十字社法第39条第1項の規定により助成を行うことができる場合に限る）	同上	時価からその2割5分を減額した対価による売払い
10	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が設置する道路	道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第8項	処分する面積の2分の1について無償貸付け、残りの2分の1について時価売払い
11	令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備又は運営のために使用する施設	令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号）第12条	無償貸付け

別表第3

4割5分減額売払い対象施設一覧表

本通達別表第1 第11項A欄の号	施 設 名
(1)	医療施設及び保健所の施設
(2)	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第3号に掲げる軽費老人ホーム 同項第6号に掲げる婦人保護施設 同項第7号に掲げる授産施設 同法同条第3項第2号に掲げる児童厚生施設 同項同号に掲げる児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の用に供する施設 同項第3号に掲げる母子・父子福祉施設 同項第4号に掲げる老人福祉センター 同項第5号に掲げる補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設 同項第11号に掲げる隣保事業の用に供する施設
(3)	幼稚園の施設
(7)	職業能力開発校又は障害者職業能力開発校の施設
(9)	農業者研修教育施設その他これに準ずる施設
(10)	住民に賃貸する目的で経営する住宅施設
(11)	廃棄物の処理施設で「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)第3条第1項に規定する公害防止対策事業に係るもの
(12)	体育館、水泳プール及び運動場

ウ 大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて

平成15年7月2日 財理第2579号
最近改正 令和3年9月21日 財理第3258号
財務省理財局長から関東財務局長宛

在日米軍から返還された大口返還財産の留保地については、平成15年6月24日の財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、下記のとおり取り扱うこととしたので、通知する。

記

1 基本方針

留保地の今後の取扱いについては、従来の「原則留保、例外公用・公共用利用」の基本的考え方を転換し、原則利用の考え方にに基づきその活用を促進するという新しい基本方針の下で、地域の特性や土地利用計画との調和を図りつつ、都市部に残る大規模な国有地の計画的な有効活用を促進するものとする（この基本方針を「原則利用、計画的有効活用」という。）。

2 留保地の活用に向けた具体策

(1) 利用計画の策定の要請

イ 留保地の規模、立地条件、これまでの経緯等を勘案し、関係地方公共団体に対し、合理的な期間（5年程度）を設定して利用計画の策定を要請するものとする。

（注）「利用計画」とは、道路・上下水道等の都市基盤施設、公園・教育文化施設等の公的施設、住宅施設、業務施設などをどの区画にどのように整備するかを定める基本計画をいう。

ロ 利用計画の策定を円滑に進めるため、関係地方公共団体が関係行政機関の職員、学識経験者、民間有識者等で構成する連絡協議会を設置した場合において、国の参画を求められたときは、積極的に協力するものとする。

(2) 関係地方公共団体等に対する支援措置

イ 売却条件の緩和

（イ）留保地を売却する場合の売却条件については、昭和54年12月24日付蔵理第4824号「返還財産の処分条件について」通達を適用する。

（ロ）留保地を関係地方公共団体に対して時価で売り払う場合には、土地開発公社等を関係地方公共団体に含めることができる。

（注）この規定は、留保地を公園又は緑地に充てる場合に適用する。

ロ 関係地方公共団体による暫定的利用

関係地方公共団体による暫定的利用については、次のとおり取り扱うものとする。

（イ）関係地方公共団体が利用計画を策定した場合には、昭和48年10月23日付蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達記一5—(4)に定める管理委託の期間にかかわらず、利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において適当と認める期間を定め、管理を委託することができる。

また、関係地方公共団体から利用計画に基づく売却等を行うまでの期間の範囲内において、有償貸付けの要望があったときは、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達記一第1節一第1—1—(1)の規定を適用せず、有償貸付けを認めることができる。

（ロ）関係地方公共団体における利用計画が未策定の段階においても、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域と民間による活用を推進する区域を画定した場合には、関係地方公共団体が自ら取得して活用する区域について、利用計画の策定期間内において具体的な利用計画が策定されるまでの間、管理委託を行い、又は有償貸付けを認めても差し支えないものとする。その後利用計画が策定された段階で、暫定的利用と利用計画との整合が図られると認められるときは、管理委託又は有償貸付けを更新することができる。

（注）留保地に係る利用計画の策定と暫定的利用の関係は、別添参考の図解を参照。（※図解 略）

ハ 都市基盤整備用地の先行的な処分等

関係地方公共団体が留保地を道路、上下水道等の都市基盤整備用地に充てる場合には、当該関係地方公共団体の利用計画の策定又は都市計画決定等を条件に先行的な処分を行うことができる。

ニ その他の配慮事項

(イ) 関係地方公共団体が留保地を取得し、定期借地方式やPFI(Private Finance Initiative)方式等による開発事業手法を活用して公共施設を整備する場合には、昭和41年2月22日付蔵国有第339号「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」通達の別紙の第4―5の規定は適用しない。

(ロ) 関係地方公共団体が留保地を取得する場合において、用地取得や施設整備の財源上の問題から一括取得が困難なときは、延納の特約や分割取得あるいは一部有償貸付けなどを認め、利用計画の具体化を円滑なものとするよう配慮するものとする。

(3) 民間に対する処分等

イ 一般競争入札の取扱い

一般競争入札により留保地を売却する場合には、平成3年9月30日付蔵理第3603号「一般競争入札等の取扱いについて」通達の取扱いによるが、当該留保地の位置環境、立地条件等から、関係地方公共団体のまちづくり構想や土地利用計画に沿った開発が行われることを確保する必要があるときは、当該関係地方公共団体と協議を行い、土地利用条件を設定した入札あるいは提案方式による入札を実施することができる。

ロ 事業用定期借地権の設定

(イ) 関係地方公共団体が民間事業者の誘致等の利用計画を策定した場合において、当該関係地方公共団体から借地借家法(平成3年法律第90号)第23条第1項又は第2項に基づく事業用定期借地権を設定することについて要請があったときは、民間の土地需要等その必要性を総合的に判断して、これを設定することができる。

(ロ) 事業用定期借地権を設定する場合には、民間事業者の業種、事業計画、土地の利用形態その他の事情を総合勘案して、適切な存続期間を設定するものとする。

なお、事業用定期借地権を設定する場合の契約の取扱いについては、平成18年6月29日付財理第2640号「物納等不動産に関する事務取扱要領について」通達を準用して処理することができる。

ハ 都市計画等に関する調整

留保地の計画的かつ円滑な有効活用を図るため、関係地方公共団体に対し、必要に応じ市街化調整区域の市街化区域への編入、地区計画等の都市計画決定、あるいは景観まちづくり条例等に基づく重点地区の指定などに機動的に取り組むよう要請するものとする。

(4) 国による暫定的利用の拡大

イ 関係地方公共団体における留保地の利用計画が未策定の場合、あるいはその策定がなされても関係地方公共団体から暫定的利用の要望が出されない場合には、当該留保地の効率的、収益的な管理を図るため、その規模、立地条件あるいは利用計画の策定状況、更にはその利用計画の具体化の時期等を勘案しつつ、地域住民の福祉の向上、利便性の増進等にも配慮し、有償貸付け又は管理委託を活用して、速やかな売却の支障とならない範囲で、暫定的利用に積極的に取り組むものとする。

ロ この暫定的利用に当たっては、広く一般を対象として、効果的な情報提供及び需要の把握に努めるものとする。また、暫定的利用の内容については、臨時的な駐車場や資材置き場等の短期間の有償貸付けに限定せず、速やかな売却の支障とならない範囲で、利用内容の多様化も検討するものとする。

ハ なお、暫定的利用の需要が競合する場合には、公正性、公平性、経済性等に配慮し、競争原理を働かせながら、契約相手方を決定するものとする。

3 留保地以外の未処理の土地の取扱い

個別の処理の大綱答申等において地元地方公共団体等利用として区分された土地(昭和51年6月21日国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」の利用区分でいうA地区)で、現在まで未処理となっているものについても、留保地と同様に取り扱うものとする。

4 本省承認

特別の事情があるため、本通達に定めるところと異なる処理をすることが適当であると認められる場合には、理財局長の承認を得た上、当該処理をすることができるものとする。

エ 返還予定財産の処分方針の策定について

平成21年6月22日 財理第2739号
最近改正 令和6年3月29日 財理第1008号
財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

財務省所管普通財産のうち、在日米軍から返還される予定の財産について、速やかに、かつ透明で公正な手続に則った処分を行うため、その処分方針策定に関し、下記のように取り扱うこととしたので了知されたい。

記

第1. 基本方針

在日米軍から返還される予定の国有財産は、国民共通の貴重な財産であるとともに、その規模等を勘案すると、その利活用の方向性が地域の経済や都市環境、生活環境に大きな影響を与えるものであることから、国民全体の利益増進を図るとともに、地元の意向も十分踏まえた有効活用策を策定する必要がある。

また、返還後も長期間有効活用されなかった場合、国民経済上の損失となるばかりでなく、管理費用も要することとなるため、返還後速やかに有効活用を図る必要がある。

このため、日米合同委員会、又は日米安全保障協議委員会によって返還合意がなされた財産について、透明で公正な手続きのもと、地元と十分協議を行い、地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。以下「地方防衛局等」という。）からの財産引継ぎ前に処分方針を決定し、引継ぎと同時に有効活用を図ることを基本とする。

第2. 対象財産

財務省所管普通財産のうち、返還合意により今後返還が予定されている土地で、面積が10ha以上のものを対象とする。ただし、次のいずれかに該当する財産を除く。（以下、「返還予定財産」という。）

- (1) 旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）に基づく処理をするもの
- (2) 返還要求の段階において、返還後の利用計画について既に地方審議会の答申を得ているもの
- (3) 財産の経緯・立地条件等の諸事情を勘案し、本通達と異なる処理をする必要があると財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）が判断するもの

第3. 処分方針の策定手続

1. 現況把握

- (1) 処分方針策定に当たっては、財産の現況を把握し、是正すべきものがある場合は是正しつつ、現況を踏まえた方針を策定する必要がある。
このため、財務局長等は返還予定財産の現況把握を行うものとし、地元地方防衛局等に資料提供等を求める。
- (2) 現況把握の過程において、詳細な占有状況調査等を行う必要があると認められた場合には、財務局長等は地元地方防衛局等及び地元地方公共団体とともに現況把握等のための調査会を設けるものとする。
- (3) 調査会では、詳細調査の方法等及び当該調査の結果必要と認められた措置を協議し、適切な役割分担のもと、調査及び措置を実行するものとする。
- (4) 調査会の運営規則等は、調査会において定めるものとする。

2. 利用計画の策定

- (1) 財務局長等は、返還予定財産について、取得調整等を通じ、国利用の計画の有無を適切に把握する。
(注) 取得調整等とは、以下のものをいう。
 - ①平成16年5月28日付財理第2065号「合同宿舎の計画的な整備について」通達に基づく5ヶ年計画
 - ②昭和49年6月13日付蔵理第2394号「庁舎等及び省庁別宿舎の取得等予定の調整について」通達に基づく庁舎等及び省庁別宿舎の取得等の予定の調整
- (2) 財務局長等は、返還予定財産について、国利用の計画の把握と併せて、地元地方公共団体に利用構想の策定を求めるものとする。

- (3) 財務局長等は、処分方針を検討するため、地元地方公共団体と協議会を設けるものとし、一つの市町村に複数の返還予定財産がある場合は、必要に応じ、全体の処分方針を検討する協議会とともに、その下部組織として、個々の返還予定財産の処分方針を検討する分科会を設けることができるものとする。なお、現況把握等のための調査会を設けた場合には、当該調査会をもって処分方針を検討する協議会又は分科会に代えることができるものとする。ただし、処分方針の決定は財務局長等及び地元地方公共団体が主体となって行うものとする。
- (4) 財務局長等は、協議会において、当該返還予定財産に関し国利用の計画がある場合はその旨地元地方公共団体に説明し、当該地方公共団体において策定する利用構想に盛り込むよう求めるものとする。
- (5) 財務局長等は、上記1の現況把握等及び地元地方公共団体が策定した利用構想を踏まえ、処分方針策定の協議を行うものとし、地元地方公共団体が策定する利用構想が第3—1—(3)で必要と認められた措置を踏まえたものであるかどうか検討するものとする。
- なお、処分方針策定にあたっては、令和元年9月20日付財理第3206号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達（以下、「最適利用通達」という。）記一第4に基づき留保財産として選定し、定期借地権による貸付けを行うことも検討することとする。
- (6) 財務局長等は、協議会の設置以前に、地元地方公共団体において、既に当該返還予定財産に関する利用計画が検討され、財務局長等にその概要等が説明されている場合は、当該利用計画が現況把握等を踏まえたものであるかどうか検討のうえ、当該利用計画をもとに処分方針策定の協議を行うものとする。
- (7) 財務局長等は、協議会において協議が整った処分方針が財務局長等に提出された場合は、それを尊重することとする。
- なお、財務局長等は、必要に応じ国有財産地方審議会に利用計画大綱を審議する。その際、協議会での協議状況等を報告する。
- (8) 財務局長等は、当該財産の返還予定時期が確定した場合、速やかに当該地方公共団体に処分方針に基づく利用計画の提出を求めるものとする。財務局長等は、速やかに、国有財産地方審議会への諮問等必要な手続きを行い、利用計画を決定するものとする。

3. 報告

財務局長等は、返還予定財産を有している場合、返還予定財産の現況、現況把握のための調査会及び処分方針を検討する協議会の運営状況、処分方針等の策定状況について、毎年度3月31日現在の状況を別紙様式により作成し、翌年度の5月31日までに理財局長に提出するものとする。

第4. 処分等

財務局長等は、地方防衛局等から財産引継ぎ後、直ちに処分等を行うものとする。ただし、諸事情により処分までに時間を要する場合は、最適利用通達記一第6—4に定める個別活用財産として、処分に支障の出ない範囲で、管理委託又は一時貸付け等の暫定的利用ができるものとする。

なお、個別活用財産とした返還財産を貸付けする場合には、建物の所有以外の目的で土地を貸付ける場合で、貸付期間について3年を超える必要があると財務局長等が判断した場合は、30年以内の貸付期間を設定できることに留意する。

第5. その他

1. 面積が10h a未満の返還予定財産についても、本通達を準用して処理することを妨げない。
2. 本通達により処理することが適当でないと思われる場合には、理財局長の承認を得て処理することができるものとする。

第6. 書面等の作成・提出等の方法

1. 電子ファイルによる作成
本通達に基づき、作成を行う書面等（書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、電子ファイルにより作成を行うことができる。
2. 電子メール等による提出等
 - (1) 本通達に基づく提出等の手続のうち、書面等により行うこととしているものについては、電子メール等の方法により行うことができる。
 - (2) 上記(1)の方法により提出等を行うときは、電子ファイルをもって行うものとする。

（処分等）

第20条 普通財産は、第21条から第31条までの規定によりこれを貸し付け、管理を委託し、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定めをした場合に限り、出資の目的とすることができる。

（無償貸付）

第22条 普通財産は、次に掲げる場合においては、地方公共団体、水害予防組合及び土地改良区（以下「公共団体」という。）に、無償で貸し付けることができる。

(1) 公共団体において、緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場又は信号機、道路標識その他公共用若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。

(2) 公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。

(3) 公共団体において、災害が発生した場合における応急措置の用に供するとき。

(4) 地方公共団体において、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第14号の地震防災応急対策の実施の用に供するとき。

(5) 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第5号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。

(6) 地方公共団体において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第3項の国民の保護のための措置又は同法第172条第1項の緊急対処保護措置の実施の用に供するとき。

2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、行うことができない。

3 各省各庁の長は、第1項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

（譲与）

第28条 普通財産は、次に掲げる場合においては、譲与することができる。

(1) 公共団体において維持及び保存の費用を負担した公共用財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体に譲与するとき。

(2) 公共団体又は私人において公共用財産の用途に代わるべき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその負担した費用の額が当該用途の廃止時における当該財産の価額に対して占める割合に対応する価額の範囲内において当該公共団体又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。

(3) 公共用財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によつて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲与するとき。ただし、寄附の際特約をした場合を除くほか、寄附を受けた後20年を経過したものについては、この限りでない。

(4) 公共団体において火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設又はと畜場として公共の用に供する普通財産を当該公共団体に譲与するとき。ただし、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

＜参考＞最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について（抜粋）

令和元年9月20日 財理第3206号
最近改正 令和7年12月17日 財理第3878号
財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長宛

今後の未利用国有地等の管理処分については、令和元年6月14日財政制度等審議会答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」の趣旨を踏まえて、下記によることとしたから通知する。

なお、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」通達は廃止することとする。

また、令和元年9月20日までに、取得等要望の受付を開始しているなど処分等に向けた具体的な手続を進めている未利用国有地等について、なお従前の例により取り扱うことができるものとする。

記

第1 基本方針

未利用国有地等の管理処分に当たっては、個々の財産の位置、規模、周辺の土地利用状況、土地利用に関する計画や規制に応じた活用策を採用することにより、地域や社会の要請及び国の財政事情を勘案し、有効活用を推進することとする。

具体的には、有用性が高く希少な国有地については、将来世代における地域・社会のニーズにも対応する観点から、国が所有権を留保し、活用を図ることとする。その活用にあたっては土地の高度利用を可能としつつ、将来に亘って用途が固定化することを避けるため、定期借地権による貸付けを前提として対応することとする。

また、国が所有権を留保しない財産であっても、売却だけでなく定期借地権による貸付けなど、個々の土地の特性に応じた管理処分方策を検討するほか、二段階一般競争入札、地区計画活用型一般競争入札などの手法も効果的に用いることとする。

さらに、国有地の管理コスト削減のため、これまで以上に国として保有する必要のない財産の売却促進に取り組むとともに、保有中の財産についても処理方針の決定や有効活用・最適利用を行うまでの間において、一時貸付け等（令和元年9月20日付財理第3209号「普通財産を暫定活用する場合の取扱いについて」通達（以下「暫定活用通達」という。）に規定する一時貸付け、3年を超える貸付け及び事業用定期借地権を設定した貸付け並びに昭和48年10月23日付蔵理第4676号「普通財産の管理を委託する場合の取扱いについて」通達（以下「管理委託通達」という。）に規定する管理委託をいう。以下同じ。）の暫定活用の促進に努めるものとする。

なお、平成18年3月17日付財理第1037号「財務省所管一般会計所属普通財産における未利用国有地の現状把握について」通達（以下「現状把握通達」という。）記-2-(1)-イの対象財産（国において利用する予定の財産）は本通達の対象外とする。

＜参考＞横浜国際港都建設法（抜粋）

昭和25年10月21日 法律第248号

（目的）

最終改正 平成11年12月22日 法律第160号

第1条 この法律は、横浜市をその沿革及び立地条件にかんがみて、わが国の代表的な国際港都としての機能を十分に発揮し得るよう建設することによつて、貿易、海運及び外客誘致の一層の振興を期し、もつてわが国の国際文化の向上に資するとともに経済復興に寄与することを目的とする。

（計画及び事業）

第2条 横浜市をわが国の代表的な国際港都として建設するための都市計画（以下「横浜国際港都建設計画」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に定める都市計画の外、国際港都にふさわしい諸施設の計画を含むものとする。

2 横浜国際港都建設計画は、前条の目的にてらして、特に外国人の日常生活様式及び事業経営方式を考慮に入れた国際的に高度の水準のものでなければならない。

3 横浜市を国際港都として建設する都市計画事業（以下「横浜国際港都建設事業」という。）は、横浜国際港都建設計画を実施するものとする。

（事業の助成）

第5条 国は、横浜国際港都建設事業の用に供するため、必要があると認める場合においては、国有財産法（昭和23年法律第73号）第28条の規定にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に対し、普通財産を譲与することができる。

(5) 消防相互援助協約

ア 横浜市及び在日米海軍

制 定 昭和60年11月25日
最近改正 平成20年2月1日

この協約は、平成20年2月1日、横浜市安全管理局長と在日米海軍司令官との間で締結した。

根 拠

ここに両者は、その管轄する区域内における火災及びその他の災害（以下「火災等」という。）などの緊急事態を鎮圧するための人員及び装備を維持しているため、その管轄する区域に対し、利用できる消防力の増大をそれぞれ希望し、相互の管轄する区域が隣接しているため、火災等の緊急事態においては、相互に援助することが可能であると認められ、このような協約を締結することは、横浜市安全管理局並びに米海軍省の方針であり、これらの条件に合致する相互援助を行うこの協約は、効果的で望ましく実施可能、かつ、相互に有益であると認められるので、以下協約する。

- 1 この協約に基づいて提供する援助は、それぞれの消防機関の技術上の長により作成され、承認された細部計画及び運営手続（以下「運営手続細目」という。）に従って達成されるものとする。
- 2 この協約の当事者の一方に属する消防機関の上席指揮者又は現にその火災等現場で活動中の消防機関の上席指揮者は、援助要請を必要と認めた場合、いつでもこの協約に基づき、火災等防御の援助を要請することができるものとする。この場合において、援助の要請を受けた消防機関の上席指揮者は、直ちに次の措置を執るものとする。
 - (1) いかなる人員及び装備を派遣すべきかを直ちに決定する。
 - (2) この協約に基づき要請を受けた上席指揮者は、派遣すべき人員及び装備を判断し、任務を指示したのち出動させる。
- 3 この協約に基づく援助の供与は、強制されるものではない。ただし、援助の要請を受けた消防機関において、もしも援助することができない事由があるときは、直ちにその旨を要請側に通知するものとする。
- 4 この協約の各当事者は、他方の当事者に対し、この協約の遂行の結果起きるいかなる損失、損害、人身傷害又は死亡に対しての補償についてすべての請求権を放棄するものとする。
- 5 この協約に基づく援助は、この協約の当事者のいずれの側からも無償で提供するものとする。
- 6 援助を要請した消防機関の上席指揮者は、消防活動の全責任を有するものとする。ただし、援助を提供する消防機関の上席指揮者は、それぞれの消防機関の技術上の長により作成され、承認された運営手続細目に従い、消防活動の調整を行うことができるものとする。
- 7 この協約に基づく両当事者の所属消防機関の幹部及び隊員は、互恵の基盤に立つて、各施設の保安上の規制に適応する範囲内で、それぞれの地域に対する精通を目的とした案内付訪問を時宜に応じて行い、可能な限り警防計画策定のための現場検討及び訓練・演習を合同で実施するものとする。
- 8 この協約に関するすべての修正は、文書により行い、協約書に添付するものとする。
- 9 この協約は、本書に記載の日から発効し、相互の同意によるか、又は一方から他方に対し文書による60日前の予告をもって解除するまで、その効力を有するものとする。
- 10 この協約が発効する日をもって、次の消防相互援助協約は、効力を失うものとする。
 - ・ 横浜市消防局と在日米海軍横須賀基地司令官との「消防相互援助協約」（1985年11月25日）

以上の証拠として、両当事者は上記記載の年月日に横浜市と在日米海軍司令部でこの協約に署名した。ひとしく正文である日本語及び英語で本書を各2通作成した。

横浜市安全管理局
局 長
橋 川 和 夫

在日米海軍司令部
司令官 海軍少将
ジェームズ・D・ケリー

イ 横浜市及び在日米陸軍

制 定 昭和59年1月17日
最近改正 平成18年4月1日

横浜市安全管理局長と在日米陸軍基地管理隊長とは、火災及びその他の災害から人命と財産を守るため、その予防、警防上の責任を有し、消防活動について相互援助をすることが、有益かつ好都合であると考え、両者は、それぞれの責任地域の消防活動を援助する相互援助協約を締結することを希望する。

ゆえに、この協約は、下記に指名された正当な権限を有する代表者により実施されるものである。

(相互援助)

第1条 横浜市安全管理局長は、在日米陸軍基地管理隊長又は両者が認定した代理人の援助要請があったときは、要請する機関の消防活動を援助するため、火災防御の人員と装備を相互に派遣するものとする。

2 横浜市安全管理局長、在日米陸軍基地管理隊長又はその代理人は、消防部隊等の援助派遣が独自の業務に著しい妨げとなると判断した場合は、その派遣を中止する権利を留保するものとする。

(援助区域)

第2条 横浜市安全管理局長及び在日米陸軍基地管理隊長の火災防御の人員及び装備は、下記に挙げる区域について援助するものとする。

(1) 横浜市安全管理局長が援助する区域は、横浜市域内の在日米陸軍施設とする。

(2) 在日米陸軍基地管理隊長が援助する区域は、横浜市内の在日米陸軍施設付近とする。

(援助の要請)

第3条 援助の要請は、横浜市安全管理局と在日米陸軍間で設置した専用電話で行うものとする。

(指揮と統制)

第4条 援助消防部隊は、援助要請側の最高指揮者の指揮下に入るものとする。

2 援助要請側の最高指揮者は、火災が鎮圧されるか、又は援助を必要としないと判断したときは援助消防部隊の任務を解除するものとする。

(弁済と補償)

第5条 援助による人員の負傷、死亡及び装備の損害に対する請求権は、相互に放棄するものとする。

2 この協約に基づくすべての援助に要する経費は、相互に負担するものとする。

(効力の発生)

第6条 この協約は、両当事者が署名押印した時点から効力を発する。又、以前に取り交わした横浜市安全管理局と在日米陸軍との口頭又は書面によるすべての協約は、これを廃止する。

(改正と廃止)

第7条 この協約の内容は、いつでもいずれか一方の当事者の要請により再検討することができ、かつ、相互の当事者の合意により改正できるものとする。

2 この協約は、いずれか一方の当事者の書面による通告によりいつでも討議し、廃止されるものとする。

(協約の保管)

第8条 この協約は、日本語及び英語とも正本とし各1通作成し両当事者が保管するものとする。

正当な権限を有する両当事者が、協約締結の証として、署名する。

平成18年4月1日
横浜市安全管理局
局長
橋川 和夫

在日米陸軍基地管理隊長
陸軍大佐(工兵科)
ガーランド H. ウィリアムス

(6) 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書

ア 横浜市及び米海軍横須賀基地司令部

制定 平成 21 年 2 月 20 日

横浜市と米海軍横須賀基地司令部とは災害対応準備及び災害救援の共同活動に関し、次の事項について合意する。

(目的と範囲)

本覚書は、横浜市と米海軍横須賀基地司令部（以下「横須賀基地司令部」という。）間の災害対応準備及び災害救援のため、相互支援と援助に関する共同活動の範囲を定めるものである。

災害はいつ発生するか分からず、人々、施設、そして財産が自然災害や人的災害によって被害を受ける。

横浜市と横須賀基地司令部は、市や基地で働く者や居住者の生命と安全を守るという共通の目標を持つ。

横浜市と横須賀基地司令部間の災害対応準備と災害救援に関しての緊密な協力と共同活動により、必要不可欠な公共サービスを維持回復するための適時で効果的な活動を促進する。

(定義)

災害対応準備とは、災害に効果的な対応をとることにより生命と財産を守り、必要不可欠な公共サービスを維持回復することを目的とした、不測事態等に対応する計画の立案及び共同活動を意味するものである。

災害救援とは、災害による被災者に対しての横浜市と横須賀基地司令部間の合意に基づく災害救援活動であり、経済活動に対する恒久的な貢献まで含むものではない。

この活動は、人命救助、被災者の搬送、食料や衣服や医薬品そして寝台や寝具の提供、臨時避難所及び仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供等を含む人道的支援である。

(計画と実施に関する基本的事項)

災害対応準備と災害救援が要請され受け入れられた場合、横浜市と横須賀基地司令部は相互に支援を行うことができる。

そのような支援は、本来業務に支障のない範囲の資材を使用し、期間を限定して実施される。

提供される支援は、緊急を要するもので、一般的な復興作業まで含むものではない。

災害支援に伴う経費については、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担するものとする。

本覚書は、横浜市と横須賀基地司令部の管轄する根岸住宅地区並びに池子住宅地区及び海軍補助施設に適用される。また、いかなる支援供与の義務を課すものではない。

(共同活動の範囲)

災害対応準備と災害救援に関し、より効果的な共同活動を増進するため、横浜市と横須賀基地司令部は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

相手方に影響を与えるおそれがある事象については、全て通知する。

災害救援のため災害対策本部を設置するときは、相手方にその旨を連絡する。

被災状況及び対応状況を適宜連絡する。

要請に基づく災害対応準備と災害救援の支援は、それぞれの国の法律、規則、細則に従い実施する。

情報交換、セミナー、会議、視察、訓練やデモンストレーション等を通して、災害対応の共同活動や専門的技能の向上を促進していく。

(附則)

本覚書は両者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、両者の合意のもと修正或いは改正ができる。また、両者の合意により、若しくは両者のいずれかが、終了予定の 60 日前までに提示する文書通知によって終了することができる。

平成 21 年 2 月 20 日

中田 宏
横浜市長

ダニエル L. ウィード 米海軍大佐
米海軍横須賀基地司令官

イ 横浜市及び米陸軍基地管理本部

制定 平成 27 年 3 月 30 日

(目的と範囲)

本覚書は、横浜市と在日米陸軍基地管理本部間の災害準備及び災害救援活動において相互の支援活動を調整するための範囲を定める。

横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、適時かつ的確な協力と、適正で効果的な相互支援が、大規模災害後の復旧に向けた作業を成功させるために不可欠であると認識する。ゆえに、横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、災害準備・災害救援活動の相互支援体制強化、向上を目的として、この覚書を締結する。

市民や基地に勤務する者または居住する者の生命及び安全を守る事は、横浜市と在日米陸軍基地管理本部にとって共通の最優先事項である。

(定義)

「災害」とは、地震、洪水、台風などの異常な自然現象のほか、相互支援を要する重大な事件や事故を意味する。

「災害準備」とは、災害を想定した事前の準備活動を意味する。

「災害救援活動」とは、双方の同意に基づく迅速な支援である。ただし、この活動は被災者及び被災地の恒久的な経済及び基盤の再建は含まれない。

災害救援活動には、消防、人道的援助とそれに係わる人員と物資の搬送、食料・衣服・医薬品とその他物資の提供、臨時避難所及び仮設住宅の設置、応急医療・人命救助措置、在日米陸軍基地の外に居住する在日米陸軍の人員・家族の安全確認、及び在日米陸軍基地内で働く日本国民等の安全確認などが含まれる。

(計画と実施に関する基本事項)

大規模災害発生時の在日米陸軍基地管理本部としての第一の優先事項は、組織を再調整し、防衛の任務を遂行可能にする事であるが、災害救援活動の継続期間、種類及び範囲について上級司令部の指示を求める事を含め、国防総省の認める範囲で、積極的に災害救援活動に協力する。

支援は緊急を要するものに提供されるものとし、一般的な復興作業はこれを含まない。

災害準備・災害救援活動に係る経費については、日米両国政府の取り決めに基づくほか、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担する。

本覚書の適用範囲は横浜市の管轄する地域と、在日米陸軍基地管理本部の管轄する在日米陸軍基地管理本部施設に限定される。また、本覚書によって横浜市と在日米陸軍基地管理本部が支援供与の義務を負うものではない。

(共同活動の範囲)

横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、災害準備・災害救援活動において相互の支援活動を計画・調整するための連絡先を設置する。

災害救援活動のための災害対策本部あるいは危機行動班を設置するときは、いずれの相手方に対してもその旨を連絡する。

要請に基づいて災害救援活動ならびに支援を実施する場合、実施する側それぞれの国の法律・規則・細則に従うものとする。

情報交換・研修・会議・視察・訓練及び演習を通して災害準備の調整を促し、専門的スキルを育成する。

(附則)

本覚書は、横浜市長と在日米陸軍基地管理本部司令官の署名により発効し、両者の合意のもと修正・改正できる。

本覚書は、両者の合意により、あるいは、いずれかが終了予定の 60 日前までに提示する文書通知により、終了することができる。

横浜市と在日米陸軍基地管理本部は、実際に災害が発生したときに使用される災害準備及び災害救援活動に関する手引書を作成する事に合意する。

この覚書は記載事項に対し調整をするものである。内容の詳細もしくは同意においては、2007 年 4 月 27 日付けの日米合同委員会覚書に基づいて同意されなければならない。また、この覚書と日米合同委員会覚書において疑義が生じた場合には、日米合同委員会覚書に基づいて了承されるものとする。

平成 27 年 3 月 30 日

林 文子
横浜市長

ジョイ L. カレラ 米陸軍大佐
在日米陸軍基地管理本部司令官

(7) 神奈川県基地関係縣市連絡協議会規約

制 定 昭和39年5月21日
最近改正 令和3年4月1日

(名 称)

第1条 この会は、神奈川県基地関係縣市連絡協議会(以下「協議会」という。)という。

(組 織)

第2条 協議会は、神奈川県(以下「県」という。)及び基地に関係ある神奈川県内各市(以下「関係市」という。)をもって組織する。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、神奈川県庁内に置く。

(目 的)

第4条 協議会は、基地問題について県・関係市が密接な連絡を保ち、相互に協力し、その解決をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 基地の返還及び整理・縮小に関すること。
- (2) 基地跡地の利用に関すること。
- (3) 基地公害の防止及び周辺対策に関すること。
- (4) 基地対策推進のための調査・研究に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(役職員)

第6条 協議会に次の役職員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 監 事 2名
- (4) 事務局長 1名

(役職員の選任)

第7条 役職員の選任は、次の方法による。

- (1) 会長は県知事とする。
- (2) 副会長は、関係市長の中から定例会において推薦した者を会長が委嘱する。
- (3) 監事は、定例会において互選する。
- (4) 事務局長は、県政策局基地対策部基地対策課長とする。

(役職員の任期)

第8条 副会長及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 副会長及び監事は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、特別会、定例会及び臨時会とする。

- 2 特別会は、県知事及び関係市長による会議として、重要な案件について必要がある場合に開催する。
- 3 定例会は、県及び関係市の基地関係部課長による会議とし、年4回開催する。
- 4 臨時会は、会長が必要と認める場合に定例会の構成員により開催する。

(召 集)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 特別会は会長が議長となり、定例会及び臨時会は、会長が指定する県の職員が議長となる。

(特別委員会)

第11条 特定の基地問題を協議するため、定例会又は臨時会の決定により特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会は、当該基地問題に関係ある県及び市の部課長をもって構成する。
- 3 特別委員会の活動のため必要があると認めるときは、学識経験者等を委嘱し、又はこれに委託して調査、研究することができる。

(会 計)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 協議会の経費は、県及び関係市の負担金をもってあてる。
- 3 前項の負担金の額は、定例会においてこれを定める。
- 4 協議会の予算の決定及び決算の承認は、定例会において行う。

(補 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、定例会にはかかって会長が定める。

附 則

この規約は、昭和39年5月21日から施行する。(以下略)

(参 考) 神奈川県基地関係縣市連絡協議会の構成自治体(令和3年4月1日現在)

神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

(8) 厚木基地騒音対策協議会規約

制 定 昭和63年8月16日

最近改正 平成25年4月1日

(名 称)

第1条 この会は、厚木基地騒音対策協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 厚木基地における夜間連続離着陸訓練等による航空機騒音問題に関し、厚木基地周辺の行政及び議会関係者が相互の連絡、協調を密にして、騒音問題の解消に向けて実効ある運動を進めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国、国会、米軍等への要請活動
- (2) 騒音問題に関する情報交換
- (3) 代替訓練施設の早期実現等航空機騒音対策の協議
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 この協議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 神奈川県知事(以下「知事」という。)、神奈川県議会議長及び神奈川県議会議員(若干名)
- (2) 横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び町田市の市長並びに市議会議長

(会 長)

第5条 協議会に、会長を置き、会長は知事をもって充てる。

- 2 会長は、この協議会の会務を掌理し、この会を代表する。

(顧 問)

第6条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、神奈川県第12区から第16区に活動の基盤を有する衆議院議員及び神奈川県選出の参議院議員のうちから、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、会長が指名するものが議長となる。
- 3 会議は、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、予算・決算等協議会の運営に関する事項を処理する。
- 3 幹事は、県及び市の部長(渉外関係事務を司る室長が置かれているときは、その室長を含む。以下同じ。)をもって充て、幹事長は県の部長とする。
- 4 幹事会は、必要に応じて開催する。

(事務局)

第9条 事務局は、神奈川県政策局基地対策部基地対策課内に置く。

(経 費)

第10条 協議会の経費は、県及び関係市の負担金をもって充てる。

(補 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和63年8月16日から施行する。(以下略)

(参 考) 厚木基地騒音対策協議会の構成自治体(令和3年4月1日現在)

神奈川県、横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、町田市

(9) 厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会設置要綱

(目 的)

第1条 「再編の実施のための日米ロードマップ」(平成18年5月1日)に記載された厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐に関し、防衛省南関東防衛局、神奈川県及び厚木飛行場周辺9市(横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市及び東京都町田市をいう。以下同じ。)の間で、移駐の具体的なスケジュールや進捗状況、移駐までの間の騒音軽減等について情報交換等を行うため、「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 空母艦載機の移駐の具体的なスケジュールや進捗状況に係る国から神奈川県及び厚木飛行場周辺9市への情報提供等に関すること。
- (2) 移駐までの間の騒音軽減策等、厚木飛行場周辺住民及び自治体の負担軽減策に関すること。
- (3) 厚木基地騒音対策協議会が政府に対して要請を行った事項に関すること。
- (4) その他協議会において協議されることが合意された事項

(構 成)

第3条 協議会の構成員は、防衛省南関東防衛局長、神奈川県副知事及び厚木飛行場周辺9市の副市長とする。

2 協議会には、構成員の要請を踏まえ、必要に応じ協議会構成員以外の者を出席させることができる。

(幹 事)

第4条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、第2条に掲げる事項について、必要な調整を行う。

3 幹事は、防衛省南関東防衛局、神奈川県、大和市及び綾瀬市の職員をもって充てる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、防衛省南関東防衛局及び神奈川県で構成する事務局を置く。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で協議し、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

(10) 航空事故等連絡協議会規約

制 定 昭和62年1月20日
最近改正 平成28年1月15日

(目 的)

第1条 本協議会は、神奈川県下における米軍又は自衛隊による航空事故その他不測の事故及び事故に伴う災害（以下「航空事故等」という。）が発生した場合に備え、関係機関相互の迅速な連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協議会は、航空事故等連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構 成)

第3条 協議会は、別表の関係機関をもって構成する。

(協議事項)

第4条 協議会は、次の事項について協議する。

(1) 緊急連絡体制の整備

ア 関係各機関における連絡責任者の指定

イ 航空事故等緊急連絡情報の経路

(2) 応急及び救援活動

ア 負傷者救援

イ 現場対策

ウ 財産被害者救済

エ 便宜供与その他

(3) その他必要な事項

(会議の開催)

第5条 協議会の会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、関係機関から要請のあった場合、又は必要のある場合は、随時開催できる。

2 協議会は、必要に応じ関係機関の一部で構成する部会を設置し、部会を随時開催することができる。

(会議の運営及び決定事項)

第6条 会議の運営は、南関東防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議における決定事項は、会議録をもって確認する。

(会議の庶務)

第7条 協議会の庶務は、南関東防衛局管理部業務課において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要事項は、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、昭和62年1月20日から施行する。(以下略)

航空事故等連絡協議会関係機関一覧

機 関	担当部署
第三管区海上保安本部	警備救難部 救難課 運用司令センター
横浜海上保安部	警備救難課
横須賀海上保安部	警備救難課
神奈川県	政策局 基地対策部 基地対策課 くらし安全防災局 危機管理防災課
神奈川県警察本部	刑事部 国際捜査課 警備部 危機管理対策課
横浜市	都市整備局 基地対策課 総務局 緊急対策課 消防局 警防課
横須賀市	市長室 国際交流・基地政策課 消防局 警防課
藤沢市	防災安全部 災害対策課 消防局 警防課 情報指令センター
茅ヶ崎市	くらし安心部 防災対策課 消防本部 警防救命課
相模原市	市長公室 基地対策課 危機管理局 危機管理統括部 防災対策担当 消防局 警防課
厚木市	企画部 危機管理課 消防本部 警防課

機 関	担当部署
大和市	市長室 基地政策課
	消防本部 警防課
海老名市	財務部 企画財政課
	消防本部 警防課
座間市	総合政策部 総合政策課 基地政策係
	消防本部 警防課
綾瀬市	市長室 基地政策課
	消防本部 消防総務課 警防担当
寒川町	町民部 町民安全課
在日米陸軍	在日米陸軍司令部 第5 / 9部 政治軍事課
	緊急業務局
在日米海軍司令部	政策審議連絡室
米海軍日本管区司令部	地域危機管理官
	消防隊
米海軍厚木航空施設	渉外担当民事部
陸上自衛隊第4施設群	第3科
陸上自衛隊東部方面混成団	第3科
海上自衛隊第4航空群	作戦幕僚
南関東防衛局	管理部 業務課 事故補償第1係
横須賀防衛事務所	業務課 業務第2係
座間防衛事務所	業務第2係
☆川崎市	危機管理本部 危機対策部

☆オブザーバー

横浜市都市整備局基地対策課

令和8年6月発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045(671)2168 FAX 045(663)2318

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/kichi/kichitaisaku.html>

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027